(第十二条の六関係)	○構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(第十二条の六関係)	○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)(第十二条の六関係) 一一九	○特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)(第十二条の五関係)	○特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)(第十二条の四関係)	○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)(第十二条の三関係)	○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)(第十二条の二関係)	○電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)の一部改正(第十二条関係)	○電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)の一部改正(第十一条関係)	○電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)の一部改正(第十条関係)	○熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)の一部改正(第七条関係)	○ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部改正(第六条関係)	○ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部改正(第五条関係)	○ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部改正(第四条関係)	○電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)(第三条の二関係)	○電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部改正(第三条関係)	○電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部改正(第二条関係)	○電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部改正(第一条関係)
		構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(第十二条の六関係)	構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(第十二条の六関係)	構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(第十二条の六関係)	構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(第十二条の六関係)	構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(第十二条の六関係)	構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(第十二条の六関係)	構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(第十二条の六関係)	構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(第十二条の六関係)	構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(第十二条の六関係)	構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十八号)の一部改正(第十二条の六関係) 二 精造改革特別区域法(平成十四年法律第八十八号)の一部改正(第十二条の六関係) 二 素法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)の一部改正(第十二条関係) 二 村別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)(第十二条の五関係) 二 村の手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成二十六年法律第七十二号)の一部改正(第十二条関係) 二 村の手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十二号)(第十二条の五関係) 二 村の手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十二号)(第十二条の五関係) 二 中の手法律第二百五十二号)(第十二条の五関係) 二 中の手法律第二百五十二号)(第十二条の五関係) 二 中の手法律第二百五十二号)(第十二条の五関係) 二 中の一部改正(第十条関係) 二 中の一部改正(第十条関係) 二 中の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二百五十二号)の一部改正(第十条関係) 二 中の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の一部改正(第十二条の六関係) 二 中の一部を改正する法律(中の一十四年法律第二百五十二号)の一部改正(第十二条の六関係) 二 中の一部を改正する法律(中の一十四年法律第二十二年法律第二十二号)の一部改正(第十二条の六関係) 二 中の一部を改正する法律(中の一十四年法律第二十二号)の一部改正(第十二条の六関係) 1 中の一部を改正する法律(中の一十二年法律第二十二号)の一部改正(第十二条の六関係) 1 中の一年法律第二十二年の一年法律第二十二号)の一部改正(第十二条の六関係) 1 中の一部を改正する法律(中の一十二年法律第二十二年の一年法律第二十二号)(第十二条の五関係) 1 中の一年法律第二十二年の一年法律第二十二号)(第十二条の五関係) 1 中の一年法律第二十二年の一年法律第二十二号)(第十二条の五関係)	構造改革特別区域法(平成十四年法律第五十一号)の一部改正(第十二条の六関係)	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部改正(第六条関係)	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部改正(第五条関係)ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部改正(第五条関係)ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部改正(第五条関係)ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部改正(第五条関係)	電気事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部改正(第四条関係)	電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部改正(第四条関係)	電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部改正(第三条関係)

○経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)(第十三条関係)
○国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)(第十二条の八関係)
○産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)(第十二条の七関係)
《私 とこ・ 】 :: (***) : (
○総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)(第十二条の七関係)
○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)(第十二条の七関係) 一三四
○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)(第十二条の七関係) 一三三
(第十二条の七関係)
○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)
○構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(第十二条の七関係)
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)(第十二条の七関係) 一三○
○国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)(第十二条の六関係)
○産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)(第十二条の六関係)
○福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(第十二条の六関係)
○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)(第十二条の六関係)
○総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)(第十二条の六関係)
○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)(第十二条の六関係) 二三三
○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)(第十二条の六関係) 二二

○電気事業法等の一部を改正する等の法律案(附則関係)	○経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)(第十四条関係)
七	五.

修 正 後	修正前(任為辛之)(何][辛之]
(電気事業法の一部改正)	(電気事業法の一部改正)
第一条 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) の一部を次の	第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部を次の
ように改正する。	ように改正する。
目次中「第三章 会計及び財務(第三十四条—第三十七条)」を	目次中「第三章 会計及び財務(第三十四条―第三十七条)」を
「第三章 会計及び財務(第三十四条—第三十七条)	「第三章 会計及び財務(第三十四条—第三十七条)
第四章 あつせん及び仲裁(第三十七条の二―第三十七条の	第四章 あつせん及び仲裁(第三十七条の二―第三十七条の
四)」 に、「第四編 土地等の使用(第五十八条—第六十六条)」を	五)」 に、「第四編 土地等の使用(第五十八条—第六十六条)」を
「第四編 土地等の使用(第五十八条—第六十六条)	「第四編 土地等の使用(第五十八条—第六十六条)
第四編の二 電力取引監視等委員会(第六十六条の二―第六十	第四編の二 電力取引監視等委員会(第六十六条の二―第六十
六条の十七)」に改める。	六条の十六)」 に、「第百十四条」を「第百十四条の二」に改める。
第十九条第一項中「経済産業省令」を「電力取引監視等委員会	(新設)
規則(以下この節において「委員会規則」という。)」に、「経済産	
業大臣」を「電力取引監視等委員会(以下この節及び第三節にお	
いて「委員会」という。)」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」	
を「委員会」に改め、同条第三項中「経済産業省令」を「委員会	
規則」に改め、同条第四項中「経済産業省令」を「委員会規則」	

改める。 員会」に改め、 び第十項中 会規則」 業大臣」を「委員会」に改め、 に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め 「委員会規則」に改め 「経済産業省令」を「委員会規則」 に、 「経済産業大臣」を 「経済産業大臣」 同条第十三項中 同条第七項中「経済産業省令」を「委員 を「委員会」 同条第六項中 「経済産業大臣」を「委員会」 「委員会」 「経済産業大臣」を「委 に改め、 に改め 同条第五 「経済産業省令」 同条第十二項 項中 同条第九項及 「経済産

を「委員会」に改める。 済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」第十九条の二第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経

改める。第二十一条第一項ただし書中「経済産業大臣」を「委員会」に

める。 同条第十 省令」を「委員会規則」に、 済産業省令」 員会規則」に改め、 員会」に改め、 第二十二条第 「経済産業大臣」を「委員会」に改め、 一項及び第十二項中「経済産業大臣」を「委員会」に改 を 同条第五項及び第六項中 「委員会規則」 項、 同条第七項中 第三項及び第四項中 「経済産業大臣」を「委員会」に改め、 に改め 「経済産業省令」を「委員会規 同条第九項中 「経済産業省令」を 「経済産業大臣」 同条第八項中 「経済産業 を 「委 委

第二十三条中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」第二十四条第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経

を「委員会」に改める。

大臣」を「委員会」に改める。「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第三項中「経済産業第二十四条の二第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、

大臣」 第三項中 済産業省令」を「委員会規則」に改め、 「経済産業大臣」 第二十四条の三第 を「委員会」に改める。 「経済産業大臣」 を 「委員会」 項中 を「委員会」に改め、 「経済産業省令」を に改め 同条第五項中「経済産業 同条第二項ただし書及び 「委員会規則」 同条第四項中 に、

「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第四項及び第五項中第二十四条の四第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、

第二十四条の六第二項及び第三十条中「経済産業大臣」の下に

経済産業大臣」

を

「委員会」に改める。

「又は委員会」を加える。

第三十七条の次に次の一章を加える。

第四章 あつせん及び仲裁

(あつせん)

第三十七条の二 電気供給事業者間において、電力の取引に係る

第三十七条の次に次の一章を加える。

第四章 あつせん及び仲裁

(あつせん)

第三十七条の二 電気供給事業者間において、電力の取引に係る

りでない。 契約その他の取決めであつて政令で定めるもの(以下この項、 請又は次条第 て「委員会」という。)に対し、あつせんを申請することができ ときは、 き金額、 又は契約等の締結に関し、 わらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、 という。) について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかか 次条第一項及び第六十六条の二第三項第二号において「契約等」 ただし、 当事者は、 条件その他の細目について当事者間の協議が調わない 当事者が第三十二条第一項の規定による裁定の申 項の規定による仲裁の申請をした後は、 電力取引監視等委員会(以下この章におい 当事者が取得し、若しくは負担すべ この 限

当事者が取得し、

若しくは負担すべき金額、

条件その他の細

目

電力取

引監視等委員会(以下この章において「委員会」という。)に対

あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三

について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、

2~6 (略)

(仲裁

第三十七条の三 (略)

2~4 (略)

(削る)

(政令への委任)

第三十七条の四 (略)

よる仲裁の申請をした後は、

この限りでない。

十二条第一項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定に

(仲裁)

2 6

(略)

第三十七条の三 (略)

2~4 (略)

(申請の経由)

第三十七条の四 この章の規定により委員会に対してするあつせ

ない。

ん又は仲裁の申

詩は

経済産業大臣を経由してしなければなら

(政令への委任

第三十七条の五 (略)

兀

契約その他の取決めであつて政令で定めるもの(以下この項及

約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じ

若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、

び次条第一項において「契約等」という。)について、一方が契

第六十六条の次に次の一編を加える。

第四編の二 電力取引監視等委員会

(設置等)

第六十六条の二 国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)

第三条第二項の規定に基づいて、経済産業省の外局として、電

力取引監視等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

3 委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつ2 委員会は、電力の適正な取引の確保を図ることを任務とする。

電力の取引の規制に関すること。

かさどる。

| 電気供給事業者間における契約等の締結に関する事件のあ

つせん及び仲裁に関すること。

三 電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議

すること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含

む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第六十六条の三 (略)

(組織)

第六十六条の次に次の一編を加える。

第四編の二 電力取引監視等委員会

(設置及び権限)

第六十六条の二 経済産業省に、電力取引監視等委員会(以下「委

員会」という。)を置く。

委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事

項を処理する。

2

(職権の行使)

第六十六条の三(略)

(組織)

4 3 第六十六条の六 第六十六条の五 第六十六条の四 2 2 得て、 中立な判断をすることができる者のうちから、 長又は委員を罷免しなければならない。 の承認を得られないときは、 承認を得なければならない 委員を任命することができる。 わらず、 ることができないときは、 に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ 委員が、その職務を代理する。 (委員長及び委員の任命) (委員長) 委員のうち二人は、 委員長に事故があるときは、 次のいずれかに該当する者は、 前項の場合においては、 委員長又は委員の任期が満了し、 国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得 経済産業大臣が任命する。 同項に定める資格を有する者のうちから、 委員長及び委員は、 (略) 略 非常勤とする。 経済産業大臣は 任命後最初の国会で両議院の事後の 経済産業大臣は この場合において あらかじめその指名する常勤の 委員長又は委員となることが 法律、 又は欠員を生じた場合にお 経済、 前項の規定にかか 両議院の同意を 直ちにその委員 金融又は工学 両議院の事後 委員長又は 2 第六十六条の六 2 第六十六条の五 第六十六条の四 (新設) (新設) (新設) 任命する。 中立な判断をすることができる者のうちから、 その職務を代理する。 に関して専門的な知識と経験を有し、 (委員長及び委員の任命) (委員長) 委員長に事故があるときは、 委員長及び委員は、 委員長及び委員は、 (略) 略 非常勤とする。 あらかじめその指名する委員が 法律、 その職務に関し公正 経済、 経済産業大臣 金融又は工学

カゝ

0

が

できない。

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

禁錮以上の刑に処せられた者

従業者 力を有する者を含む。)若しくはこれらの者の使用人その他の なる名称によるかを問わず、 電気事業者又はその者が法人であるときはその役員 これと同等以上の職権又は支配 いかか

兀 これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)又は使 電気事業者の団体の役員 (いかなる名称によるかを問わず、

(委員長及び委員の任期) 用人その他の従業者

第六十六条の七 (略)

2 • 3 (略)

(罷免)

第六十六条の八 経済産業大臣は、 委員長又は委員が第六十六条

の六第四項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これら

を罷免しなければならない。

2 務の執行ができないと認めるとき又は委員長若しくは委員に職 経済産業大臣は 委員長若しくは委員が心身の故障のため職

があると認めるときは、 務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない行為 あらかじめ委員会の意見を聴いた上、

(委員長及び委員の任期)

第六十六条の七 (略)

2 • 3 (略)

(新設)

4 2 第六十六条の十一 第六十六条の十 3 第六十六条の九 2 • 3 4 2 • 3 す。 となり、 第六十六条の五第二項に規定する常勤の委員は、委員長とみな らない。 業を営み る場合を除くほか 密を漏らしてはならない。 両議院の同意を得て、 (会議) (事務局) (委員長及び委員の服務等) 委員長及び委員の給与は、 委員長及び委員は 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、 委員長及び常勤の委員は、 (略) (略) 又は積極的に政治運動をしてはならない。 その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはな 委員長及び委員は (略) (略 報酬を得て他の職務に従事し、 これらを罷免することができる。 在任中、 その職を退いた後も、 別に法律で定める。 在任中、 政党その他の政治的団体の役員 職務上知ることのできた秘 経済産業大臣の許可のあ 同 様とする。 又は営利事 2 • 3 第六十六条の九 第六十六条の八 4 2 • 3 (新設) 第六十六条の五第二項に規定する委員は、委員長とみなす。 局を置く。 (会議) (事務局) 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、 (略) (略) 委員会の事務を処理させるため、 (略)

委員会に事務

(削る)

(委員会の意見の聴取)

かじめ、委員会の意見を聴かなければならない。 第六十六条の十二 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あら

一 (略)

条又は第三十五条の規定による命令をしようとするとき。用する場合を含む。)、第十六条の三第五項(同条第八項にお用する場合を含む。)、第二十四条の六第二項(第二十四条の七において準用する場合を含む。)、第二十四条の六第二項(第二十二条の三第五項(同条第八項において準

の四十六第一項の認可をしようとするとき。条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項又は第二十八条三 第十条第一項若しくは第二項、第十四条第二項、第二十八

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(委員会の意見の聴取)

じめ、委員会の意見を聴かなければならない。 第六十六条の十 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あら

カコ

(略)

二 第八条第六項、 第五項、 用する場合を含む。)、第十六条の三第五項 うとするとき。 条第六項、第三十条又は第三十五条の規定による命令をしよ 第二十八条の四十六第三項、第二十八条の五十一、第二十九 いて準用する場合を含む。)若しくは第二項、第二十四条第二 の六第二項(第二十四条の七において準用する場合を含む。)、 は第十二項 は第十三項 いて準用する場合を含む。) 第二十四条の二第三項 第一 一十四条の四第四項若しくは第五項、 第二十三条第 第十九条の二第二項 第九条第五項 項 第二十四条の三第三項若しくは 第十九条第五項 (第十三条第二項において準 (第二十四条の二第五項にお 第二十二条第四項若しく (同条第八項にお 第十項若しく 第二十四

二十八条の四十六第一項の認可をしようとするとき。第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項又は第第一項、第二十一条第一項ただし書、第二十四条の二第一項、三 第十条第一項若しくは第二項、第十四条第二項、第十九条

四~六 (削る) (削る)

(略)

(略)

七 · 八

(略)

2

(削る)

四~六 七

(略)

書の規定による承認をしようとするとき。 第二十二条第一項第二号又は第二十四条の三第二項ただし

る場合を含む。)の規定による変更の処分をしようとすると 第二十三条第三項 (第二十四条の二第五項において準用す

き。

九 • 十

(略)

2 (略)

(勧告)

第六十六条の十一 定により委任された第百五条、第百六条第三項若しくは第五項 この限りでない。 ができる。ただし、 ると認めるときは、 た場合において、 又は第百七条第二項若しくは第五項の規定による権限を行使し 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規 電力の適正な取引の確保を図るため必要があ 次条第一項の規定による勧告をした場合は、 電気事業者に対し、 必要な勧告をすること

2 勧告を受けた電気事業者が わなかつたときは、 委員会は、 前項の規定による勧告をした場合において その旨を経済産業大臣に報告するものとす 正当な理由がなく、 その勧告に従 当該

3

委員会は、

前項の規定による報告をした場合には、

経済産業

(削る)

めることができる。 大臣に対し、 当該報告に基づいてとつた措置について報告を求

第六十六条の十二 場合は、この限りでない。 ることができる。 があると認めるときは、 た場合において、 又は第百七条第二項若しくは第五項の規定による権限を行使し 定により委任された第百五条、 委員会は、 ただし 電力の適正な取引の確保を図るため特に必要 経済産業大臣に対し、 前条第一項の規定による勧告をした 第百十四条第一項又は第二項の規 第百六条第三項若しくは第五項 必要な勧告をす

2 その内容を公表しなければならない。 委員会は、 前項の規定による勧告をしたときは、 遅滞なく、

3 業大臣に対し、 求めることができる。 委員会は、 第一項の規定による勧告をした場合には、 当該勧告に基づいてとつた措置について報告を 経済産

第六十六条の十三・第六十六条の十四 (略)

第六十六条の十三・第六十六条の十四

(略)

(国会に対する報告)

第六十六条の十五

委員会は、毎年、経済産業大臣を経由して国

(公表)

第六十六条の十五 しなければならない。 委員会は、 毎年、 その事務の処理状況を公表

(規則の制定)

公表しなければならない。

会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、

その概要を

第六十六条の十六 委員会は、 その所掌事務について、 法律若し

(新設)

る。 に基づいて、電力取引監視等委員会規則を制定することができ に基づいて、電力取引監視等委員会規則を制定することができ くは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任

(電力取引監視等委員会規則への委任)

必要な事項は、電力取引監視等委員会規則で定める。第六十六条の十七。この編に規定するもののほか、委員会に関し

第百五条に次の一項を加える。

監査をしなければならない。
室員会は、毎年、一般電気事業者及び卸電気事業者の業務の

第百六条に次の一項を加える。

報告又は資料の提出をさせることができる。 めるところにより、電気事業者に対し、その業務の状況に関し8 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定

一項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の一項を加える。
に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、第百七条第十三項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同

業務の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査さに、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員

8

(政令への委任

必要な事項は、政令で定める。第六十六条の十六。この編に規定するもののほか、委員会に関

(新設)

せることができる。

「、第十九条第一項又は第二十三条第三項(供給約款に係るもの開発百八条中「、第八条第一項」を「又は第八条第一項」に改め、

に限る。)」を削り、同条に次の一項を加える。

に係るものに限る。)の規定による処分をしようとするときは、2 委員会は、第十九条第一項又は第二十三条第三項(供給約款

公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

第百十一条第一

項中

「若しくは」を「又は」に改め、「又は登録

申出 大臣」 会 の取引に関するものに限る。)」を加え、同条第二項中「経済産業 調 査機関の を、 (委員会にあつては、 の下に「及び委員会」を加え、「前項の申出」 「申出」 調査業務」を削り、「経済産業大臣」の下に「又は委員 の下に「(委員会に対するものにあつては、 第一項の申出)」に改め、 を「前二項の 同項を同条第 電力

とができる。 臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をするこ2 登録調査機関の調査業務に関し苦情のある者は、経済産業大 三項とし、

同条第

項の次に次の一項を加える。

第百十三条中「経済産業省令」の下に「、電力取引監視等委員

会規則」を加える。

十六条の九第一項」に改める。第百十七条の五中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第六

申出 三項とし、 の取引に関するものに限る。)」を加え、同条第二項中 調査機関の調査業務」を削り、「経済産業大臣」の下に「又は委員 大臣」の下に「及び委員会」を加え、「前項の申出」 会」を、 第百十一条第一 (委員会にあつては、 「申出」の下に「(委員会に対するものにあつては) 同条第一 項中「若しくは」を「又は」に改め、 項の次に次の一項を加える。 第一 項の申出)」に改め、 を 同項を同条第 「前二項 「又は 「経済産業 電力 登 \mathcal{O}

とができる。
臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をするこ2 登録調査機関の調査業務に関し苦情のある者は、経済産業大

第百十四条を次のように改める。

(権限の委任)

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第五項並びに

第百七条第二項及び第五項の規定による権限(電力の適正な取

第 引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限 る。)を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ず

る権限は、 経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 第二項及び第五項の規定による権限 に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。 定による権限並びに第百六条第三項及び第五項並びに第百七条 経済産業大臣は、 政令で定めるところにより、 (前項の政令で定める規定 第百五条の規

3 は、 委員会は、 速やかに 前項の規定により委任された権限を行使したとき その結果について経済産業大臣に報告するもの

とする。

4 れたものを除く。)の一部を経済産業局長又は産業保安監督部長 定による権限(第一項又は第二項の規定により委員会に委任さ に委任することができる。 経済産業大臣は、 政令で定めるところにより、この法律の規

5 とができる。 規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任するこ 委員会は、 政令で定めるところにより、 第一 項又は第二項の

6 第六編中第百十四条の次に次の一条を加える。 に関しては、 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務 委員会が経済産業局長を指揮監督する。

(委員会に対する不服申立て)

(新設)	五 ガスの取引の規制に関すること(ガス事業(ガス事業法(昭
	ි
和四十七年法律第八十八号)」を加える。	項第五号を同項第十一号とし、同項第四号の次に次の六号を加え
ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)及び熱供給事業法(昭	ガス及び熱」を加え、同条第三項第六号を同項第十二号とし、同
ガス取引監視等委員会」に改め、同条第二項中「法律」の下に「、	ガス取引監視等委員会」に改め、同条第二項中「電力」の下に「、
第六十六条の二第一項中「電力取引監視等委員会」を「電力・	第六十六条の二第一項中「電力取引監視等委員会」を「電力・
(略)	(略)
	量調整供給」に改める。
	び第二号並びに第二十七条の十二中「発電量調整供給」を「電力
	第十七条第二項、第十八条第一項、第二十三条第一項第一号及
	ス取引監視等委員会」に改める。
	第二条の十七第一項中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガ
	ガス取引監視等委員会規則」に改める。
条の十二中「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。	第二条の十三第一項中「電力取引監視等委員会規則」を「電力・
八条第一項、第二十三条第一項第一号及び第二号並びに第二十七	「電力量調整供給」に改める。
第二条第一項第八号及び第二項第二号、第十七条第二項、第十	第二条第一項第八号及び第二項第二号中「発電量調整供給」を
(略)	(略)
第二条 電気事業法の一部を次のように改正する。	第二条 電気事業法の一部を次のように改正する。
修 正 前	修 正 後
(傍線部分は修正部分)	

業をいう。第七号において同じ。)に係るものに限る。)。和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス事

すること。
七 ガス事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議

九 八 仲裁に関すること。 する契約その他の取決めの締結に関する事件のあつせん及び 給をいう。 じ。) と卸熱供給 給事業者をいう。 供給事業をいう。第十号において同じ。) に係るものに限る。)。 いて同じ。)を行う事業を営む者との間における卸熱供給に関 (昭和四十七年法律第八十八号) 第二条第二項に規定する熱 熱供給事業者 熱の取引の規制に関すること(熱供給事業(熱供給事業法 以下この号及び第六十六条の六第四項第三号にお (熱供給事業法第二条第三項に規定する熱供 (同法第十九条の二第一項に規定する卸熱供 第六十六条の六第四項第三号において同

議すること。
十 熱供給事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建

第六十六条の六第四項第三号中「又はその」を「、ガス事業者

等、熱供給事業者若しくは卸熱供給を行う事業を営む者(次号に

おいて「電気事業者等」という。)又はこれらの」に改め、同項第

四号中「電気事業者」を「電気事業者等」に改める。

第六十六条の十六中「電力取引監視等委員会規則」を「電力・

ガス取引監視等委員会規則」に改める。

第六十七条中「、第五十二条第三項」を削り、第二号を削り、

第三号を第二号とする。

(略)

(略)

第三号を第二号とする。

第六十七条中「、第五十二条第三項」を削り、第二号を削り、

_
傍線
部八
分
は
修
正
部
分
$\overline{}$

	(何糸音グリ何コ音グ)
修正後	修 正 前
第三条 電気事業法の一部を次のように改正する。	第三条 電気事業法の一部を次のように改正する。
(略)	(略)
第二十二条の次に次の二条を加える。	第二十二条の次に次の二条を加える。
(兼業の制限等)	(兼業の制限等)
第二十二条の二 一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事	第二十二条の二 一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事
業(小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限	業(小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限
る。第二十七条の十一の二第一項及び第二項並びに第百十七条	る。第二十七条の十一の二第一項及び第二項並びに第百十七条
の二第四号において同じ。)を営んではならない。ただし、委員	の二第四号において同じ。)を営んではならない。ただし、経済
会規則で定めるところにより、委員会の認可を受けたときは、	産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けた
小売電気事業(その供給区域における一般の需要に応ずるもの	ときは、小売電気事業(その供給区域における一般の需要に応
に限る。次項において同じ。)又は発電事業(その供給区域にお	ずるものに限る。次項において同じ。)又は発電事業(その供給
ける一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気	区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するた
を発電するものに限る。同項において同じ。)を営むことができ	めの電気を発電するものに限る。同項において同じ。)を営むこ
る。	とができる。
2 委員会は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該	2 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、
申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及	当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電
び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自	用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域
然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売電気	の自然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売

ば、これを認可してはならない。の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなけれ事業又は発電事業を営むことがその供給区域内の電気の使用者

3 (略)

第二十二条の三 締役、 する事業を営む者 会社等をいう。 号に規定する親会社をいう。 三号に規定する子会社をいう。 定める場合は、 正 取締役等を、 業者を、 十七条の める要件に該当する者をいう。 を実質的に支配していると認められる者として委員会規則で定 発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の の当該 の三第 特定関係事業者 な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で 親会社の子会社等 執行役その他業務を執行する役員 + 項において同じ。) 若しくは当該一 般送配 の三第 それぞれ 以下同じ。)に該当する小売電気事業者若しくは この限りでない。 (一般送配電事業者の子会社 電事業者の従業者は、 般 (以 下 送配電事業者の 一項において「取締役等」という。) 兼ねてはならない。 「電気供給事業者」という。) (同法第二条第三号の二に規定する子 以下この項及び第二十七条の十一 以下この款において同じ。) 以下同じ。)、 取締役又は その特定関係事業者 (以下この項及び 般送配電事業者以外 ただし、 親会社 (会社法第二条第 執行役 電気を供 (同条第四 は、 0 又は従 間の 第二 経営 0 そ 適 給 取 \mathcal{O} \mathcal{O}

れば、これを認可してはならない。用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなけ電気事業又は発電事業を営むことがその供給区域内の電気の使

3 (略)

第二十二条の三 二十七条の十一 三号に規定する子会社をいう。 令で定める場合は、 適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省 給する事業を営む者 取締役、 定める要件に該当する者をいう。 発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の 会社等をいう。 号に規定する親会社をいう。 特定関係事業者 0 従業者を、 を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令 の当該親会社の子会社等 の三第一 取締役等 項において同じ。)若しくは当該一般送配電事業者以外 執行役その他業務を執行する役員 を、 般送配電事業者の従業者は、 の三第一 以下同じ。)に該当する小売電気事業者若しくは それぞれ 般送配電事 この限りでない。 般送配電事業者の子会社 〇 以 下 項において「取締役等」という。) 兼 (同法第二条第三号の二に規定する子 ね 「電気供給事業者」という。) 7 以下この項及び第二十七条の 業者の取締役又は執行役は、 以下同じ。)、親会社 はならない。 以下この款において同じ。) その特定関係事業 (以下この項及び ただし、 (会社法第二条第 (同 電気を供 条第四 0 間 又は 経 + そ 第 0 0 で 0

2 電及び が ただし、 おいて「特定送配電等業務」という。)に従事させてはならな 業務として委員会規則で定めるもの ない 般送 係 とに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、 般送配 (T) 場合として委員会規則で定める場合は、 配電事業者が営む一 配電に係る業務のうち、 確 電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれ 保 0 電 ためその 事業者は、 運営における中立 次の各号に掲げるその特 般送配電事業の 電気供給事業者 (第二十三条の二第一 立性の確認 業務その この限りでない 保 間 定関 が 0 他変 特に必要 適 係事 正 一な競 電 項に 業者 当 該 な 争 送

もの役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当する役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当する小売電気事業者小売電気事業の業務の運営において重要な

う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの二 発電事業者発電事業の業務の運営において重要な役割を担

担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割をを実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発三 前項本文の委員会規則で定める要件に該当する者その経営

2 関係の ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、 でない。 それがない場合として経済産業省令で定める場合は、 業務として経済産業省令で定めるもの 電及び配電に係る業務のうち、 において「特定送配電等業務」という。)に従事させてはなら 般送配電事業者が営む 般送配1 ただし、 確 保の 電 電気供給事業者間の ためその運営に 事業者は、 次の各号に掲げるその特定関係事業 般送配電事業の業務その おける中立 電気供給事業者 適正な競争関係を阻害 (第二十三条の二第一 性 0 確 保が 間 0 適正 特に必 他変 この限 する 電、 な 当 要 競 項 り な な 争 送 該 者

う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの二 発電事業者発電事業の業務の運営において重要な役割を担

を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するも発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者その経

3 経済産業大臣は、一般送配電事業者の取締役、執行役又は従

3

委員会

なは、

般送

配電事業者の取締役、

執行役又は従業者

が

 \mathcal{O}

に必要な措置をとることを命ずることができる。た場合には一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するため定関係事業者に対し、一般送配電事業者が前項の規定に違反し第一項の規定に違反した場合には一般送配電事業者又はその特

改め、 項に次の一 「電気供給事業者」という。)」 一十三条の見出しを 同条第 号を加える。 項第一号中 $\bigcap_{i=1}^{n}$ 「電気を供給する事業を営む者 般送配電事業者の禁止行為等)」 を 「電気供給事業者」 に改 かめ、 (以 下 に 同

114。 争関係を阻害するものとして<u>委員会規則</u>で定める行為をする三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競

第六項とし、 第二十三条第二項中 同条第 項 「前項」 0 次に次の を 「前各項」 四項を加える。 に改 め、 同 項 を同 条

2

事情が 般送配 きは、 はならない。 規則で定める特殊の関係のある者 (第百六条第五項において「一 条件で、 て電気供給事業者間の 般送配電事業者は この ある場合におい 電事業者の特 その特定関係事業者その他一般送配電事業者と委員 限りでない。 ただし、 定関係事業者等」という。) て、 当該取引を行うことにつきやむを得な 適正な競争関係を阻害するおそれ 通常の取引の条件と異なる条件であ あらかじめ委員会の承認を受けたと と取引を行つて . (T) あ る <u>つ</u>

> 業者が第一 第二十三条の見出しを 違反した場合には一 その特定関係事業者に対し、 るために必要な措置をとることを命ずることができる。 項の規定に違反した場合には 般送配 「(一般送配電事業者の禁止行為等)」 電事業者に対し、 一般送配電事業者が前 般送配電事業者 当該違反を是 項の 規 文は 正 定 に す

項に次の一号を加える。「電気供給事業者」という。)」を「電気供給事業者」という。)」を「電気供給事業者」に改め、同条第一項第一号中「電気を供給する事業を営む者(以下

ること。 争関係を阻 前 一号に掲げるも 害するもの 0 として経済産業省令で定め 0) ほ か、 電気供給事業者間 る行為をす 0 適 正 な 競

第六項とし、 第二十三条第二項中 同条第一 項の 「前 次に次の四 項」 を 「前各項」に改 項を加える。 かめ、 同 項 を 同 条

2 業省令で定める特殊の関係 条件で、 を受けたときは、 ない事情がある場合において、 つてはならない。 て電気供給事業者間の適正 般送配電事業者の 般送配電事業者は、 その特定関係事業者その他 この限りでない。 ただし、 特定関係事業者等」という。) 通常の 当該取引を行うことにつきやむ 0 な競争関係を阻害するおそれ ある者 あら 取引の条件と異なる条件であ かじめ経済産業大臣の (第百六条第五項にお 般送配電事業者と経済 と取引を行 0 を得 承 あ 1 て 産 0

3 業者 者又は当該特定関係事業者の子会社等 するものを除く。) 務その 般送配 間 他 0 適 の変電 正 電 な競争関係を阻害するおそれがな 事 業者は、 送電及び配電に係る業務をその特定関 に委託してはならない。 その託送供給及び電力量調 (特定関係事業者に該当 ただし、 い場合として委 整 電気供給事 供 係事 給 0 業 業

員会規則で定める場合は、

この限りでない。

4 を委託 これらの業務を受託する者を公募することなく、 は、 係 託 事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれ を阻害するおそれがない この てはならない。 般送配電事業者は、 する場合においては、 限りでない。 ただし、 その最終保障供給又は離島供給の業務 場合として委員会規則で定める場合 委員会規則で定めるところにより、 電気供給事業者間 0 その特定関係 らの業務を委 適 正 な 競 争 関

5 務を受託してはならない。 者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事 る場合は、 争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定め 般送配電事業者は、 の限りでない。 その特定関係事業者たる小売電気事 ただし、 電気供給事業 者 間 0 ·業の 適 正 業 業 な

第二十三条の次に次の三条を加える。

業者をその従業者として従事させることの制限等)(一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の

従

3 業者間の適正 者又は当該特定関係事業者の子会社等 務その 済産業省令で定める場合は、 するものを除く。) 般送配電事業者は、 他 の変電、 な競争関係を阻害するおそれがない 送電及び配電に係る業務をその特定関 に委託してはならない。 その託送供給及び電力量調整供給 この限りでない。 (特定関係事業者に該当 ただし、 場合として経 電気供給 係 事 0) 業 事 業

4 り、 争関係を阻害するおそれがない を委託してはならない。 関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれらの る場合は、 を委託する場合においては、 これらの業務を受託する者を公募することなく、 般送配電事業者は、 この 限りでない。 その最終保障供給又は離島供 ただし、 経済産業省令で定めるところに 場合として経済産業省令で定 電気供給事業者間 0 公給の 適 その特定 正 業務 業 な 競 ょ

5 者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業 競争関係を阻害するおそれ 務を受託してはならない。 める場合は、 般送配電事業者は、 この限りでない その特定関係事業者たる小売電気事 が ただし、 ない 場合として経済産業省 電気供給事業者間 0 令で 適 正 0) 定 な 業 業

第二十三条の次に次の三条を加える。

業者をその従業者として従事させることの制限等)(一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従

でない。

本それがない場合として委員会規則で定める場合は、この限り事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するない。ただし、電気供給事業者が営む特定送配電等業務に従第二十三条の二次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係

もの 役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当する 一 小売電気事業者小売電気事業の業務の運営において重要な

う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの二 発電事業者発電事業の業務の運営において重要な役割を担

に該当するもの

「該当するものと関係を担う従業者として委員会規則で定める要件で、
で重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件で、
で重要な役割を担う従業者としていると認められる小売当する者その経営を実質的に支配していると認められる小売当する者のの経営を実質的に支配していると認められる小売

とができる。 とができる。 とができる。 とができる。 とができる。 とを命ずることをのに違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対 2 委員会は、一般送配電事業者の特定関係事業者が前項の規定

(一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

第二十三条の二 事業者は、 りでない。 おそれがない場合として経済産業省令で定める場合は 事する者を、 ただし、 当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に 当該各号に定める従業者として従事させては 電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関 この な 限 5 従 係

るもの | 公割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当す役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当すい売電気事業者小売電気事業の業務の運営において重要な

う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの二 発電事業者発電事業の業務の運営において重要な役割を担

2 ずることができる。 者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命 0 規定に違反した場合には 経済産業大臣は、 般送配電事業者の特定関係事業者 般送配電事業者の 特 定関 が 係 前 事 業 項

(一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

第二十三条の三 一般送配電事業者の特定関係事業者は、次に掲

(略)

げる行為をしてはならない

と。 関係を阻害するものとして委員会規則で定める行為をするこ 関係を阻害するものとして委員会規則で定める行為をするこニ 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争

一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又2 委員会は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、

2

(電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整

備等)

は

変更を命ずることができる。

第二十三条の四 5 管理し、 ろにより、 適 を適切に監視するため た情報その他その ない。 正 な競争関係を確保するために必要な措置を講じなけ か つ、 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して 託 送供給及び電力量調整供 般送配電事業者は、 般送配電事業の業務に関する情報を適正に の体制の整備その他電気供給事業 委員会規則で定めるとこ 給 の業務 0 実 ればな 知り得 者 施 間 状 況 0

り、前項の規定により講じた措置を委員会に報告しなければな2 一般送配電事業者は、毎年、委員会規則で定めるところによ

らない。

第二十三条の三 一般送配電事業者の特定関係事業者は、次に

掲

一 (略)

げる行為をしてはならない。

こと。 関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をする一 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争

の停止又は変更を命ずることができる。ときは、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為と経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認める

(電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整

備等)

第二十三条の四 得た情報その他その ならな 況を適切に監視するため に管理し、 ころにより、 0 適正な競 争関係を確保するために必要な措置を講じなけれ か つ、 託送供給及び 般送配電事業者は、 託送供給及び 般送配電事業の業務に関する情報 の体制の 電 力量調整供給の業務に関して 電力量調整供給の業務 整備その他電気供給事業者 経済産業省令で定めると 3の実施: を適 知 ば 間 状 正 り

略)

第二十七条の十一の次に次の五条を加える。

(兼業の制限等)

より、委員会の認可を受けたときは、この限りでない。業を営んではならない。ただし、委員会規則で定めるところに第二十七条の十一の二 送電事業者は、小売電気事業又は発電事

2 ば、 者 申 電事業者が 請に係る送電事業者が維持し、 0 物の総体としての規模、 委員会は、 利益を確保するため特に必要であると認める場合でなけれ れを認可 小 売 前項ただし書の認可の申請があつたときは、 してはならない。 電気事業又は発電事業を営むことが電気 その設置の場所等を勘案して当該送 及び運用する送電用の 電気工 0 使用 当該

3 (略)

(送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

同 じ。) 業者の経営を実質的に支配していると認められる者として委員 特定関係事業者 会規則で定める要件に該当する者をいう。 者若しくは発電 電事業者以外の当該親会社の子会社等に該当する小売電気事業 一十七条の十一 の取締役等又は従業者を、 の 三 事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事 (送電事業者の子会社、 送電事業者の取締役又は執行役は、 送電事業者の従業者は、 親会社若しくは当該送 以下この節において その その

(略)

第二十七条の十一の次に次の五条を加える。

(兼業の制限等)

2 第二十七条の十一の二 使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でな 当該申請に係る送電事業者が維持し、 業を営んではならない。 け 該送電事業者が 気工作物の総体としての規模、 により、 れば、 経済産業大臣は、 経済産業大臣の認可を受けたときは、 これを認可してはならない。 小売電気事業又は発電事業を営むことが電 前項ただし書の認可の申請があつたときは、 送電事業者は、 ただし、 その設置の場所等を勘案して当 経済産業省令で定めるところ 及び運用する送電用 小売電気事業又は発 この限りでない。 電 0) 電

3 (略)

(送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

第二十七条の十一 業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済 て同じ。) 産業省令で定める要件に該当する者をいう。 者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電 電事業者以外の当該親会社の子会社等に該当する小売電 特定関係事業者 の取締役等又は従業者を、送電事業者の従業者は、 の 三 (送電事業者の子会社、 送電事業者の取締役又は執行役は、 親会社若しくは当該 以下この節におい 気事 その そ 送

ない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。だし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれが特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。た

2 営に うち、 等業務」という。)に従事させてはならない。 当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、 委員会規則で定める場合は、 事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれが 定めるもの 業者が営む送電事業の業務その他の変電及び送電に係る業務 送 おける中 電事業者は 電 気供給 (第二十七条の十一 <u>\</u> 事業者 性 (D) 次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに 確保が特に必要な業務として委員会規 間の適正な競争関係の確 この限りでない。 0) 五. 第一 項において ただし、 な 保 い場合として 0) 当該 ためその 「特定送電 電気供給 送 則 電 運 事 \mathcal{O}

るもの な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当すい 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要

発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は三 前項本文の委員会規則で定める要件に該当する者 その経二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を

がない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでなただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれの特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。

))

2

うち、 当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、 営における中立 業者が営む送電事業の業務その他の変電及び送電に係る業務 て経済産業省令で定める場合は、 給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがな 電等業務」という。)に従事させてはならない。 で定めるもの 送電事業者は、 電気供給事業者間 (第二十七条の 性の 次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに 確保が特に必要な業務として経済産業省令 0) 適正 + な競争関係の この限りでない。 の五第一 項において 確保のためその ただし、 当該送電 場合とし 「特定送 電気 供 運 0)

するもの な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要

は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役 担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当する者 その 経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者 その 経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者 その こ 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を

を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

3 委員会は、送電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には送電事業者又はその特定関係事業者の規定に違反した場合には送電事業者とはその特定関係事業者の規定に違反した場合には送電事業

(送電事業者の禁止行為等)

第二十七条の十一の四 送電事業者は、次に掲げる行為をしては

ならない。

一・二 (略)

争関係を阻害するものとして委員会規則で定める行為をする三(前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競

2 だし、 において、 の特定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。 る特殊の .給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件 送電事業者は、 その特定関係事業者その他送電事業者と委員会規則で定め 当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合 関 あらかじめ委員会の承認を受けたときは、 係 0 ある者 通常の取引の条件と異なる条件であつて電気 (第百六条第五項において「送電事業者 この限り た

割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当する

もの

3

第一 ことを命ずることができる。 電事業者に対し、 事業者に対 経済産業大臣は、 項の規定に違反した場合には送電事業者又はその特定関係 Ļ 送電事業者が 当該違反を是正するために必要な措置をとる 送電事業者の取締役、 前 項 の規定に違反した場合には 執行役又は従業者 送 が

(送電事業者の禁止行為等)

第二十七条の十一の四 送電事業者は、次に掲げる行為をしては

ならない。

一·二 (略)

2 者の特定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。 供給事業者間の 合において、 ただし、 める特殊の関係の 送電事業者は、 その特定関係事業者その他送電事業者と経済産業省令で定 当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場 あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、 適正な競争関係を阻害するおそれの ある者 通常の取引の条件と異なる条件であつて電気 (第百六条第五項において 「送電事業 あ いる条件

てない

3 送電事業者は、その振替供給の業務その他の変電及び送電に3 送電事業者は、その振替供給の業務をの他の変電及び送電に5 でない。ただし、電気供給事業者関の適正な競争関係を阻害すらない。ただし、電気供給事業者又は当該特定関係事業者の子会のおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限益のでは、 この限

ができる。は、送電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずること5.委員会は、前各項の規定に違反する行為があると認めるとき

(送電事業者の特定関係事業者が送電事業者の従業者をその従

業者として従事させることの制限等)

だし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがを、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。た事業者は、当該送電事業者が営む特定送電等業務に従事する者第二十七条の十一の五、次の各号に掲げる送電事業者の特定関係

この限りでない。

3

限りでない。 送電事業者は、その振替供給の業務その他の変電及び送電に送電事業者は、その振替供給の業務その他の変電及び送電に 送電事業者は、その振替供給の業務その他の変電及び送電に

4 送電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受 合は、この限りでない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関 係を阻害するおそれがない場合として経済産業省の適正な競争関 合は、この限りでない。

業者として従事させることの制限等)(送電事業者の特定関係事業者が送電事業者の従業者をその従

だし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがを、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。た事業者は、当該送電事業者が営む特定送電等業務に従事する者第二十七条の十一の五 次の各号に掲げる送電事業者の特定関係

ない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当す一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要

るもの

- う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの二 発電事業者発電事業の業務の運営において重要な役割を担
- 是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。した場合には、送電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を2 委員会は、送電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反

(送電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

第二十七条の十一の六 送電事業者の特定関係事業者は、次に掲

げる行為をしてはならない。

一 (略)

関係を阻害するものとして委員会規則で定める行為をするこ二 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争

するもの な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当 か売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要ない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

発電事業者発電事業の業務の運営において重要な役割を担

- 運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令でれる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の要件に該当する者その経営を実質的に支配していると認めら三 第二十七条の十一の三第一項本文の経済産業省令で定める
- 2 経済産業大臣は、送電事業者の特定関係事業者に対し当該をとる。

定める要件に該当するもの

(送電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

げる行為をしてはならない。 第二十七条の十一の六 送電事業者の特定関係事業者は、次に掲

(略)

関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をする二 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争

کی

を命ずることができる。
送電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更2 委員会は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、

(略)

第六十六条の六第四項第三号及び第四号中「使用人その他の」

を削る。

第百六条に次の二項を加える。

に必要な限度において、第二十二条の三第一項に規定する特定十七条の十一の三から第二十七条の十一の六までの規定の施行9 委員会は、第二十二条の三から第二十三条の三まで又は第二

こと。

又は変更を命ずることができる。ときは、送電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認める

(略)

項、 三項、 三項、 書」に改める。 項ただし書」 条の十二において準用する場合を含む。)」を「第二十二条の三第 七条の十一 三第二項」 二十三条第二項ただし書又は第二十七条の十一の四第二項ただし 二十一条第二項ただし書」 第六十六条の十第一項第三号中 第二十七条の十一の六第二項」を加え、 第二十七条の十一の四第五項 第二十三条第六項、 に改め、 の二第 の下に、 項ただし書」を加え、 第四項」 第二十二条の二第一項ただし書、 を 第二十三条の二第二項 の 下 に 第二十一条第二項ただし書 一第二十三条第二項 第二十七条の十一の五第二 第二十七条の十一の三第 同項第九号中 同項第五号中「第一 第二十三条の (第二十七 「又は第 第二十

ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。第百六条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項

の施行に必要な限度において、第二十二条の三第一項に規定すは第二十七条の十一の三から第二十七条の十一の六までの規定4 経済産業大臣は、第二十二条の三から第二十三条の三まで又

関係 三項において「一 項 て「送電事業者の特定関係事業者」という。)に対し、 配電事業者及び発電事業者を除く。 又は第二十七条の 分 0 報告又は資料の提出をさせることができる。 売電気事業者等、 事 特定送配電事業者及び発電事業者を除く。 業者 (小売電気事業者等、 般送配電事業者の特定関係事業者」という。) + -の三第一 般送配電事業者、 項に規定する特定関係事業者 般送配電事業者、 次項及び次条第九項に 送電事業者、 次項及び次条第 送電 必要な事 特定送 お 事 業

10 二項の 者の特定関係事業者等 給事業者間の適正な競争関係を確保するため特に必要があると 業者に対し報告又は資料の提出をさせた場合におい 関係事業者を除く。)に対し、 除く。) 認めるときは、 をさせることができる。 委員会は、 規定の施行に必要な限度において、 又は送電事業者の特定関係事業者等 第八条の規定により一般送配電事業者又は送電事 第二十三条第二項又は第二十七条の 般送配電事業者の特定関係事業者を 必要な事項の報告又は資料の 当該一 (送電事業者の 般送配 + て、 電気供 0) 電 提 特 事 兀 第 業 出 定

め 条第十五項とし 第百七条第十四項中 項 同項を同条第十四項とし、 に改め 同 同条第十三項中 項を同条第十三項とし 第八項」 同条第十二項中 を 「第十項」 「第九項」 を 同条第九項から第十 に改め 「第十項」 「第十一項」 同 を 項 に改 でを同 「第

> 5 業者 送電事業者に対し報告又は資料 な事 いう。) 0 業者を除く。) 電事業者の特定関係事業者等 あると認めるときは、 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するため特に必要が おいて「送電事業者の特定関係事業者」という。)に対 定送配電事業者及び発電事業者を除く。 次条第三項において「一 電事業者、 0 0 提出をさせることができる。 特定関係事業者を除く。)に対し、 匹 経済産業大臣は、 第二 項の報告又は資料の提出をさせることができる。 (小売電気事業者等) 又は第二十七条の十一 一項の規定の施行に必要な限度において、 特定送配電事業者及び発電事業者を除く。 又は送電事業者の特定関係事業者等 第三項の規定により一般送配電事業者 第二十三条第二項又は第二十七条の十一 般送配電事業者の特定関係事業者」 般送配電事業者、 の三第一項に規定する特定関係 (一般送配電事業者の特定関 この提出をさせた場合におい 必要な事項の報告又は資料 次項及び次条第三項 送電事業者 当 該 (送電事業者 次項及び 般 文は 係 送 必 特 لح 要

を一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。第百七条中第十三項を第十四項とし、第三項から第十二項まで

る特定関係事業者

(小売電気事業者等、

般送配電事業者、

送

項までを一項ずつ繰り下げ、 同条第八項の次に次の一項を加え

る。

9 その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は帳簿、 関係事業者又は送電事業者の特定関係事業者の営業所、 書類その に必要な限度において、その職員に、一般送配電事業者の 十七条の十一の三から第二十七条の十一の六までの規定の施行 委員会は、 他の物件を検査させることができる。 第二十二条の三から第二十三条の三まで又は第二

事務所

特定

3

(削る)

は帳簿、 事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又 は第二十七条の十一の三から第二十七条の十一の六までの規定 の特定関係事業者又は送電事業者の特定関係事業者の営業所 の施行に必要な限度において、その職員に、 経済産業大臣は、 書類その他の物件を検査させることができる。 第二十二条の三から第二十三条の三まで又 一般送配電事業者

員会」 同条第七項」 条第四項及び第五項並びに第百七条第三項の規定による権限を委 及び第六項並びに同条第八項」に、「を委員会」を「並びに第百六 第二項及び第六項並びに同条第八項」に改める。 百七条第二項及び第五項並びに同条第七項」を「第百七条第二項 七項」を「第百六条第三項及び第七項並びに同条第九項」に、 第百十四条第 「第百七条第二項及び第五項並びに同条第七項」を「第百七条 に改め、 を 同条第二項中 「第百六条第三項及び第七項並びに同条第九項」 項中 第百六条第三項及び第五項並びに同条第 「第百六条第三項及び第五項並びに

(略)

項」に改める。 第百十九条の二第三号中 に改め、 同条第四号中 「第百七条第五項」を 「第百六条第五項」を「第百六条第七 「第百七条第六

(略)

(削る)

(削る)

(略)

まで」を加える。 第九項」に改め、同条第十二号中「第八項」の下に「から第十項第九項」に改め、同条第十二号中「第八項」の下に「から第十項第二十条第八号中「若しくは第八項」を「、第八項若しくは

(略)

八項から第三十一項までを三項ずつ繰り上げる。附則中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とし

項」に改め、同条第五号中「第百七条第七項」を「第百七条第八第百十九条の三第四号中「第百六条第七項」を「第百六条第九

(略)

項」に改める。

に、「第六項」を「第八項」に改める。「現」を「第七項」に改め、同条第十二号中「第四項」を「第六項」第百二十条第八号中「第四項まで」を「第五項まで」に、「第六

(略)

第

一 一般送配電事業者

ることができる。

二 送電事業者

三発電事業者たる会社

四 前三号に掲げる者を子会社とする会社

定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で

経済産業省令で定める書類を経済産業大臣に提出しなければな

らない。

商号及び住所

あつては、 に掲げる者が、電気事業以外の事業を営む場合を含む。)にあ 電気事業以外の事業を営む場合 当該者の子会社である同項第一号から第三号まで (前項第四号に掲げる者に

つては、その概要

12 は、 運用が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとき 経済産業大臣は、 その認定をするものとする。 当該申請に係る電気の供給並びに電気工作物の設置及び 第十項の規定による申請があつた場合にお

کے の総合的かつ合理的な発達を図るために適当なものであるこ 広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業

円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

られると見込まれるものであること。 社債の発行により得られる金銭がこれに要する費用に充て

三

を九項ずつ繰り下げ、 附則中第三十一項を第四十項とし、 第十三項を第二十二項とし、 第十四項から第三十項まで 同項の前に次

13 前項の認定を受けた者(以下「認定会社」という。)は、 第十

の九項を加える。

経済産業大臣に届け出なければならない。 一項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を

つたと認めるとき、又は認定会社から同項の認定の取消しの申気工作物の設置及び運用が同項各号のいずれかに適合しなくな料 経済産業大臣は、第十二項の認定に係る電気の供給並びに電

請があつたときは、

その認定を取り消さなければならない。

- | 「官報に公示しなければならない。 | の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を | 経済産業大臣は、第十二項の認定をしたとき、又は第十四項 |
- 済を受ける権利を有する。 三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を 三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を 三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を
- 号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。 18 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九
- 19 第十四項の規定により第十二項の認定が取り消されたとき

者については、これを認定会社の社債の社債権者とみなして、は、当該認定の取消しの前に認定会社が発行した社債の社債権

前二項の規定を適用する。

20 第十項から前項までの規定は、平成三十七年三月三十一日限

21 認定会社が第十項から第十九項までの規定の失効前に発行しり、その効力を失う。

た社債の社債権者については、第十七項から第十九項までの規

その効力を有する。

定は、

前項の規定にかかわらず、

同項に規定する日後も、

なお

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
修
正
部
分

ガス事業者等をいう。)間におけるガスの取引に係る契約その他	業者等をいう。) 間におけるガスの取引に係る契約その他の取決
六 ガス事業者等(ガス事業法第三十八条の三第一項に規定する	七 ガス事業者等(ガス事業法第百七条第一項に規定するガス事
	ること(経済産業大臣の所掌に属するものを除く。)。
(新設)	六 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の業務の規制に関す
をいう。第七号において同じ。)に係るものに限る。)。	に係るものに限る。)。
和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス事業	条第十一項に規定するガス事業をいう。第八号において同じ。)
五 ガスの取引の規制に関すること (ガス事業 (ガス事業法 (昭	五 ガスの取引の規制に関すること(ガス事業(ガス事業法第二
一~四(略)	一~四(略)
さどる。	さどる。
3 委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつか	3 委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつか
	の業務における中立性の確保を図ることを任務とする。
	第七項に規定する特定ガス導管事業をいう。同号において同じ。)
	をいう。次項第六号において同じ。)及び特定ガス導管事業(同条
する。	九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業
業及び送電事業の業務における中立性の確保を図ることを任務と	業及び送電事業並びに一般ガス導管事業(ガス事業法(昭和二十
2 委員会は、電力、ガス及び熱の適正な取引並びに一般送配電事	2 委員会は、電力、ガス及び熱の適正な取引並びに一般送配電事
第六十六条の二 (略)	第六十六条の二(略)
(設置等)	(設置等)
修 正 前	修正後
(停殺音) (信殺音) (信報音)	

めであつて政令で定めるものの締結に関する事件のあつせん及

び仲裁に関すること。

八 (略)

業をいう。第十一号において同じ。)に係るものに限る。)。和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事九 熱の取引の規制に関すること(熱供給事業(熱供給事業法(昭

十~十三 (略)

せん及び仲裁に関すること。の取決めであつて政令で定めるものの締結に関する事件のあつ

七 (略)

和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事八 熱の取引の規制に関すること(熱供給事業(熱供給事業法(昭

九~十二 (略)

業をいう。

第十号において同じ。)に係るものに限る。)。

三九

○ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部改正(第四条関係)

(傍線郊
部分は修正部分)

修正後	修 正 前
(ガス事業法の一部改正)	(ガス事業法の一部改正)
第四条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次の	第四条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次の
ように改正する。	ように改正する。
目次中「 第二節ガス事業以外のガスの供給等の事業(第三十	目次中 「 第二節ガス事業以外のガスの供給等の事業(第三十
八条・第三十九条」を 第五章の二 あつせん及び仲裁(第三十八条)を 「第二節 ガス事業以外のガスの供給等	八条・第三十九条」を 第五章の二 あつせん及び仲裁(第三十八条・第三十九条」を 「第二節 ガス事業以外のガスの供給等
八条の三・第三十九条)	八条の三・第三十九条)
第十七条第一項中「経済産業省令」を「電力・ガス取引監視等	(新設)
委員会規則(以下「委員会規則」という。)」に、「経済産業大臣」	
を「電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)」に	
改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条	
第三項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第四項	
中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委	
員会」に改め、同条第五項中「経済産業大臣」を「委員会」に改	
め、同条第六項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同	
条第七項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」	
を「委員会」に改め、同条第九項及び第十項中「経済産業大臣」	

る。 臣」 項中 第三十八条の三 での規定中 会規則」 の下に「又は委員会」を加える。 産業省令」 済産業大臣」を に改める。 を「委員会」 |経済産業大臣」を「委員会」に改め 第一 業の用に供するためのガスの供給を行う事業を営む者(第三項 第三十九条を第三十八条の二とし、 第二十二条の二第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、 第二十二条第 第十八条及び第二十条ただし書中 「経済産業大臣」 を「委員会」 (委員会によるあつせん及び仲裁 一十二条の四第二項及び第二十五条の二中 「経済産業大臣」を 第五章の二 に、 を 経済産業大臣」を 「経済産業大臣」を「委員会」に改め に改め 「委員会規則」 「委員会」に改め、 項中 に改める。 ガス事業者及びガス事業者に対するそのガス事 を あ つせん及び仲裁 同条第十二項中 「委員会」に改める。 経済産業省令」を 「委員会」 に改め 「委員会」 に改め、 同条第三項ただし書及び第四 「経済産業大臣」を 同条の次に次の一章を加え 同条第六項中 「経済産業省令」 同条第三項から第五項ま に改める。 「委員会規則」 同条第五項中 「経済産業大臣」 同条第十三項 「経済産業大 を 「委員会」 に、 「経済 「委員 経 る。 第三十八条の三 業の用に供するためのガスの供給を行う事業を営む者(第三項 第三十九条を第三十八条の二とし、 (新設) (新設) (新設) (新設 (電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁) 第五章の二 ガス事業者及びガス事業者に対するそのガス事 あつ せん及び仲裁 同条の次に次の一章を加

え

規定による仲裁の申請をした後は、 当事者間の協議が調わないときは、 取得し、 結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、 の条において「契約等」という。)について、一方が契約等の締 あつせんを申請することができる。 くは協議が調わないとき、 に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの(以下こ において「ガス事業者等」という。)の間において、 若しくは負担すべき金額、 又は契約等の締結に関し、 この限りでない。 当事者は、 条件その他の細目について ただし、 当事者が第三項の 委員会に対し ガスの取引 当事者が 若し

2~4 (略)

(削る)

(政令への委任)

第三十九条 (略)

第四十五条の二、第四十六条第一項及び第四十七条第一項中一

済産業大臣」の下に「又は委員会」を加える。

第四十七条の五の次に次の五条を加える。

(委員会の意見の聴取)

第四十七条の六 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらか

当事者間の協議が調わないときは、 規定による仲裁の申請をした後は、 あつせんを申請することができる。 監視等委員会 取得し、 くは協議が調わないとき、 結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、 の条において「契約等」という。)について、一方が契約等の締 に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの において「ガス事業者等」という。)の間において、 若しくは負担すべき金額、 (以下この条において「委員会」という。) に対し、 又は契約等の締結に関し、 この限りでない。 当事者は、 条件その他の細目について ただし、当事者が第三項 電力・ガス取引 ガスの取 当事者 (以下こ 若し 引

2~4 (略)

又は仲裁の申請は、経済産業大臣を経由してしなければならな5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん

١ ٧

(政令への委任)

第三十九条 (略)

(新設)

第四十七条の五の次に次の五条を加える。

(電力・ガス取引監視等委員会の意見の聴取)

第四十七条の六 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらか

じめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(略)

の意見を聴かなければならない。じめ、電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)

(略)

七第一 とするとき。 項において準用する場合を含む。)の規定による命令をしよう おいて準用する場合を含む。)若しくは第二項(第三十七条の 場合を含む。)、第二十三条第四項、第二十五条の二第一項 条の四第二項(第三十七条の八において準用する場合を含 用する場合を含む。) 合を含む。)、 含む。)又は第三十七条の七の三第四項 十七条の七の二第五項 三十七条の七第一項、第三十七条の八及び第三十七条の十に む。)、第二十二条の五第五項 を第三十七条の八において準用する場合を含む。)、第二十二 れらの規定を第三十七条の八において準用する場合を含 含む。)、 れらの規定を第三十七条の七第一項において準用する場合を 第九条第五項 項において準用する場合を含む。)、第二十七条、 第二十二条の二第三項から第五項まで(これらの規定 第十八条第一項 第十七条第五項 (第三十七条の七第一項において準用する場 第二十二条第四項若しくは第六項 (同条第八項において準用する場合を (第三十七条の七第一項において準 (同条第八項において準用する 第十項若しくは第十三項 (第三十七条の九第二 第三 (第

規定による命令をしようとするとき。

第三十七条の六の二ただし書の認可をしようとするとき。 (第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)又はの七第一項において準用する場合を含む。)、第十三条第二項三 第十条第一項若しくは第二項(これらの規定を第三十七条

四·五(略)

(削る)

(削る)

六 (略)

2 (略)

第四十七条の七及び第四十七条の八 削除

四・五 (略)

一次 第十八条第二項(第三十七条の七条の七条の人において準用する場合を含む。)の規定による変更の処分をしようとするとき。一項において準用する場合を含む。)の規定による変更の処分をしようとするとき。

八 (略)

2 (略)

(勧告)

し、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでな規定により委任された第四十五条の二、第四十六条第一項の規定による権限を行使した場合において、第四十七条の十一委員会は、第五十二条の二第一項又は第二項の第四十七条の七 委員会は、第五十二条の二第一項又は第二項の

\ \ \

第四十七条の九・第四十七条の十(略)

(略)	第五十二条の二の二 削除	第五十二条の二の次に次の一条を加える。			則」を加える。	第五十一条の三中「経済産業省令」の下に「若しくは委員会規	(略)	聴かなければならない。	処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を	2 委員会は、第十七条第一項又は第十八条第二項の規定による	同条に次の一項を加える。	第四十八条中「、第十七条第一項又は第十八条第二項」を削り、
(略)	第五十二条の二の二(略)(委員会に対する審査請求)	第五十二条の二の次に次の一条を加える。	第五十二条の二(略)(権限の委任)	第五十二条の二を次のように改める。	より委員会に委任されたものを除く。)」を加える。	第五十二条中「権限」の下に「(次条第一項又は第二項の規定に	(略)					(新設)

_ \
傍
線
部
分
は
修
正
部
分
\sim

第百八十八条とし、第五十一条の三を第百八十七条とする。	
十二条第一項」に改め、同条を第百八十九条とし、第五十二条を	
める規定に関するものを除く。)並びにガス事業者に対する第百七	
る規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定	
対する第百七十一条第一項の規定による権限(前項の政令で定め	
一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に	
四十六条第一項及び第四十七条第一項」を「、ガス小売事業者等、	
十五条の二」を「第百七十条」に、「並びにガス事業者に対する第	
業者に対する第百七十二条第一項」に改め、同条第二項中「第四	
規定として政令で定める規定に関するものに限る。)並びにガス事	
十一条第一項の規定による権限(ガスの適正な取引の確保に係る	
事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第百七	
項及び第四十七条第一項」を「ガス小売事業者等、一般ガス導管	
第五十二条の二第一項中「ガス事業者に対する第四十六条第一	を第百八十七条とする。
第一項」に改め、同条を第百九十条とする。	八十九条とし、第五十二条を第百八十八条とし、第五十一条の三
第五十二条の二の二中「第四十六条第一項」を「第百七十一条	第五十二条の二の二を第百九十条とし、第五十二条の二を第百
(略)	(略)
第五条がス事業法の一部を次のように改正する。	第五条 ガス事業法の一部を次のように改正する。
修正前	修正後

(略)

を第百七十八条とする。十条とし、第四十七条の八を第百七十九条とし、第四十七条の七十条とし、第四十七条の九を第百八十一条とし、第四十七条の九を第百八十一条とし、第四十七条の九を第百八十一条とし、第四十七条の九を第百八十十

第四十七条の六第一項各号を次のように改める。

- 〜四 (略)

五 第八十五条第三項、 いて準用する場合を含む。)、第八十条第二項、 くは第二項、 八項において準用する場合を含む。)、第五十七条第一項若し による命令をしようとするとき。 条第五項、 第十三条第二項 第六十条、第七十二条第五項 第五十四条第二項、第五十五条第五項 第九十二条第二項又は第九十四条の規定 第二十条第一項若しくは第三項、 (同条第八項にお 第八十二条 (同条第 第四十

(略)

十条とする。 第四十七条の十を第百八十一条とし、第四十七条の九を第百八

十二条第一項」に改め、 十七条第一 十九条第一 第四十七条の八第 項 項 に、 を「第百七十条、 「第四十五条の二、 項 中 同条を第百七十九条とする。 「第五十二条の二第一 第百七十一条第一項又は第百七 第四十六条第一項又は第四 項 「第百八

条の二第一 十八条とし、 七十一条第一項又は第百七十二条第一項」に改め、同条を第百 第四十六条第一 第四十七条の六第一項各号を次のように改める。 第四十七条の七の前の見出しを削り、 項 同条の前に見出しとして「(勧告)」を付する。 を 項又は第四十七条第 一第百八十九条第一 項」に、 項」を「第百七十条、 同条第一項中 「第四十五条の二、 「第五十二 第百

一~四 (略)

Ŧī. 二項、 第七十六条第四項 第四項、 七十二条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)、 を含む。)、第五十七条第一項若しくは第二項、第六十条、 十八条第七項若しくは第十二項、 第二十条第 第五十五条第五項 第五十条第一項、 項から第三項まで、第四十一条第五項、 第七十七条第三項若しくは第四項、第八 (同条第八項において準用する場合 第五十一条第三項、第五十四条第 第四十九条第三項若しくは 第四 第

六 (略)

認可をしようとするとき。
七 第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十四条第二項の

八•九 (略)

十削除

十一・十二 (略)

(略)

第五章の前に次の二条、三款、一節及び一章を加える。

第七十三条~第七十五条 (略)

(託送供給約款)

ころにより、委員会に届け出なければならない。ただし、託送は治に係る料金その他の供給条件について、委員会規則で定めると第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送

定による命令をしようとするとき。三項若しくは第五項、第九十二条第二項又は第九十四条の規十条第二項、第八十二条、第八十五条第三項、第八十九条第

六 (略)

む。) 若しくは第三項ただし書の認可をしようとするとき。第四十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含七 第四十二条第一項若しくは第二項、第四十四条第二項又は

八・九 (略)

十九条第二項ただし書の規定による承認をしようとすると十九条第二項ただし書の規定による承認をしようとすると十九条第一項ただし書若しくは第三項ただし書又は第八

十一・十二 (略)

(略)

第五章の前に次の二条、三款、一節及び一章を加える。

第七十三条~第七十五条 (略)

(託送供給約款)

るところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ためるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定め供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送

は、この限りでない。約款を定める必要がないものとして委員会の承認を受けた場合供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給

2 (略)

3 ときは、 会の承認を受けた料金その 用する場合を含む。)の規定による届出をした託送供給約款以外 託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、 の供給条件により託送供給を行つてはならない。 特定ガス導管事業者 以下この条において同じ。) この限りでない。 (第一項ただし書の承認を受けた者を除 他 の供給条件により託送供給を行う は、 同項本文 (前項におい ただし、 委員 その · て準

4 款を変更すべきことを命ずることができる。 定ガス導管事業者に対し、 款が次の各号の 以下この条において同じ。)の規定による届出に係る託送供給約 委員会は、 第 いず 項本文(第二項において準用する場合を含む。 れかに該当しないと認めるときは、 相当の期限を定め、 その託送供 当該 給 特 約

一~五 (略)

を公表しなければならない。ときは、委員会規則で定めるところにより、その託送供給約款5 特定ガス導管事業者は、第一項本文の規定による届出をした

(承認特定ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他

0

認を受けた場合は、この限りでない。託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承だし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、

2 (略)

3

用する場合を含む。)の規定による届出をした託送供給約款以外 産業大臣の承認を受けた料金そ 託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、 を行うときは、この限りでない の供給条件により託送供給を行つてはならない。 特定ガス導管事業者 以下この条において同じ。)は、 (第一項ただし書の承認を受けた者を除 Ō 他の 同項本文 供給条件により託 (前項にお ただし、 いて準 送供 経済 その

4 経済産業大臣は、第一項本文(第二項において準用する場合 経済産業大臣は、第一項本文(第二項において準用する場合

一~五 (略)

款を公表しなければならない。
ときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約
5 特定ガス導管事業者は、第一項本文の規定による届出をした

(承認特定ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の

供給条件)

第七十七条 とするときも により、 る料金その他 点における託送供給を行おうとするときは、 おいて「承認特定ガス導管事業者」という。) 委員会に届け出なければならない。 前 の供給条件について、 条第一項ただし書の承認を受けた者 同様とする 委員会規則で定めるところ これを変更しよう 当該託送供給に係 は、 (以下この その供 給 条 地

2 (略)

るの料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることがで届出をした承認特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、その金 委員会は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給

一~五 (略)

4 その て、 該 認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対 あると認めるときは、 0 間 承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者と 委員会は、 料金その他の供給条件を指示して、 託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれが で協議をすることができず、 託送供給に関して、 当該承認特定ガス導管事業者及び当該承 又は協議が調わない場合で、 承認特定ガス導管事業者と当 託送供給契約を締結す

供給条件)

第七十七条 ろにより、 更しようとするときも、 において「承認特定ガス導管事業者」という。)は、 る料金その他の供給条件について、 点における託送供給を行おうとするときは、 前条第 経済産業大臣に届け出なければならない。 項ただし書の承認を受けた者 同様とする。 経済産業省令で定めるとこ 当該託送供給に係 (以下この その供給 これを変 地 条

2 (略)

3 は、 限を定め、 ることができる。 0 供給条件が次の各号の 経済産業大臣は、 その届出をした承認特定ガス導管事業者に対し、 その料 金その他 第一 項の規定による届出に係る料金その V の供給条件を変更すべきことを命 ず れかに該当しないと認めるとき 相当 0 ず 期 他

一~五 (略)

4 合で、 当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者 それがあると認めるときは、 に対して、 者と当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとす る者との間で協議をすることができず、 経済産業大臣は、 その託送供給に係るガスの使用者の利 料金その他の供給条件を指示して、 託送供給に関して、 当該承認特定ガス導管事業者及び 又は協議が調わな 承認特定ガス導管事 益が阻害される 託送供給契約を Ŋ 場 業

きことを命ずることができる。

5 (略

第七十八条・第七十 九条 (略)

(禁止行為等)

第八十条 (略

2 ると認めるときは、 止又は変更を命ずることができる。 経済産業大臣又は委員会は、 特定ガス導管事業者に対し、 前項の規定に違反する行為があ 当該行為の停

(供給計画

第八十一条 (略

(業務改善命令

第八十二条 要な措置をとることを命ずることができる。 使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、 必要な限度において、 に対し、 又は生ずるおそれがあると認めるときは、 去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないと に支障を生じている場合に特定ガス導管事業者がその支障を除 その他特定ガス導管事業の運営が適切でないため、 ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために 経済産業大臣又は委員会は、 その特定ガス導管事業の運営の改善に必 事故によりガスの 特定ガス導管事業者 ガス 供給 (D

第八十三条~第八十八条 略

締結すべきことを命ずることができる。

5 略

第七十八条・第七十九条 (略

(禁止行為等)

第八十条 (略)

2 ときは、 を命ずることができる。 経済産業大臣は、 特定ガス導管事業者に対し、 前項の規定に違反する行為があると認め 当該行為の停止又は変更

る

(供給計画

第八十一条 (略)

(業務改善命令)

第八十二条 それがあると認めるときは、 じている場合に特定ガス導管事業者がその支障を除去するため おいて、 の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるお 定ガス導管事業の運営が適切でないため、 に必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他 ることを命ずることができる の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度に その特定ガス導管事業の 経済産業大臣は、 特定ガス導管事業者に対し、 事故によりガスの供給に支障を生 運営の改善に必要な措置をと ガスの使用者の利益 ガス 特

(ガス受託製造約款)

第八十九条 受けて、 受託製造約款を定め、 該他の者のためのガスの製造をいう。 事業者が維持し、 会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、 の他の条件について、 様とする。 当該他の者の液化ガスを原料として行う当該ガス製造 ガス製造事業者は、 及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いた当 委員会規則で定めるところにより、 委員会規則で定めるところにより、 ガス受託製造 以下同じ。)に係る料金そ (他の者の委託を 委員 ガス

- 受託製造を行うときは、この限りでない。 造約款以外の条件によりガスを受けた料金その他の条件によりガスだし、そのガス受託製造約款により難い特別の事情がある場合において、委員会の承認を受けた料金その他の条件によりガス受託製造を行つてはならない。た 受託製造を行ってはならない。た
- ができる。 を定め、そのガス受託製造約款を変更すべきことを命ずることを定め、そのガス受託製造約款を変更すべきことを命ずることないと認めるときは、当該ガス製造事業者に対し、相当の期限3 委員会は、ガス受託製造約款が次の各号のいずれかに該当し

一~三 (略)

委員会規則で定めるところにより、そのガス受託製造約款を公4 ガス製造事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、

(ガス受託製造約款)

第八十九条 受けて、 経済産業大臣に届け出なけ の他の条件について、 該他の者のためのガスの製造をいう。 事業者が維持し、 するときも、 ス受託製造約款を定め、 当該他の者の液化ガスを原料として行う当該ガス製造 ガス製造事業者は、 同様とする。 及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いた当 経済産業省令で定めるところにより、 経済産業省令で定めるところにより、 ればならない。これを変更しようと ガス受託製造 以下同じ。)に係る料金そ (他の者の委託 ガ を

- 2 だし、 りガス受託製造を行うときは、 において、 造約款以外の条件によりガス受託製造を行つてはならない。 ガス製造事業者は、 そのガス受託製造約款により難い特別の事情がある場 経済産業大臣 前項の規定による届出をしたガス受託 の承認を受けた料金その この限りでない。 他の条件に た ょ 合 製
- ることができる。
 の期限を定め、そのガス受託製造約款を変更すべきことを命ず該当しないと認めるときは、当該ガス製造事業者に対し、相当

一~三 (略)

経済産業省令で定めるところにより、そのガス受託製造約款を4 ガス製造事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、

表しなければならない。

5 うべきことを命ずることができる。 拒んだときは、 委員会は、 ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託製造を そのガス製造事業者に対し、 ガス受託製造を行

第九十条・第九十 条 略

(禁止行為等)

第九十二条 (略

2 ると認めるときは、 経済産業大臣又は委員会は、 ガス製造事業者に対し、 前項の規定に違反する行為が 当該行為の停止又 あ

(製造計画)

は変更を命ずることができる

第九十三条 略

(業務改善命令)

第九十四条 使用者の るために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、 おそれが 益 0 に支障を生じている場合にガス製造事業者がその支障を除去す 1 て、 0) 他ガス製造事業の運営が適切でないため、 保護又は そのガス製造事業の運営の改善に必要な措置をとること 利益又は公共の利益を確保するために必要な限度にお あると認めるときは、 経済産業大臣又は委員会は、 ガ ス事業の健全な発達に支障が生じ、 ガス製造事業者に対し、 事故によりガスの供給 ガスの 又は生ず 使用者の ガス á そ 0 利

公表しなければならない。

5 製造を拒んだときは、 造を行うべきことを命ずることができる。 経済産業大臣は、 ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託 そのガス製造事業者に対し、 ガス受託

第九十条・第九十一条 略

(禁止行為等)

第九十二条 (略)

2 ずることができる。 ときは、 経済産業大臣は、 ガス製造事業者に対 前 項 の規定に違反する行為があると認 į 当該行為の停止又は変更を命 め

る

(製造計画

第九十三条 (略)

(業務改善命令)

第九十四条 要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他 ガス製造事業の 益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、 ると認めるときは、 造事業の運営が適切でないため、 じている場合にガス製造事業者がその支障を除去するために必 はガス事業の健全な発達に支障が生じ、 経済産業大臣は、 運営の改善に必要な措置をとることを命ずるこ ガス製造事業者に対し、 事故によりガスの供給に支障を ガスの使用者の利益 又は生ずるおそれ ガスの使用者 の保 ガス製 そ の利 護又 が 生 あ

を命ずることができる。

第九十五条~第百四条 (略

(略)

二項の変更の認可を受けたとき、 供給約款又は料 他の供給条件) 後の供給約款) 三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件 導管事業者」 同条第 「供給約款 第十八条の見出 「変更後の供給約款) 同条の次に次の 項中 (同条第四項又は第七項」を「託送供給約款 に、 「ガスの」 金その の」を「その変更後の託送供給約款又は料金その の」に改め、 「前条第一項」を「第四十八条第一項本文」に、 し 中 条を加える。 他の供給条件」 「供給約款」を「託送供給約款」に改め、 を削り、 (」を「その変更後のもの) 同条第二項中 又は同条第六項若しくは第九項」 般ガス事業者」 に改め、 「供給約款」 同条を第五十条と こに、 を 又は同条第 「一般ガス を (同条第 「託送 「変更

(最終保障供給約款)

うとするときも、同様とする。
ろにより、委員会に届け出なければならない。これを変更しよの他の供給条件について約款を定め、委員会規則で定めるとこ第五十一条 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金そ

下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条2 一般ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした約款(以

とができる。

第九十五条~第百四条 (略)

(略)

に、 二項の変更の認可を受けたとき、 供給約款又は料 他の供給条件) 後の供給約款) 三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件 導管事業者」に、「前条第一項」を「第四十八条第一 同条第一 「供給約款 第十八条の見出し中 「変更後の供給約款) 同条の次に次の一 項中 (同条第四項又は第七項」を「託送供給約款 「ガスの」 の」を「その変更後の託送供給約款又は料金その 金その他 *(*) に改め、 条を加える 「供給約款」を「託送供給約款」 を削り、 の供給条件」 を 同条第二項中 「その変更後のもの)又は同条第 又は同条第六項若しくは第九項 般ガス事業者」 に改め、 「供給約款」 同 条を第五十条 を こに、 項本文」に、 を に改め、 (同条第 般ガス 「変更 託 送

(最終保障供給約款)

変更しようとするときも、同様とする。
ころにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これをの他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めると第五十一条 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金そ

下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条2 一般ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした約款(以

会の 保障供 件により最終保障供給を行つてはならない。 承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を 給約款により難い特別の事情がある場合において、 ただし、 その 委員 最終

行うときは、

この限りでない。

3 ことができる。 期限を定め、 ないと認めるときは、 委員会は、 その最終保障供給約款を変更すべきことを命ずる 最終保障供給約款が次の各号のいず 当 該 一般ガス導管事業者に対し、 れ かに該当し 相当の

4 (略)

供給区域における託送供給に係る」に、「電力・ガス取引監視等委 同項に次のただし書を加える。 給約款」を「託送供給約款」に、 員会規則 第十七条の見出しを 「委員会」という。)」を「委員会」に改め、 般ガス事業者は、 (以 下 「委員会規則」という。)」を「委員会規則」 ガスの」を「一般ガス導管事業者は、 「(託送供給約款)」 「電力・ガス取引監視等委員会 に改め、 同項後段を削り、 同条第 に、 その 項 **(以** 供 单

認を受けた場合は、 ただし、 託送供給約款を定める必要がない 託送供給の申込みを受ける見込みその この限りでない。 ものとして委員会の 他 0) 事情を勘 承

(略

第十七条第九項を同条第十一項とし、 同条第八項中「供給約款」

> 件により最終保障供給を行つてはならない。 供給を行うときは、 産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障 保障供給約款により難い特別の この限りでない。 事情がある場合において、 ただし、 その最終 経済

3 相当の期限を定め、 該当しないと認めるときは、 命ずることができる。 経済産業大臣は、 その最終保障供給約款を変更すべきことを 最終保障供給約款が次の各号の 当該一般ガス導管事業者に対 1 ずれ か

に

4 (略)

供給区域における託送供給に係る」に、 約 「一般ガス事業者は、 款 第十七条の見出しを に改め、 同項後段を削り、 ガスの」を 「(託送供給約款)」に改め、 同項に次のただし書を加える。 「一般ガス導管事業者は、 「供給約款」 を「託送供 同 条第 その 項 中

案し、 臣の承認を受けた場合は、 ただし、 託送供 託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情 給約款を定め この限りでない。 る必要がないものとして経済産業大 を勘

(略

第十七条第九項を同条第十一 項とし、 同条第八項中 「供給約 款

者 り、 を削 供 項とし、 中 第 \mathcal{O} を含む。 る届出をして特定ガス導管事業を営む場合にあつては、 ス導管事業 般ガス導管事業者は を 同 頭第四号とし、 給 認可を受けた供給約款. 「託送供 り、 項 に改め、 約 同 本文の 般ガス事業者」を 款 項を同条第八項とし、 同項を除 同 供 に、 公給約 条第六項 給約款」 認可を受けた託送供給約款」に改め、 同 款 項 般ガス導管事業者が第五十五条第一 き、 同 第三号中 項に 中 に 般ガス事業者」 を 改め、 第 以下この節において同じ。) 「託送供給約款」 次の 二項」 を 般ガス事業者は、 対 般ガス導管事業者」に改め、 一号を加える。 同条第五 同項を同 委員会規則で定めるところにより、 に、 を を 項中 条第十項とし、 般ガス事 「対して」 に改 当 「供給約 該一 第 め、 業を」 に 項 般 同 を 「ガスの」 項 改め、 款 後段」 ガス導管事 項を同条第 を 0) 同 に、 規定に 条第七 を 当 「ガスの 同号を ī該事 を を削 般ガ 託 同 業 業 送 項 ょ 九 項

Ŧī. 略

略

業者」 事業者は、 給約款」 条第三項中 第十七条第 を を 第二 託 般 五. 項 般 送供給約款」 ガ 項 ス導 ガ を ス事 に、 同 管事業者」 条第七項とし、 「ガスの ・業者は、 に改め、 料 に改 第一 金 め、 項後段」 同項を同条第六項とし、 同 を 条第四項中 「ガス 料 金 を 0 に、 を 般 同 削 がガス導 般ガ り、 項 ス 供 事 を 同 管

> 業者」 を削り、 り、 を同 を を 送供給約款」 を含む。 る届出をして特定ガス導管事業を営む場合にあつては、 ス導管事業 般ガス導管事業者は、 項とし、 で削り、 認可を受けた供給約款」 頂第四号として 第 託送供給約款」 に改め、 般ガス事業者」を「一 同 項本文の認可を受けた託送供給約款」 同項を除き、 同条第六項中 供給約款」 項を同条第八項とし、 に、 般ガス導管事業者が第五十五条第一 同 項 に改め、 同 第三号中 を 第 項に次の 以下この 般ガス事業者」 「託送供給約款」 項」 般ガス事業者は、 を 般ガス導管事業者」に改め、 同 「対し」 経 に、 節において同じ。) 項を同条第十項とし、 同条第五項中 号を加える |済産業省令で定めるところに _ _ を を 般ガス事業を」 に改め、 「対して」 第一 当 に改め、 該 「供給約: 項 同項を同 を 項の に改め、 〈後段」 般ガス導管 を 同 款 に、 「ガス 規定 条第 当 「ガスの 該 を 条第 を 同 般 七 同 0 事 に 号 託 項 業 ょ ガ 九 項

0

中

五. 略

略

業者」 事業者は、 条第三項中 給約款」 第十七条第五 を を 第一 「託送供給約款」 般ガス 項 般ガス事業者は 項を同条第七項とし、 に、 導管事業者」 「ガスの に 改 料 め、 第 に 金 改め、 項後段」 同項を同条第六項と 同 を 条第四 ガ 料 金 ス を 項中 *(*) に、 を削 般ガス導 同 般 項 ガ ス を 管 同 供 事

本文 改め、 後の供 同号を同項第五号とし、 同じ。)」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に、「同項」を「第 項本文」に改め、 委員会規則で定めるところにより、 を 公給約款。 同 「託送供給約款 .項を同条第五項とし、 一項に おい 以下この条」を「その変更後のもの。 て準用する場合を含む。 同項第四号中 (」に、「第七項」 同項に次の一号を加える。 同条第二項中 「対し」を 第一項本文」に、「供 を 「第九項」 以下この条におい 「対して」に改め、 「前項」 を 第八 に、 項」 公給約款 第 「変更 に 7 項

六 (略)

(略)

第十七条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加え

2 (略)

る。

3 その 条第一 以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。 用する場合を含む。)の認可を受けた託送供給約款 委員会の くは第九項の規定による変更の届出があつたとき、 託送 以下この条において同じ。)は、 般ガス導管事業者 一項の 認可を受けた料金その他の供給条件 !供給約款により難い特別の事情がある場合において、 規定による変更があつたときは、 (第一項ただし書の承認を受けた者を除 同項本文 その変更後のもの (前 (同条第二項の 項において準 (第六項若 又は第五十 ただし、 規

> 項本文 に改め、 め、 更後の供給約款。 て同じ。)」に、「各号に」を「各号のいずれにも」 款 第一項本文」 経済産業省令で定めるところにより、 同号を同項第五号とし、 を「託送供給約款 (第二項において準用する場合を含む。 同項を同条第五項とし、 に改め、 以下この条」を 同項第四号中 (」に、「第七項」 同項に次の一号を加える。 同条第二項中 「その変更後のもの。 「対し」を「対して」 第一 を「第九項」 項本文」に、 以下この 「前項」 に、 「同項」を 条に を 第八項」 「供給: に、 第一 に お 改 約

六 (略)

(略)

第十七条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加え

2 (略)

る。

3 その 用する場合を含む。)の認可を受けた託送供給約款 く。 経済産業大臣 以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。 条第二項の規定による変更があつたときは、 くは第九項の規定による変更の届出があつたとき、 託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、 以下この条において同じ。)は、 般ガス導管事業者 0 認可を受けた料金その他の供給条件 (第一項ただし書の承認を受けた者を除 同項本文 その変更後のもの (前項にお (第六項若し 又は第五十 (同条第二 ただし、 いて準

定による変更があつたときは、その変更後のもの)により託送

供給を行うときは、この限りでない。

第十七条第十三項を次のように改める。

13 一般ガス導管事業者は、第一項本文の規定により託送供給約13 一般ガス導管事業者は、第一項本文の規定により託送供給

第十七条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

供給条件) (承認一般ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の

供給条件

により、委員会に届け出なければならない。これを変更しようはにおいて「承認一般ガス導管事業者」という。)は、その供給区において「承認一般ガス導管事業者」という。)は、その供給区第四十九条 前条第一項ただし書の承認を受けた者(以下この条

2 (略)

とするときも、

同様とする。

届出をした承認一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、その3 委員会は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給

り託送供給を行うときは、この限りでない。項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)によ

第十七条第十三項を次のように改める。

13

により、その託送供給約款を公表しなければならない。供給約款の変更があつたときは、経済産業省令で定めるところ約款の変更の届出をし、又は第五十条第二項の規定による託送款の認可を受け、第六項若しくは第九項の規定により託送供給約一般ガス導管事業者は、第一項本文の規定により託送供給約

(承認一般ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他第十七条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

 \mathcal{O}

第四十九条 更しようとするときも、 ろにより、 域における託送供給を行おうとするときは、 において る料金その他の供給条件について、 「承認一 前条第 経済産業大臣に届け出なければならない。これを変 般ガス導管事業者」という。) 項ただし書の承認を受けた者 同 様とする。 経済産業省令で定めるとこ 当該託送供給に係 は、 (以下この その供給 区 条

2 (略)

は、その届出をした承認一般ガス導管事業者に対し、相当の期の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるとき3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他

その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることがで

2

一~五 (略)

大委員会は、託送供給に関して、承認一般ガス導管事業者と当該承認一般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、あると認めるときは、当該承認一般ガス導管事業者及び当該承認一般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者とができると認めるときは、当該承認一般ガス導管事業者と当る人の間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、不会にとを命ずることができる。

5 (略)

(略)

第一章の次に次の一章を加える。

第二章 ガス小売事業

第三条~第十三条 (略)

(供給条件の説明等)

いう。)は、小売供給を受けようとする者(ガス事業者である者次ぎ又は代理を業として行う者(以下「ガス小売事業者等」と関する契約(以下「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に

限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ず

一~五 (略)

ることができる。

4 当該承認一 それがあると認めるときは、 者と当該承認一 に対して、 合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるお る者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場 締結すべきことを命ずることができる 経済産業大臣は、 料金その 般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者 般ガス導管事業者から託送供給を受けようとす 他の供給条件を指示して、 託送供給に関して、承認一般ガス導管事業 当該承認一 般ガス導管事業者及び 託送供給契約

5 (略)

(略)

第一章の次に次の一章を加える。

第二章 ガス小売事業

第三条~第十三条 (略)

(供給条件の説明等)

いう。)は、小売供給を受けようとする者(ガス事業者である者次ぎ又は代理を業として行う者(以下「ガス小売事業者等」と関する契約(以下「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に

その媒介、 めるところにより、 ガス取引監視等委員会規則 について、 以下この条において同じ。)と小売供給契約の締結又は その者に説明しなければならない。 取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、 当該小売供給に係る料金その他の供給条件 (以 下 「委員会規則」という。)で定 電力・

2 員会規則で定める事項を記載した書面を交付しなければならな に対し、 委員会規則で定める場合を除き、 ガス小売事業者等は、 当該小売供給に係る料金その 前項の規定による説明をするときは 小売供給を受けようとする者 他の供給条件であつて委

3 用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて委 諾を得て、 とみなす。 において、 員会規則で定めるものにより提供することができる。 政令で定めるところにより、 ガス小売事業者等は、 当該ガス小売事業者等は、 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組 前項の規定による書面の交付に代えて、 小売供給を受けようとする者の承 当該書面を交付したもの この場合 温織を使

(書面の交付)

第十五条 として行う者にあつては、 小売供給契約を締結したとき(小売供給契約の締結の媒介を業 ガス小売事業者等は、 当該媒介により小売供給契約が成立 小売供給を受けようとする者と

> 業省令で定めるところにより、 その媒介、 を除く。以下この条において同じ。)と小売供給契約の締結 供給条件について、 取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、 その者に説明しなければならない。 当該小売供給に係る料金その 経済産 文は 他

0

2 者に対し、 らない。 経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければな 経済産業省令で定める場合を除き、 ガス小売事業者等は、 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であ 前項の規定による説明をするときは、 小売供給を受けようとする って

3 のとみなす。 合において、 済産業省令で定めるものにより提供することができる。 用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経 諾を得て、 政令で定めるところにより、 ガス小売事業者等は、 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使 当該ガス小売事業者等は、 前項の規定による書面の交付に代えて、 小売供給を受けようとする者の 当該書面を交付したも この場

(書面の交付)

第十五条 として行う者にあつては、 小売供給契約を締結したとき(小売供給契約の締結の媒介を業 ガス小売事業者等は、 当該媒介により小売供給契約が成立 小売供給を受けようとする者と

ならない。の者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければの者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければしたとき)は、委員会規則で定める場合を除き、遅滞なく、そ

一·二 (略)

規則で定める事項三の当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて委員会

2 ガス小売事業者等は、当該書面を交付したもの政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使ごおいて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使ごおいて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使ごおいて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使ごおいて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使

第十六条~第十九条 (略

とみなす。

(業務改善命令)

に必要な限度において、そのガス小売事業の運営の改善に必要者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するためガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障がガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が第二十条 経済産業大臣又は電力・ガス取引監視等委員会(以下

その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなけれしたとき)は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、

一•二 (略)

ばならない。

業省令で定める事項 三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済な

第十六条~第十九条 (略)

(業務改善命令)

な措置をとることを命ずることができる。

方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。規定に違反したときは、ガス小売事業者等に対し、その業務の2 委員会は、ガス小売事業者等が第十四条第一項又は第二項の

3 (略)

第二十一条~第三十四条 (略)

二項の規定に違反したときは、ガス小売事業者等に対し、その2 経済産業大臣は、ガス小売事業者等が第十四条第一項又は第

業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができ

る。

3 (略)

第二十一条~第三十四条

(略)

六三

_
傍
線
部
分
は
修
正
部
分

	(代級音グに低田音グ)
修正後	修 正 前
第六条 ガス事業法の一部を次のように改正する。	第六条 ガス事業法の一部を次のように改正する。
(略)	(略)
第五十四条第一項第一号中「次号及び第八十条第一項において」	第五十四条第一項第一号中「次号及び第八十条第一項において」
を「以下」に改め、同項に次の一号を加える。	を「以下」に改め、同項に次の一号を加える。
三 前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競	三 前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競
争関係を阻害するものとして委員会規則で定める行為をする	争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をす
المرار»	ること。
第五十四条の次に次の七条を加える。	第五十四条の次に次の七条を加える。
第五十四条の二・第五十四条の三 (略)	第五十四条の二・第五十四条の三 (略)
(特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)	(特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)
第五十四条の四 特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役	第五十四条の四 特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役
は、その特定関係事業者(特別一般ガス導管事業者の子会社(会	は、その特定関係事業者(特別一般ガス導管事業者の子会社(会
社法第二条第三号に規定する子会社をいう。第八十条の四第一	社法第二条第三号に規定する子会社をいう。第八十条の四第一
項において同じ。)、親会社(同法第二条第四号に規定する親会	項において同じ。)、親会社(同法第二条第四号に規定する親会
社をいう。以下この項及び第八十条の四第一項において同じ。)	社をいう。以下この項及び第八十条の四第一項において同じ。)
若しくは当該特別一般ガス導管事業者以外の当該親会社の子会	若しくは当該特別一般ガス導管事業者以外の当該親会社の子会
社等(同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下	社等(同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下
同じ。)に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は	同じ。)に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は

支配 害するおそれ 従業者は、 役その 該当する者を (以下単に 限り 該 ならない。 項 E ガ でな おい ていると認められる者として委員会規則で定める要件に ス 他業務を執行する役員 小 7 その特定関係事業者の取締役等を、 売事 「従業者」という。) いう。 が ただし、 「取締役等」という。) ない場合として委員会規則で定める場合は、 業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的 以下この節において同じ。) ガス供給事業者間の (以下この項及び第 を、 特別 又は使用 般ガ 適 人その 正 な競 それぞれ ス導管事業者 0 八十条の 取締 争関 他の 役、 係を 兼ね 従業者 執行 兀 阻 12 \mathcal{O} 第

2 る中 務その 則 を、 0 という。) 事 0) ス供給事業者 で定める場合は、 適 (第五十 別 <u>i</u> 《者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の 正 性 他その維 該 な競争関係を阻害するおそれがない 特 0 般ガス導管事業者は、 に従事させてはならない。 兀 確保が 別 | 条の 間 持し、 0 般 六第 適正 特に必要な業務として委員会規則で定めるも ガス導管事業者が営む一 の限りでない な競争関係 及び運用する導管に係る業務 項において 次の各号に掲げるその (T) 特別 確保のためその運営に ただし、 般ガ 場合として委員会規 般ガス導管等業務 ガ ス供 ス 導 給事業者間 のうち、 管 特定関 事 ·業の 従 におけ 業 者 業 ガ 係

ガ ス 小売事業者ガス小売事業の業務の運営において重要な

> 第 者 支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件 は、 てはならない。 行役その他業務を執行する役員 に該当する者をいう。 「該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の 従業者は、 害するおそ (以下単に この 項におい 限りでない。 その特定関係事業者の取締役等を、 て「取締役等」という。) れ 「従業者」という。)を、 ただし、 がな 1 以下この節において同じ。) 場合として経 ガ ス供 .給事業者間 (以下この項及び第八十 済産業省令で定め 特別一 又は使用人その他 0 適正 般ガス導管事 経営を実質的 0) それぞれ な競争関 取 締 る場合 の従 条 役、 業 係 兼 0) 者 を ね 業 兀 執 に

阻

0

当

2 務その 者間 もの を、 ス供 事 産 る中立性 ,業者ごとに当 業省令で定める場合は、 特別 という。 当該 公給事業者間 の 適 (第五十 他その維持し、 正 \mathcal{O} 特 般ガス導管事業者は、 一な競 確 別 保が 兀 に従事させては 争関係を阻害するおそれがない 条の六第 の適正 般ガス導管事業者が営む一 該各号に定める当該特定関係事業者 特に必要な業務として経済産 な競 及び運用する導管に係る業務のうち、 この限りでない。 争 項において 関 ならない。 深係の 次の各号に掲げるその特 確保のためその運営に 「特別一 ただし、 般ガス導管事 場合として経済 般ガス導管等 業省令で定 ガス供 0 従業 給 業 定 事 め お 0 関 ガ る け 業 者 係

ガス小売事業者ガス小 売事業の業務の運営におい . て 重 要 な

役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当する

· もの

もの 役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当する二 ガス製造事業者ガス製造事業の業務の運営において重要な

割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガニ 前項本文の委員会規則で定める要件に該当する者その経営

者又はその特定関係事業者に対し、 ことができる。 前 業者が第一 項 委員会は、 \hat{O} 一該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずる 規定に違反した場合には特別 項の規定に違反した場合には特別一 特別一般ガス導管事業者の取締役、 特別一 般ガス導管事業者に対 般ガス導管事業者が 般ガス導管事業 執行役又は従

3

(特別一般ガス導管事業者の禁止行為等)

般ガス導管事業者と委員会規則で定める特殊の関係のある者害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別一と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻第五十四条の五 特別一般ガス導管事業者は、通常の取引の条件

役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当す

るも

るもの 役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当す で ガス製造事業者ガス製造事業の業務の運営において重要な

三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当するもの

3 ずることができる。 業者が前項の規定に違反した場合には特別 管事業者又はその特定関係事業者に対し、 に対し、 又は従業者が第一 経済産業大臣は、 当該違反を是正するために必要な措置をとることを命 項の規定に違反した場合には特別一 特別一般ガス導管事業者の 特別一 般ガス導管事業者 取 心締役、 般ガス導管 般ガ 執行 ス導 事 役

(特別一般ガス導管事業者の禁止行為等)

般ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別一と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻第五十四条の五 特別一般ガス導管事業者は、通常の取引の条件

て、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合におい定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。ただし、(第百七十一条第三項において「特別一般ガス導管事業者の特

- 2 者間 会規則で定める場合は、 るものを除く。) に委託してはならない。 又は当該特定関係事業者の子会社等 0 維 特 別 0 持 Ļ 適正 般 及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者 な競争関係を阻害するおそれがない ガス導管事業者は、 この限りでない その託送供給の業務その (特定関係事業者に ただし、 場合として委員 ガス供給事業 該当す 他の そ
- 3 業務を受託する者を公募することなく、 限りでない するおそれ ならない。 るガス小売事業者又はガス製造事業者に当該業務を委託しては する場合に 特別 般ガス導管事業者は、 が ただし、 お いては、 ない場合として委員会規則で定める場合は、 ガス供給事業者間の 委員会規則で定めるところにより、 その最終保障供給 その特定関係事業者た 適正な競争関係を阻 の業務を委託 この 当 該 害

3

ス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガ4 特別一般ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小

て、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限り当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合におい定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。ただし、(第百七十一条第三項において「特別一般ガス導管事業者の特

者間の 産業省令で定める場合は、 るものを除く。)に委託してはならない。 又は当該特定関係事業者の子会社等 0 維持 特別一 適正な競 Ļ 般ガス導管事業者は、 及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業 争関係を阻害するおそれがない場合として経済 この限りでない。 その託送供給の業務その他 (特定関係事業者に該 ただし、 ガス供給 事業 当 0) 者 そ

2

でない

- この 害するおそれがない たるガス小売事業者又はガス製造事業者に当該業務を委託 該業務を受託する者を公募することなく、 する場合におい はならない。 特別一 限りでない。 般ガス導管事業者は、 ただし、 ては、 場合として経済産業省令で定める場合は ガス供給事業者間 経済産業省令で定めるところにより、 その最終保障供給の業務を委 0 その特定関係事業者 適 正 な競争関係を阻 L 7 当 託
- ス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガ特別一般ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小

4

員会規則で定める場合は、この限りでない。業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委

を命ずることができる。は、特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更5 委員会は、前各項の規定に違反する行為があると認めるとき

等)で事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限で事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限(特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が特別一般ガス導

第五十四条の六 競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定め ガス導管等業務に従事する者を、 定関係事業者は る場合は、 て従事させてはならない。 この限りでない。 次の各号に掲げる特別一般ガス導管事業者の 当 ī該特別 ただし、 般ガス導管事業者が営む 当該各号に定める従業者とし ガス供給事業者間の 特別 適正 なな 特 般

るものな役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当すな役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当すーガス小売事業者がス小売事業の業務の運営において重要

な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当す一 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要

三 第五十四条の四第一項本文の委員会規則で定める要件に該

るもの

済産業省令で定める場合は、この限りでない。業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経

は変更を命ずることができる。
るときは、特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又
経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認め

等)管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限(特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が特別一般ガス導

第五十四条の六 競争関係を阻害するおそれがない ガス導管等業務に従事する者を、 定関係事業者は、 8 て従事させてはならない。 る場合は、 この限りでない。 次の各号に掲げる特別 当該特別 ただし、 般ガス導管事業者が営む特別 当該各号に定める従業者とし 場合として経済産業省令で定 ガス供給事業者間の 一般ガス導管事業者 適 正 0) 般 特 な

するもの な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当 がス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要

するもの な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当二 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要

三 第五十四条の四第一項本文の経済産業省令で定める要件に

る要件に該当するもの営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定め対いて重要な役割を担う従業者として委員会規則で定めス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運当する者。その経営を実質的に支配していると認められるガ当する者。その経営を実質的に支配していると認められるガ

2

(特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

次に掲げる行為をしてはならない。第五十四条の七、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は

一 (略)

関係を阻害するものとして委員会規則で定める行為をするこ二が一号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争

کی

停止又は変更を命ずることができる。特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の2 委員会は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、

(ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整

備等)

第五十四条の八 一般ガス導管事業者は、委員会規則で定めると

定める要件に該当するもの運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令でガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の該当する者。その経営を実質的に支配していると認められる

とることを命ずることができる。特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をが前項の規定に違反した場合には、特別一般ガス導管事業者の経済産業大臣は、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者

第五十四条の七 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者(特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

は

一 (略)

次に掲げる行為をしてはならない

こと。関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をする二、前号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争

該行為の停止又は変更を命ずることができる。ときは、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認める

(ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整

備等)

第五十四条の八 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定める

その 託送供 要な措置を講じなけ ころにより、 般ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理 他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必 .給の業務の実施状況を適切に監視するため 託送供給の業務に関して知り得た情報その他その ればならない 0) し、 体 制 0 か 整備

ならない。
より、前項の規定により講じた措置を委員会に報告しなければ
2 一般ガス導管事業者は、毎年、委員会規則で定めるところに

(略)

第八十条第一項に次の一号を加える。

争関係を阻害するものとして委員会規則で定める行為をする一 前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競

第八十条の次に次の七条を加える。

第八十条の二・第八十条の三(略)

当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に会社等に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又はその特定関係事業者(特別特定ガス導管事業者の予会社、親会第八十条の四 特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役は、親会(特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

要な措置を講じなければならない。

その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必に送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備ところにより、託送供給の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、

なければならない。 により、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告し2 一般ガス導管事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところ

略)

第八十条第一項に次の一号を加える。

第八十条の次に次の七条を加える。

第八十条の二・第八十条の三 (略)

第八十条の四 当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に 社若しくは当該特別特定ガス導管事業者以外の当該親会社 その特定関係 会社等に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者 (特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役の 事業者 特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役は、 (特別特定ガス導管事業者の子会社) 兼職 0 制 限 親会 又は . の 子 等)

事業者の取締役等を、 として委員会規則で定める場合は、 従業者を、 該当する者をいう。 支配していると認められる者として委員会規則で定める要件に ス供給事業 特別特定ガス導管事業者の従業者は、 者 間 0 適正な競争関係を阻害するおそれがない 以下この節において同じ。)の取締役等又は それぞれ兼ねてはならない。 この限りでない。 その特定関 ただし、 場 合 ガ 係

2 もの 則で定める場合は、 という。)に従事させてはならない。 務その の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規 ける中立性の確保が特に必要な業務として委員会規則で定める ガス供給事業者間 業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の 特別特定ガス導管事業者は、 当該特別特定ガス導管事業者が営む特定ガス導管事業の (第八十 他のその維持し、 条の六第 一の適正な競争関係の確保のためその運営にお この限りでない。 項において「特別特定ガス導管等業務. 及び運用する導管に係る業務のうち 次の各号に掲げるその特定関係 ただし、ガス供給事業者間 従業者 業

るもの な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当すか 役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当す一 ガス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要

な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当す二 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要

合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。は従業者を、特別特定ガス導管事業者の従業者は、その特定関は従業者を、特別特定ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、でし、の政治のでであると認められる者として経済産業省令で定める要件を配していると認められる者として経済産業省令で定める要件

2

を、 事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者 産業省令で定める場合は、この限りでない。 者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済 るもの ける中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定 ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営に 務その他のその 務」という。)に従事させてはならない。ただし、 特別特定ガス導管事業者は、 当該特別特定ガス導管事業者が営む特定ガス導管事業の (第八十条の六第一 維持し、 及び運用する導管に係る業務のうち 項において「特別特定ガス導管等業 次の各号に掲げるその特定関 ガス供給事業 0) 従業 お

するもの な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当 がス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要

な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当二 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要

0

でである要件に該当する者である要件に該当するでででではいると配していると認められるガス小売事業者又は対ス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要ながの実質的に支配していると認められるガス小売事業者又は 前項本文の委員会規則で定める要件に該当する者での経

し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずる前項の規定に違反した場合には特別特定ガス導管事業者に対者又はその特定関係事業者に対し、特別特定ガス導管事業者が第一項の規定に違反した場合には特別特定ガス導管事業者の取締役、執行役又は従3 委員会は、特別特定ガス導管事業者の取締役、執行役又は従

(特別特定ガス導管事業者の禁止行為等)

ことができる。

第八十条の五 て、 該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合におい するおそれのある条件で、 異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害 係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。 百七十一 ガス導管事業者と委員会規則で定める特殊の関係の あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。 条第三項において「特別特定ガス導管事業者の特定関 特別特定ガス導管事業者は、 その特定関係事業者その他特別特定 通常の取引の条件と ある者 ただし、 第 当

するもの

するもの 三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要 経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又 三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その

(特別特定ガス導管事業者の禁止行為等)

第八十条の五 当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合におい するおそれのある条件で、 異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係 て、 定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。 ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の (第百七十一条第三項において あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限 特別特定ガス導管事業者は、 その特定関係事業者その他特別 「特別特定ガス導管事業者の特 通常の取引の条件と 関係 0 ただし、 ある者 を阻 特定 ŋ

者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員又は当該特定関係事業者の子会社等(特定関係事業者に該当すの維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者2 特別特定ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のそ

会規則で定める場合は、

この限りでない。

員会規則で定める場合は、この限りでない。業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委 大製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事 大製造事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業者は、その特定関係事業者たるガス小

を命ずることができる。は、特別特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更は、特別特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更4 委員会は、前三項の規定に違反する行為があると認めるとき

等) 管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限 (特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者が特別特定ガス導

ス導管等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として関係事業者は、当該特別特定ガス導管事業者が営む特別特定ガ第八十条の六 次の各号に掲げる特別特定ガス導管事業者の特定

でない。

2

済産業省令で定める場合は、この限りでない。
売事業者又はガス製造事業者いらその営むガス小売事業又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス

は変更を命ずることができる。 るときは、特別特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又4 経済産業大臣は、前三項の規定に違反する行為があると認め

等)で事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限で事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限(特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者が特別特定ガス導

ス導管等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として関係事業者は、当該特別特定ガス導管事業者が営む特別特定ガ第八十条の六一次の各号に掲げる特別特定ガス導管事業者の特定

場合は、この限りでない。
争関係を阻害するおそれがない場合として
委員会規則で定める
従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競

もの役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するで割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当する一がス小売事業者ガス小売事業の業務の運営において重要な

もの 役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当する 二 ガス製造事業者ガス製造事業の業務の運営において重要な

件に該当するもの

中に該当するもの

中に該当するもの

中に該当するもの

中に該当するもの

中に該当するもの

中に該当するもの

中に該当するもの

中に該当するもの

中に該当するもの

とを命ずることができる。
係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとるこの規定に違反した場合には、特別特定ガス導管事業者の特定関
2 委員会は、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者が前項

第八十条の七 特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者は、次(特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

に掲げる行為をしてはならない。

るもの役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当す役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当すガス小売事業者ガス小売事業の業務の運営において重要な

役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当す一がス製造事業者ガス製造事業の業務の運営において重要な

るもの

る要件に該当するもの当する者その経営を実質的に支配していると認められるガッ売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運において重要な役割を担う従業者としていると認められるガッカー

8

営

ス

該

2 経済産業大臣は、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をが前項の規定に違反した場合には、特別特定ガス導管事業者の

に掲げる行為をしてはならない。 第八十条の七 特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者は、次(特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

一 (略)

(vo) 関係を阻害するものとして<mark>委員会規則</mark>で定める行為をするこ二 前号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争

特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の2 委員会は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、

2

(ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整

停止又は変更を命ずることができる。

備等)

第八十条の八 定ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、 な措置を講じなければならない。 0 送供給の ろにより、 他]ガス 業務 供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要 託送供給の業務に関して知り得た情報その 0) 特定ガス導管事業者は、 実施状況を適切に監視するため 委員会規則で定めるとこ 0 体 制の 他その カュ 整備 つ、 特 託 そ

(略)

項の次に次の二項を加える。第百七十一条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、

一 (略)

こと。 関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をする関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をする二 前号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争

該行為の停止又は変更を命ずることができる。ときは、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認める

(ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整

備等)

第八十条の八 その他ガス供給事業者間 ころにより、 要な措置を講じなければならない 特定ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、 託送供給の業務の実施状況を適切に監視するため 託送供給の業務に関して知り得た情報その他その 特定ガス導管事業者は、 この適正 な競争関係を確保するために必 経済産業省令で定めると Ò 体制 か 0 整 つ、 備

なければならない。 により、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告し2 特定ガス導管事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところ

(略)

第

項の次に次の二項を加える。第百七十一条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、

第

2 導管事 関係事 に ス導管事業者 関係事業者」 次項及び次条第二項に t に 対し、 おい までの 項 委員会 に規定する特定関係事業者 七まで又は第八十条若しくは第八十条の四 7 業者 業者、 規定 その事業に関し報告をさせることができる。 は、 「特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者」という。) (ガス小 という。)又は第八十条の四第一項に規定する特 及び 特 の施行に必要な限度におい 第 定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除 五 ガス製造事業者を除く。 + 売 四条若しくは第五 事業者等、 おいて 「特別一般ガス導管事業者の (ガス小売事業者 般ガス導管事業者、 十四条の て、 次項及び次条第二項 第 五 匹 から第八十 等、 十四四 から第五 | 条 の 特定ガ 般ガ 特定 兀 条 + 第 应 定 ス

管事 特 業者等 関 ると認めるときは 対 ス į 供給事業者間 係 項 別特定ガ 委員会は、 事 業 0 その 者 規定 業者を除く。) (特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者を除く。) の特定関係事業者等 事業に関 0) ス導管事業者に対し報告をさせた場合に 第 施行に必要な限度におい 0 項の 適正 第五十四条の五第一項又は第八十条の し報告をさせることができる。 又は特別特定ガス導管事業 な競争関係を確保するため特に必要が 規定により特別一 (特別一 て、 般ガス導管事 般ガス導管事業者又は 当該特 者の 別一 特定関 おい 業 者 般 の ガ て、 特 ス 係 五. に 導 ガ あ 定 第

第百七十二条第九項中

「第三項」を「第四項」

に改め、

同

項を

3

2 3 除く。 第百七十二条第九項中 関係事業者等 要があると認めるときは、 て、 者又は特別特定ガス導管事業者に対し報告をさせた場合に という。) に対し、 特定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。 般ガス導管事業者、 十条の七までの規定の施行に必要な限度におい 0 ガス導管事業者の 0 第二項において る特定関係事業者 0 0 五. 特定関係事業者を除く。) 特定関係事業者」という。)又は第八十条の四第一項に規定 一十四条の七まで又は第八十条若しくは第八十条の 五. 兀 経済 経済産業大臣は、 第一 第一 ガス供給事業者間の に対し、 次項及び次条第二項に 産 項 業大臣 項に規定する特定関係事業者 0) 規定の その事業に関し報告をさせることができる。 (特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者 は、 「特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者 特定関係 その事業に関し報告をさせることができる。 (ガス小売事業者等、 施行に必要な限度において、 第 特定ガ 第 五. 「第三項」を 項の規定により特別一般ガス導管事 適 + 第五 正 ス導管事業者及びガス製造事業者 四条若しくは第五 又は特別特定ガス導管事業者 事業者等 おいて な競争関係を確保するため特に 十四条の五第一 「第四項」に改め、 「特別一 (特別一 (ガス小売事業者 般ガス導管事業者 十四四 般ガス導管事業者 般ガス導管事 項又は第八十 て、 当該特別 · 条の 次項及び次条 第五 匹 一四から lから 同項 別 十 0 を除 業 兀 第八 特 お を 定 者 般 必 を 条 第

条第五 改め、 項とし、 五項とし、 同 同条第十項とし、 項を同条第九項とし、 同条第四 項 同項を同条第八項とし、 中 同条第 同条第三項を同条第四項とし、 項中 第三項」を 項の次に次の一項を加える。 同条第八項中 「前三項」を 同条第七項中 「第四項」に改め、 同条第六項を同条第七項とし、 「第五 「前各項」 項」を「第六項」に改め、 「第五項」を「第六項」 に改め、 同条第二項を同条第三 同項を同条第六項と 同 項 を同条第 に 同

2 業者の 入り、 条の 七までの 般ガス導管事業者の特定関係事業者又は特別特定ガス導管 委員会は、 七まで又は第八十条若しくは第八十条の四 特定関 帳 規定 簿、 第五十 書類その 係事業者の営業所、 の施行に必要な限度において、 四条若しくは第五十四条 他 の物件を検査させることができる。 事務所その 他 その職員に、 0) から 兀 の事業場に立 カゝ 5 第八十条の 第五 十四四 特 别 ち 事

2

(削る)

五項とし、 同条第十項とし、 項とし、 条第五項中 め、 項を同条第九項とし、 同条第四項中 同項を同条第八項とし、 同条第一 同条第三項を同条第四項とし、 「第三項」 項の次に次の一項を加える。 同条第八項中 「前三項」 を 同条第七項中 「第四 を 項」 同条第六項を同条第七項とし、 「第五項」を「第六項」に改め、 「前各項」 に改め、 「第五項」を「第六項」 同条第一 に改め、 同項を同条第六項 二項を同条第三 同 項 を同 条第 に لح 同

改

同

項ただし書」 ただし書」 第八十条の七 第八十条の四第三 第五十四条の四 特別 第百八十九条第 管事業者の特定関係事業者の営業所、 第百七十七条第 立ち入り、 十条の七までの規定の施行に必要な限度において、 五十四条の七まで又は第八十条若しくは第八十条の 項、 経済産業大臣は、 第五十四条の七第一 般ガス導管事業者の特定関係事業者又は特別特定ガス導 の 下 に 帳簿、 の 下 に 第 第 項 項、 三項、 書類その 項中 項第五号中 第五十四条の 第八十条の五第四項、 第五十 を加え 第八十条の五第 第五十四条の五第五項 「並びにガス事業者」 項」 他の物件を検査させることができる。 四条若しくは第五十四 同 を、 第五十四条第 項 Ŧ. 第十号中 「第八十条第二項」の 第 事務所その 項ただし書」 項ただし書」 第八十条の六第二項 「第五十 を 項」 第五十四条の六 他の事業場 条の その職員に、 四か 0) 第百七 を、 を加える。 条第二項 下に 兀 下に 5 か 第三 第 +5 第

(削る)

(略)	

条第二項及び第三項の規定による権限、ガス事業者」に、「を委員

会」を「並びに第百七十二条第二項の規定による権限を委員会」

に改める。

(略)

_
傍
線
部
分
は
修
正
部
分

	(信義音)に個面音の)
修正後	修正前
(熱供給事業法の一部改正)	(熱供給事業法の一部改正)
第七条 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)の一部を次	第七条 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)の一部を次
のように改正する。	のように改正する。
(略)	(略)
第十三条から第十六条までを次のように改める。	第十三条から第十六条までを次のように改める。
(供給能力の確保)	(供給能力の確保)
第十三条 (略)	第十三条 (略)
2 (略)	2 (略)
(供給条件の説明等)	(供給条件の説明等)
第十四条 熱供給事業者及び熱供給事業者が行う熱供給に関する	第十四条 熱供給事業者及び熱供給事業者が行う熱供給に関する
契約(以下「熱供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は	契約(以下「熱供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は
代理を業として行う者(以下「熱供給事業者等」という。)は、	代理を業として行う者(以下「熱供給事業者等」という。)は、
熱供給を受けようとする者(熱供給事業者である者を除く。以	熱供給を受けようとする者(熱供給事業者である者を除く。以
下この条において同じ。)と熱供給契約の締結又はその媒介、取	下この条において同じ。)と熱供給契約の締結又はその媒介、取
次ぎ若しくは代理をしようとするときは、電力・ガス取引監視	次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定め
等委員会規則(以下「委員会規則」という。) で定めるところに	るところにより、当該熱供給に係る料金その他の供給条件につ
より、当該熱供給に係る料金その他の供給条件について、その	いて、その者に説明しなければならない。
者に説明しなければならない。	

則で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。し、当該熱供給に係る料金その他の供給条件であつて委員会規則で定める場合を除き、熱供給を受けようとする者に対2 熱供給事業者等は、前項の規定による説明をするときは、委

3 政令で定めるところにより、 おいて、 会規則で定めるも する方法その他 熱供給事業者等は、 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理 当該熱供給事業者等は、 の情報通信の技術を利用する方法であつて委員 のにより提供することができる。 前項の規定による書面の交付に代えて、 熱供給を受けようとする者の承諾 当該書面を交付したものとみ この場合に 組 温織を使 用

(書面の交付)

次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。は、委員会規則で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、う者にあつては、当該媒介により熱供給契約が成立したとき)結契約を締結したとき(熱供給契約の締結の媒介を業として行第十五条、熱供給事業者等は、熱供給を受けようとする者と熱供

一・二 (略)

業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならな対し、当該熱供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産対し、当該熱供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産い。

熱供給事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、 熱供給事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、 かなす。

3

(書面の交付)

し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。 う者にあつては、当該媒介により熱供給契約が成立したとき) う者にあつては、当該媒介により熱供給契約が成立したとき) し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一・二 (略)

省令で定める事項 当該熱供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業

2 なす。 政令で定めるところにより、 おいて、 会規則で定めるものにより提供することができる。 する方法その他 を得て、 熱供給事業者等は、 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理 当該熱供給事業者等は、 の情報通信の技術を利用する方法であつて委員 前項の規定による書面の交付に代えて、 熱供給を受けようとする者の承諾 当該書面を交付したものとみ この場合に 組織を使用

(苦情等の処理)

第十六条 (略)

(略)

第十八条を次のように改める。

(改善命令)

事業の きる。 給事業の 全な発達に支障が生じ、 日常生活若しくは事業活動上の利便の確保又は熱供給事業の 熱供給事業の運営が適切でないため、 熱供給事業者に対し、 健全性を確保するために必要な限度におい 運営の改善に必要な措置をとることを命ずることがで 電力・ガ ス取引監視等委員会 又は生ずるおそれがあると認めるとき 熱供給を受ける者の利益又は熱供給 (以 下 熱供給を受ける者の 一委員会」という。) て、 その熱供 健

> 2 みなす。 において、 産業省令で定めるものにより提供することができる。 する方法その他の情報通 を得て、 政令で定めるところにより、 熱供給事業者等は、 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織 当該熱供給事業者等は、 前 信の技術を利用する方法であつて経済 項の規定による書面の交付に代えて、 熱供給を受けようとする者の承諾 当該書面を交付したものと この場合 を使用

(苦情等の処理)

第十六条 (略)

略)

H.

第十八条を次のように改める。

(改善命令)

第十八条 におい 者の利益又は熱供給事業の健全性を確保するために必要な限 熱供給を受ける者の日常生活若しくは事業活動 とを命ずることができる。 があると認めるときは、 又は熱供給事業の健全な発達に支障が生じ、 て、 経済産業大臣は、 その 熱供給事 熱供給事業者に対し、 業 熱供給事業の運営が適切でないため、 0 運 |営の改善に必要な措置をとるこ 又は生ずるおそれ 熱供給を受け 上の利便の確保 度 る

2 経済産業大臣は、熱供給事業者等が第十四条第一項又は第二

2

委員会は、

熱供給事業者等が第十四条第一項又は第二項の

規

の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。定に違反したときは、熱供給事業者等に対し、その業務の方法

3 (略)

第三章中第十九条の次に次の二条を加える。

(委員会によるあつせん及び仲裁)

第十九条の二 等の 供給事業の用に供するための加熱され、若しくは冷却された水 当事者は、 約その他の取決め う。)を行う事業を営む者との間において、 この限りでない ただし、 条件その他 又は蒸気に係る熱供給 ついて、 方が協議に応じず、 締結に関し、 一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他 当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、 委員会に対し、 の細目について当事者間の協議が調わないときは 熱供給事業者と当該熱供給事業者に対するその熱 当事者が取得し、 (以下この条において「契約等」という。) 若しくは協議が調わないとき、 (以下この条において「卸熱供給」とい あつせんを申請することができる。 若しくは負担すべき金額 卸熱供給に関する契 又は契約 0

2~4 (略)

(削る)

の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。項の規定に違反したときは、熱供給事業者等に対し、その業務

3 (略)

第三章中第十九条の次に次の二条を加える。

(電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁)

第十九条の二 う <u>。</u> 当事者は、 等の締結に関し、 ついて、 供給事業の用に供するための加熱され、若しくは冷却された水 条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは 約その他の取決め この限りでない。 ただし、 又は蒸気に係る熱供給 「委員会」という。)に対し、 方が協議に応じず、 を行う事業を営む者との間において、 一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他 当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、 電力・ガス取引監視等委員会 熱供給事業者と当該熱供給事業者に対するその熱 当事者が取得し、 (以下この条において「契約等」という。) に 若しくは協議が調わないとき、 (以下この条において「卸熱供給」とい あつせんを申請することができる。 若しくは負担すべき金額 (以下この条において 卸熱供給に関する契 又は契約

2~4 (略)

又は仲裁の申請は、経済産業大臣を経由してしなければならな5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん

(政令への委任)

第十九条の三 (略)

(略)

第二十七条中「熱供給事業者」を「熱供給事業者等」に改め、

同条に次の一項を加える。

2 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定

めるところにより、熱供給事業者等に対し、その業務に関し報

告をさせることができる。

第二十八条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、

同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改

め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

に熱供給事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員

2

熱供給施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ

る。

第二十八条の次に次の五条を加える。

(委員会の意見の聴取)

第二十八条の二 経済産業大臣は、第三条の登録若しくは第七条

第一項の変更登録、第十条第一項(第一号に係る部分に限る。)

の規定による登録の取消し又は第十三条第二項若しくは第十八

\ 0

(政令への委任)

第十九条の三 (略)

第二十七条中「熱供給事業者」を「熱供給事業者等」に改める。(略)

(新設)

第二十八条の次に次の五条を加える。

(電力・ガス取引監視等委員会の意見の聴取

の規定による登録の取消し又は第十八条第一項から第三項まで第一項の変更登録、第十条第一項(第一号に係る部分に限る。)第二十八条の二 経済産業大臣は、第三条の登録若しくは第七条

は、 条第一項から第三項までの規定による命令をしようとするとき あらかじめ、 委員会の意見を聴かなければならない。

2

(略)

第二十八条の三及び第二十八条の四 削除

の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、 ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴

なければならない。

2 (略)

(勧告)

第二十八条の三 規定により委任された第二十七条又は第二十八条第一項の規定 委員会は、 第三十三条の二第一項又は第二項の

による権限を行使した場合において、 熱供給事業者に対し 必要な勧告をすることができる。 必要があると認めるとき

ない。

だし、

次条第

一項の規定による勧告をした場合は、

この限りで

2 勧告を受けた熱供給事業者が 従わなかったときは 委員会は、 前項の規定による勧告をした場合において その旨を経済産業大臣に報告するものと 正当な理由がなく、 その勧告に 当該

3 めることができる。 大臣に対し、 委員会は、 当該報告に基づいてとつた措置について報告を求 前項の規定による報告をした場合には、 経済産業

する。

第二十八条の四 規定により委任された第二十七条又は第二十八条第一項の規定 による権限を行使した場合において、 委員会は、 第三十三条の二第一項又は第二項の 特に必要があると認める

電力・

カン

第二十八条の五・第二十八条の六 (略)

(略)

(削る)

(削る)

3 2 業大臣に対し、 その内容を公表しなければならない。 求めることができる。 委員会は、 委員会は、 第 前項の規定による勧告をしたときは 当該勧告に基づいてとつた措置について報告を 項の規定による勧告をした場合には、 遅滞なく、

経済産

ただし、

前条第一項の規定による勧告をした場合は、

この限り

でない。

ときは、

経済産業大臣に対し、

必要な勧告をすることができる。

第二十八条の五・第二十八条の六 (略)

(略)

より委員会に委任されたものを除く。)」を加える。 第三十三条の二を次のように改める。 第三十三条中「権限」の下に「(次条第一項又は第二項の規定に

(権限の委任)

第三十三条の二 臣が自ら行うことを妨げない。 委員会に委任する。 対する第二十八条第一項の規定による権限 第十九条の二の規定に関するものに限る。)及び熱供給事業者に 六条の二まで及び第十九条の二の規定に関するものに限る。)を 十七条の規定による権限(第十四条から第十六条の二まで及び 経済産業大臣は、 ただし、 報告を命ずる権限は、 熱供給事業者等に対する第二 (第十四条から第十 経済産業大

2 第十八条第一項及び第十九条の規定に関するものに限る。)を委 条第一項、 等に対する第二十七条の規定による権限(第七条第一項、 員会に委任することができる。 するものに限る。)及び熱供給事業者に対する第二十八条第一項 の規定による権限 経済産業大臣は、 第十三条、 (第七条第一項、 政令で定めるところにより、 第十八条第一項及び第十九条の規定に関 第十条第一項、 熱供給事業者 第十三条、 第十

は、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。 定による権限(第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限を行使したとき

に委任することができる。

(略)

第六号中「第二十八条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同第十条第二項」を「第八条第二項、第九条第一項」に改め、同条「第六条第四項(第七条第四項において準用する場合を含む。)、第三十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中

「又は第二項」を加え、同号を同条第六号とし、同条中第二号か号を同条第七号とし、同条第五号中「第二十七条第一項」の下に

る。
ら第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加えら第四号す項」を加え、同号を同条第六号とし、同条中第二号か

二 (略)

(略)

請求は、委員会に対してのみ行うことができる。
の規定により経済産業局長が行う場合を含む。)についての審査の規定により経済産業局長が行う場合を含む。)についての審査第三十三条の三 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委

(略)

げ、第一号の次に次の一号を加える。中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下第六条第四項(第七条第四項において準用する場合を含む。)、同条第三十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中

二 (略)

(略)

$\overline{}$
傍線
部
分
は
修
正
部
分

修正後	修正前
(電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正)	(電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十条 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第	第十条 電気事業法等の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第
七十二号)の一部を次のように改正する。	七十二号)の一部を次のように改正する。
第一条のうち電気事業法目次の改正規定中「 第六款 電気の	第一条のうち電気事業法目次の改正規定中「 第六款 電気の
使用制限等(第三十四条―第三十七条)」を 「 第六款 電気の使	使用制限等(第三十四条—第三十七条)」を 「 第六款 電気の使
び仲裁(第三十五条―第三十七条)」 に、「第四章 土地等の使用(用制限等(第三十四条)	び仲裁(第三十五条―第三十七条の二)」に、「第四章 土地等の使用制限等(第三十四条)
第五十八条―第六十六条)」を 第五十八条―第六十六条)」を 「第四章 土地等の使用(第五十	用(第五十八条―第六十六条)」を 第五章 電力取引監視等委員用(第五十八条―第六十六条)」を 「第四章 土地等の使用(第五
(第六十六条の二―第六十六条の十七)」 に、「第五章」を「第六章」八条―第六十六条)	会(第六十六条の二―第六十六条の十六)」に、「第五章」を「第六十八条―第六十六条)
に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八	章」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第
章」を「第九章」に改める。	百十四条」を「第百十四条の二」に、「第八章」を「第九章」に改
	める。
第一条のうち、電気事業法第一編及び第二編の編名、同編第一	第一条のうち、電気事業法第一編及び第二編の編名、同編第一
章及び第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、同節第二款	章及び第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、同節第二款
の款名、同章第三節の節名、同編第三章の章名、第三編の編名、	の款名、同章第三節の節名、同編第三章の章名、第三編の編名、

合わ 項」 下に 章名、 三章までの 項第五号」 第 を 七条から第十九条までの改正規定のうち第十七条第五項中 という。)」 を 業省令」 済産業省令」 及び第一 同 同 力取引監視等委員会規則 「及び 「委員会」 「委員会規則」 同 編 編 「委員会規則」 「問合せ」 項中 せ を「に」 章 第三章の章名 第 「又は電力取引監視等委員会 第 第三 一条の十七 を を「委員会規則」 章及び第二章 節、 五. 「この項及び次条第一項において」 に改め を 編 を加え 章 節 問合せ」 を に改め を の節 節名及び款名を加える改正規定のうち第二条の十三 名並びに第六編及び第七編の編名を削る改正規定中 の という。)」 を 「若しくは第三号に掲げる事項に」 「委員会規則」に改め、 に 第二項におい 名 「から 第四編及び第五編 を 同 同 に改め、 法第九条の改正規定中 条第二項及び第三項中 第二条の十七第 同編第三章」 の章名、 経済産業大臣」 「同項第五号に掲げる」 第五編まで」 以 に改め に改め 下この節 同章 第十八条第一項中 て」を削り、 (以下この章において · 第 第二条の十五中 の 下 に 同条第一 に改め、 の編名、 を「委員会」 節 第二条の十四中「経済産 項 次節及び第三節にお から第五節までの節 中 「及び第四章」を加え、 「経済産業省令」を 及 び 項及び第三項中 \Box 「経済産業大臣」 に改 経済産業大臣」 同法第二条の 同編第一章から第 を「に掲げる事 「経済産業省令」 「この条、 に、 に改め、 「問い め \Box 同 「委員会」 合わせ」 法第十 を 次条 次に 問 同 1 名、 経 電 同 を \mathcal{O} 条 7

号 め、 三章までの章名並びに第六編及び第七編の編名を削る改正規定 限 せ での改正規定 定 改 条の次に一 を 条の十五に係る部分に限る。) 第二条の次に章名 項に係る部分に限る。)中 章 同 同 第 「この条、 め、 なる。) 「若しくは第三号に掲げる事項に」 子名、 編第 及び第五編」 [編第三章の章名、 同章第三 (第二十七条の十二に係る部分に限る。) 及び を 項 「同項第五号に掲げる」 同法第九条の改正規定中 の規定による仲裁の 同法第二十七条の次に 中 「問合せ」 章及び第二章の 節、 「第二十七条の七第二項第二号」 節 条を加える改正規定 「できる。」 次条及び第二条の十七第二項におい 節名及び款名を加える改正規定 0) (第十七条第五項に係る部分に限る。) を 節 名、 に改め、 カ 第四編及び第五編の ?ら第 を 節 同 章名、 編第三章」 「できる。 「この項及び次条第一項におい 申請をした後は、 に改め、 五編まで」 同法第二十五条を第二十四条とし 節 中 \Box 名及び 同章第一 款、 (第二十五条第二項に係る部 「問い を に、二 の 下 に 款名を加える改正 五. ただし、 同法第十七条から第十九 「に掲げる事 |節及び節名を加える改 に改め 合わせ」 節から第五 編名、 を「同項第五号」 中 の下に「若しくは第三 「及び第四章」 この限りでない。」 当事者が第三十六 (第 「第六条第二項第二 て 同 を 同 項 法第二 編第 二条の十三第 「問合 節までの を削 中 を 規定 問問 一条の 章から第 . て せ り、 に を加え、 を 1 (第二 節 及び 次に 分に 合 に 正 条 同 名、 0 を 改 規 同 わ ま 法

号」を加え、同法第三十四条の改正規定の次に次のように加える。

規則」 員会」 員会」 臣」 員会」 上田 加え、 を「委員会」 加える改正規定のうち第二項ただし書中 済産業省令」 の電気の需給の状況に応じたものとなるよう、」 同条第八項中 業大臣」 となるよう、」 出方法が」 三項中 第二項ただし書中 項中 を 「経済産業大臣」を「委員会」に改め を 「経済産業省令」を「委員会規則」に、 に改め に改め 地域ごとの電気の需給の状況に応じたものとなるよう、」 に改め、 に改め 同 「委員会」に改め、 「委員会」に改め、 を 「経済産業大臣」を 「経済産業大臣」 条第七項中 の 下 に 「委員会」に改め、 に改め」を加え、 を を加え、 「経済産業省令」を「委員会規則」に 同条第二項ただし書及び第三項中 同項第三号中 同法第二十 同条第五項中 「委員会規則」に改め、 「経済産業大臣」 「経済産業省令」 地域ごとの電気の需給の状況に応じたもの 同条第四項中 を「委員会」に改め、 同法第十九条の二第一項の次に一 同条第十項中「経済産業大臣」を「委 一条の改正規定のうち第二十一 「委員会」 「算出方法が」 同法第二十五条を第二十四条とし、 「経済産業省令」 同項第二号中 を「委員会」 「経済産業省令」 を に改め 第十九条中 「経済産業大臣」 「委員会規則」 「経済産業大臣」を「委 同条第六項中 の 下 に 同条第十二項中 「算出方法が」 を 同項第三号中 を加え、 に改め 「経済産業大臣 「委員会規則」 「経済産業大 「経済産業大 を に改め、 同条第十 地域ごと 「経済産 「委員会 条第 を「委 同 の 下 項を 条第 算

第 に改め、 条第一 を に限る。) を加え、 及び「第二十七条の七第二項第二号」の下に「若しくは第三号」 を 済産業大臣」 同条の次に一条を加える改正規定(第二十五条第二項に係る部分 「委員会」 「委員会」 款、 項 中 項の規定による仲裁の申請をした後は、 同 同法第三十四条の改正規定の次に次のように加える。 五節及び節名を加える改正規定のうち第二十七条の十 中 法第二十七条の 経済産業省令」を に改め 「できる。」を「できる。ただし、 の 下 に に改め 「又は委員会」を加え、 第二十七条の十二中 同条第三項及び第四項中 改正規定のうち第一 「委員会規則」に、 「第六条第二項第二号 同法第二十七条の次 十七条第 この限りでない。」 当事者が第三十六 「経済産業大臣」 |経済産業大臣 項中

第三十四条の次に次の節名を付する。

第九節 あつせん及び仲裁

十五条から第三十七条までの改正規定を次のように改める。三十四条の二」の下に「から第三十七条まで」を加え、同法第三第一条のうち、電気事業法第三十四条の二を削る改正規定中「第

「第二十五条第二項(第三十二条において準用する場合を含場合を含む。)」に改め、同条第六項中「第三十二条第一項」を第一項」を「第二十五条第二項(第三十二条において準用する第三十七条の二第一項中「電力取引監視等委員会(以下この

第三十四条の次に次の節名を付する。

第九節 あつせん及び仲裁

三十四条の二」 十五条から第三十七条までの改正規定を次のように改める。 二条第一 む。)」に改め、 を「第二十五条第二項 する場合を含む。)」に改め、 第一条のうち、電気事業法第三十四条の二を削る改正規定中「第 第三十七条の二第一 項」 を の下に「から第三十七条まで」を加え、 同条を第三十五条とする。 「第二十五条第二項 項中 (第三十二条において準用する場合を含 「この章」 同条第六項中「第三十二条第一項 (第三十二条において準用 を 「この節」に、「第三十 同法第三

む。)」に改め、同条を第三十五条とする。

同条を第三十六条とする。条第二項(第三十二条において準用する場合を含む。)」に改め、第三十七条の三第一項中「第三十二条第一項」を「第二十五

三十七条とする。 第三十七条の四中「この章」を「この節」に改め、同条を第

(削る)

文 規定の次に次のように加える。 項」を「第二十五条第二項本文」に改め、 十二条第一項」を「第三十二条第一項本文」に、「第二十五条第二 に、「第二十五条第二項から第四項まで」を「第二十五条第二項本 から第三項まで」を「第三十二条第一項本文、 条第二項本文及び第三項から第五項まで」に、「第三十二条第一項 まで」に、「第二十五条第二項から第五項まで及び」を「第二十五 三十二条及び」を「第三十二条第一項本文及び第二項から第四項 第三項及び第四項」に改め、 条のうち、 電気事業法第四十一条第二項の改正規定中 同条第三項の改正規定中 同法第六十六条の改正 第二項及び第三項」 「第三 「第

第六十六条の次に次の章名を付する。

第五章 電力取引監視等委員会

第六十六条の二第二項中「取引」の下に「並びに一般送配電

同条を第三十六条とする。 条第二項(第三十二条において準用する場合を含む。)」に改め、第三十七条の三第一項中「第三十二条第一項」を「第二十五

三十七条とする。第三十七条の四中「この章」を「この節」に改め、同条を第

第三十七条の五中「この章」を「この節」に改め、同条を第

三十七条の二とする。

文 に、 規定の次に次のように加える。 項」を「第二十五条第二項本文」に改め、 十二条第一項」を「第三十二条第一項本文」に、「第二十五条第二 条第二項本文及び第三項から第五項まで」に、「第三十二条第一項 まで」に、「第二十五条第二項から第五項まで及び」を「第二十五 三十二条及び」を「第三十二条第一項本文及び第二項から第四 から第三項まで」を「第三十二条第一項本文、第二項及び第三項 第一条のうち、 「第二十五条第二項から第四項まで」を「第二十五条第二項本 第三項及び第四項」に改め、 電気事業法第四十一条第二項の改正規定中 同条第三項の改正規定中 同法第六十六条の改 第三 「第 項

第六十六条の次に次の章名を付する。

第五章 電力取引監視等委員会

(新設)

える。 に改め 第五号を同項第六号とし、 事業及び送電事業の業務における中立性」 項第 同号を同項第五号とし、 号を同項第三号とし 同項第四号中 同 同項第三号を同項第四号とし、 項第一号の次に次の一号を加 「前三号」を を加え 同 「前各号」 条第三項

(経済産業大臣の所掌に属するものを除く。)。二 一般送配電事業及び送電事業の業務の規制に関すること

第六十六条の十二第一項各号を次のように改める。

·二 (略)

二項 (第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、 二十七条の十二において準用する場合を含む。)及び第二十 うとするとき。 条の五十一又は第二十九条第六項の規定による命令をしよ する場合を含む。)、第二十八条の四十六第三項、 む。)、第二十七条の十三第五項 含む。)、第二十七条第二項、第二十七条の三(第二十七条 六第一項及び第二十七条の二十九において準用する場合を 第二十七条第一項(第二十七条の十二、第二十七条の二十 七条の十二において準用する場合を含む。)、第二十三条第 の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含 第二条の十二第二項、 第九条第五項(第十三条第二項 (同条第八項において準用 第二十八 (第

第六十六条の十第一項各号を次のように改める。

·二 (略)

十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場 場合を含む。)、第二十七条第二項、第二十七条の三 (第二 三条第二項 九条第一項、 用する場合を含む。)及び第二十七条の十二において準用 条第五項(第十三条第二項 項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(第二十 の二十六第一項及び第二十七条の二十九において準用する む。)、第二十七条第一項 る場合を含む。)、 七条の二十六第二項において準用する場合を含む。)、第九 第二条の十七第一項 (第二十七条の十二において準用する場合を含 第二十条第三項、 第十八条第六項若しくは第十一項、 第二項 (第二十七条の十二、第二十七条 (第二十七条の十二において準 第二十一条第三項、 (第二十七条の二十六第三 第二十 第十

四第三条、第八条第一項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項、第二十四条第一項、第二十四条第一項(第二十七条の十二において準用である。)、第十四条第一項(第二十七条の十二において準用

十八条の四十六第一項の認可をしようとするとき。(第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第二十八条の十二において準用する場合を含む。)、第二五第十条第一項若しくは第二項(これらの規定を第二十七

六・七 (略)

(削る)

(削る)

の十一の規定による命令をしようとするとき。 一、第二十九条第六項、第九十九条第二項又は第九十九条 二十七条の十三第五項(同条第八項において準用する場合 二十七条の十三第五項(同条第八項において準用する場合

第一項の規定による許可をしようとするとき。
おいて準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項、第二十七条の十二において準用第三条、第八条第一項(第二十七条の十二において準用第三条、第八条第一項(第二十七条の十二において準用

兀

六・七 (略)

とき。八第十九条第二項の規定による変更の処分をしようとする

九 第二十条第二項ただし書又は第二十一条第二項ただし書

八・九 (略)

(削る)

(削る)

条、第七章及び第百十三条において「委員会規則」という。)」第六十六条の十六中「電力取引監視等委員会規則」の下に「(次

会規則」を「委員会規則」に改める。第六十六条の十七(見出しを含む。)中「電力取引監視等委員

を加える。

会 する改正規定中「第六十六条」を「第六十六条の十七」に、「第五 正規定のうち第九十九条の三第三項中 員会規則」 九十九条までの改正規定のうち第九十七条中「経済産業大臣」 正規定中「第六章」を 章」を「第六章」に改め、 「委員会」 第一条のうち、 を に改め 「委員会」 に改め、 に改め、 第九十九条の四中 に改め 電気事業法第六十六条の次に章名及び節名を付 同法第百条の前に十一条及び章名を加える改 第九十九条第一項及び第二項中「経済産業大 「第七章」に改め、同法第九十七条から第 同法第九十六条の次に章名を付する改 同条第三項中 「経済産業省令」を「委員会規則」 「経済産業大臣」を「委員 「経済産業省令」

の規定による承認をしようとするとき。

十·十一 (略)

十二 第九十七条第一項の規定による指定をしようとすると

き。

十三 第九十九条の十二の規定による指定の取消しをしよう

とするとき。

しくは第五項」を「、第五項若しくは第七項」に改める。第六十六条の十一第一項及び第六十六条の十二第一項中「若

同法第百五条の改正規定の次に次のように加える。

東」を「第六章」に改め、同法第九十六条の次に章名を付する改正規定中「第六十六条」を「第六十六条の次に章名を付する改正規定中「第六十六条」を「第六十六条の次に章名を付する改善のでである。

「は第五条のうち、電気事業法第六十六条の次に章名及び節名を付第五条の音を加える改正規定中「第六十六条の次に章名及び節名を付第一条のうち、電気事業法第六十六条の次に章名及び節名を付

め + に改め、 に次のように加える。 「第七章」を「第八章」に改め、 及び第九十九条の十二中 第九 +九条の六 から第九十九 「経済産業大臣」 同法第百五条の改正規定の 条の 九まで を 「委員会」 第 九 +九 に改 条の 次

者 般送配電事業者、 取引所」 第百六条第三項中 に改め、 を加える。 同条第八項中 送電事業者、 「電気事業者」を 「電気事業者」 特定送配電事業者又は発電 「小売電 の 下 に 気事業者等、 「又は 卸 電力 事 業

機関」 媒介、 十 一 規定を次のように改める 電事業者又は発電事業者の電気の供給又は小売供給契約 電気事業者」 \mathcal{O} 「「小売電気事業者等、 改正規定中 第 一条第一 取次ぎ若しくは代理」 条のうち、 を「第百七条第八項中「電気事業者」」に改め、 項の改正規定中 0) 「第百六条第七項及び第百七条第七項中 下に 電気事業法第百六条第七項及び第百七条第七項 ヮ 一般送配電事業者、 電気の供給」 「若しくは」を「又は」に改め、 に改め、 を加え、 同法第百十二条の二の改正 送電事業者、 「「電気事業者」 「指定試験 0 特定送配 同法第百 締結 「特定 を

第百十二条の二に次の一項を加える。

2 委員会は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しな

ければならない。

第九十七条第一項の指定をしたとき。

者」に改め、 般送配電事業者、 力取引所」 第百六条第三項中 を加える。 同 条第七項中 送電事業者、 「電気事業者」を 「指 特定送配電事業者又は発電 定試験機関」 小 売電気事業者等、 0) 下に 「又は 事 卸 電 業

者」 に次のように加える 又は発電事業者の電気の供給又は小売供給契約の締結の 気事業者等、 \mathcal{O} 次ぎ若しくは代理」 項の改正規定中「若しくは」を「又は」に改め、 第一 改正規定中 の下に「の電気の供給」 条のうち、 「第百六条第七項及び」を削り、 般送配電事業者、 電気事業法第百六条第七項及び第百七条第七 に改め、 を加え、「「電気事業者」 同 法第百十二条の二の改正規定 送電事業者、 特定送配電事業 同 法第百十 「特定電 を 二小 媒 気事業 一条第 の次 売 取 者 電 項

に同条第七項 第百十四条の二中 第百十四条第 (卸 電力取引所に係るものに限る。)」 項 及び第 「又は第五項」を 項 中 及び第五 第五項又は第七項 項 0 を加える。 下に 並 び

に改める。

_ 第九十七条第二項の規定による届出があつたとき。

 \equiv 第九十九条の七第一項の許可をしたとき。

兀 場 開設業務の全部若しくは 第九十九条の十二の規定により指定を取り消し、 部の停止を命じたとき。 又は 市

第百十三条中 電力取引監視等委員会規則」を 「委員会規則」

に改める。

定中 第一条のうち電気事業法第百十四条の次に章名を付する改正規 「第八章」 を 「第九章」に改める。

「加える」を「加え、 第 条のうち電気事業法第百十九条の三第一号の改正規定中 同条第四号中「第百六条第七項」の下に「又

は第八項」 を加え 同条第五号中 「第百七条第七項」 の下に「又

は第八項」 を加える」に改める。

え、 附則第 同条に次の 条第一号中 号を加える。 「第四号」 の 下 に 「から第六号まで」 を加

(削る)

兀 法等の一 定の施行の 附則第二十五条の四及び第二十五条の七の規定 部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規 電気事業

日

第一 に改める。 「第百十四 条のうち電気事業法第百十四条の次に章名を付する改正 [条] を 「第百十四条の二」に、 「第八章」を 第 九 規

(新設

章

定中

え、 附則第一条第一号中「第四号」 同条に次の二号を加える。 の 下 に 「から第六号まで」 を 加

兀 附則第二十五条の十第四 項 の規定 電気事業法等

号)

の公布

 \mathcal{O}

0

部

を

日 改正する等の法律 (平成二十七年法律第

五. 及び第四項 附則第二十五条の四 第十条第二項及び第四項、 第二十五条の五 第十一条第二項及び (附則第九条第一項

第四項並 びに第二十条第一項及び第四項に係る部分に限

第六十六条の十二及び第百十四条」に改める。 附則第六条第二項中「及び第二条の十一」を「、第二条の十一、

七条の二十三、第六十六条の十二及び第百十四条」に改める。附則第七条第二項中「及び第二十七条の二十三」を「、第二十

る。 項中 取引監視等委員会 (以下「委員会」という。)」に改め、 産業省令」 視等委員会規則 なるよう、」 方法が」 附則第九条第一項中 に改め 「経済産業大臣」を「委員会」に改め、 の 下 に を「定め、 を加え 同条第四項中 迎 下 地域ごとの電気の需給の状況に応じたものと 同条第三項中 委員会規則」に、 「委員会規則」という。)」に、 「に、 「経済産業大臣」 経済産業省令」を「に 「経済産業省令」 「経済産業大臣」 を 同項第三号中 「委員会」 を「委員会規 一定め 電力取引監 を 同条第一 に改め 「電力 「算出 経済

める。 規則」 済産業大臣」 を「委員会」 附則第十条第 に改め を に改め 同条第四項中 「委員会」 項中 同条第三項中 経済産業省令」を に改め 「経済産業大臣」を「委員会」に改 同条第 「経済産業省令」を「委員会 一項中 「委員会規則」 「経済産業大臣」 に、

定の施行の日法等の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規法等の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規る。)、第二十五条の八及び第二十五条の九の規定 電気事業

第六十六条の十及び第百十四条第四項」に改める。 附則第六条第二項中「及び第二条の十一」を「、第二条の十一、

七条の二十三、第六十六条の十及び第百十四条第四項」に改める。附則第七条第二項中「及び第二十七条の二十三」を「、第二十

(新設)

(新設)

効力を有することとされる旧電気事業法第二十三条第三項(特定附則第二十二条中「附則第十六条第三項の規定によりなおそのければならない。	務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務の監査をしな2 委員会は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義所則第二十一条第二項を次のように改める。		附則第二十条第一項及び第二項中「経済産業大臣」を「委員会」業大臣」を「委員会」に改める。	附則第十九条中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産を「委員会」に改める。	済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」所則第十八条第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経	第六十六条の十二、第百十条並びに第百十四条」に改める。附則第十六条第三項中「並びに第三十六条」を「、第三十六条、	める。 対しては、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	1. 11 1차 기 1 1mg/ 디 디 시시 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(新設)	(新設) (新設) 下則第二十一条第二項を削る。		(新設)	(新設)	(新設)	第六十六条の十、第百十条並びに第百十四条第四項」に改める。附則第十六条第三項中「並びに第三十六条」を「、第三十六条、	(新設)	

2 若しくは第二十条第一項」を削り、 小売供給約款に係るものに限る。)又は」及び「、 第二十条第一 供給約款に係るものに限る。)又は附則第十八条第一項若しくは 有することとされる旧電気事業法第二十三条第三項 委員会は 広く一般の意見を聴かなければならない。 項の規定による処分をしようとするときは 附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を 同条に次の一項を加える。 第十八条第一 (特定小売 項

会を開き、

附則第二十三条第三項中「並びに第三十四条」を「、

第三十四

第六十六条の十二、

第百十条並びに第百十四条」に改める。

附則第二十五条の次に次の六条を加える。

(報告の徴収

第二十五条の二 る。 定めるところにより、 又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができ 第二十一条第 項の規定の施行に必要な限度において 経済産業大臣は、 みなし小売電気事業者に対し、その業務 附則第十六条、 第十七条及び 政令で

2 資料の提出をさせることができる。 みなし小売電気事業者に対し、その業務の状況に関し報告又は 規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、 委員会は 附則第十八条、 第十九条及び第二十一条第二項の

> 附則第二十三条第三項中 第六十六条の十、 第百十条並びに第百十四条第四項」 「並びに第三十四条」を 第三十 に改め 兀

附則第二十五条の次に次の十条を加える。

る。

条、

(報告の徴収)

第二十五条の二 る。 定めるところにより、 又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができ で及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において 経済産業大臣は、 みなし小売電気事業者に対し、 附則第十六条から第十九条ま その業務 政令で

2 告又は資料の提出をさせることができる。 録特定送配電事業者に対し、 に必要な限度において 経済産業大臣は 附則第二十三条から前条までの規定の施行 政令で定めるところにより、 その業務又は経理の状況に関し報 みなし登

録特定送配電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし登3 経済産業大臣は、附則第二十三条から前条までの規定の施行

(立入検査)

告又は資料の提出をさせることができる。

とができる。

- を検査させることができる。 を検査させることができる。 を検査させることができる。 を検査させることができる。 を検査させることができる。 を検査させることができる。 を検査させることができる。 を検査させることができる。
- 4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す

(立入検査)

- を検査させることができる。 一を検査させることができる。 を検査させることができる。 を検査させることができる。 を検査させることができる。 を検査させることができる。 を検査させることができる。 を検査させることができる。 を検査させることができる。
- 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す
- | められたものと解釈してはならない。| 4 | 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認

六条の二第二項に規定するもののほか、この附則の規定により第二十五条の四 電力取引監視等委員会(以下「委員会」という。) 第二十五条の四 電力取引監視等委員会(以下「委員会」という。)

なければならない。 証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示し

に認められたものと解釈してはならない。5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のため

(電気事業法の一部改正に伴う委員会の権限等)

る。 この附則の規定によりその権限に属させられた事項を処理す 送の電気事業法第六十六条の二第三項に規定するもののほか、 後の電気事業法第六十六条の二第三項に規定するもののほか、 高。

2 年法律第九十九号)第十七条中 令を含む。)」とする。 法及び電気事業法等の 気事業法 二号) 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十 律第百七十号) 律第十三条の規定による改正後の経済産業省設置法 前項の場合において、 (昭和三十九年法律第百七十号)第六十六条の二第三項及び 附則第二十五条の四第一項」と、 (これに基づく命令を含む。)」とあるのは 第六十六条の二第三項」とあるのは「電気事業 部を改正する法律(これらに基づく命 電気事業法等の一部を改正する等の法 「電気事業法 同法第二十四条中 (昭和三十九年法 (平成十一 「電気事 業

第二十五条の五 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらか

その権限に属させられた事項を処理する。

2 等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)」と、 律第十三条の規定による改正後の経済産業省設置法 項中「電気事業法 年法律第九十九号) を改正する法律附則第二十五条の四第一項」とする。 は 同法第十七条中 「電気事業法 前項の場合において 一電気事業法第六十六条の二第二項及び電気事業法等 (昭和三十九年法律第百七十号)及び電気事業法 「電気事業法第六十六条の二第二項」 (昭和三十九年法律第百七十号)」とあるのは 第六条第二項の表電力取引監視等委員会の 電気事業法等の一 部を改正する等の法 (平成十一 とある 0) 一部

じめ、委員会の意見を聴かなければならない。 第二十五条の五 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらか

- 二十条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。一 附則第九条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第
- とするとき。四 附則第十七条第一項又は第二十四条第二項の許可をしよう
- 2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、

じめ、委員会の意見を聴かなければならない。

- とするとき。
 一 附則第十七条第一項又は第二十四条第二項の許可をしよう
- 命令をしようとするとき。 二 附則第二十四条第七項又は第二十五条第二項の規定による
- その内容を公表しなければならない。

 2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、
- 要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策についさせられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必第二十五条の六。委員会は、この附則の規定によりその権限に属
- その内容を公表しなければならない。2 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、

て経済産業大臣に建議することができる。

- 明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
 「係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表でせられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関第二十五条の七」委員会は、この附則の規定によりその権限に属

その内容を公表しなければならない。

第二十五条の六 だし、 ない。 特定送配電事業者に対し、 があると認めるときは、 使した場合において、 は第二十五条の三第 項の規定により委任された附則第二十一条、 次条第一 項の規定による勧告をした場合は、 委員会は 一項若しくは第二項の規定による権限を行 電力の適正な取引の確保を図るため必要 みなし小売電気事業者又はみなし登録 必要な勧告をすることができる。 附則第二十五条の十第一項又は第二 第二十五条の二又 この限りで

- その旨を経済産業大臣に報告するものとする。 事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、 事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、 事業者又はみなし登録特定送配電

必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特には第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又第二十五条の七 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二

した場合は、この限りでない。をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告を

2 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、

3 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産その内容を公表しなければならない。

業大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を

求めることができる。

経済産業大臣に建議することができる。があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策についてがあると認めるときは、電力の適正な取引の確保を図るため必要第二十五条の八一委員会は、この附則の規定によりその権限に属さ

その内容を公表しなければならない。 2 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく

めることができる。 業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求業人臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求

明、説明その他の必要な協力を求めることができる。保行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表第二十五条の九、委員会は、この附則の規定によりその権限に属

(権限の委任)

命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。 に限る。)を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を に限る。)を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を 二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限(電力の適正 の道正

- 定に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。三第一項及び第二項の規定による権限(前項の政令で定める規条の規定による権限並びに第二十五条の二並びに第二十五条の経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第二十一
- る。
 れたものを除く。)の一部を経済産業局長に委任することができ定による権限(第一項又は第二項の規定により委員会に委任さ4 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この附則の規4
- に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。 6 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務

附則第三十条に次の二号を加える。

の提出をしたとき。告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料五、附則第二十五条の二第一項から第三項までの規定による報

査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

六 附則第二十五条の三第一項から第三項までの規定による検

附則第四十一条の見出しを「(検討等)」に改め、同条に次の二

項を加える。

2 政府は、新電気事業法第九十九条の二に規定する売買取引(以下この条において単に「売買取引」という。)の活性化に資するを増加させるための措置について検討を加え、その結果に基づ下この条において単に「売買取引」という。)の活性化に資する

事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第一日一般電気事業者は、売買取引の活性化に資するよう、電気

(委員会に対する審査請求)

とができる。 とができる。 とができる。 とができる。 とができる。 についての審査請求は、委員会に対してのみ行うよ の提出の命令(前条第五項の規定により経済産業局長が行う場 の提出の命令(前条第五項の規定により経済産業局長が行う場 を含む。)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

附則第三十条に次の二号を加える。

出をしたとき。
しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提五 附則第二十五条の二第一項又は第二項の規定による報告若

拒み、妨げ、又は忌避したとき。
六 附則第二十五条の三第一項又は第二項の規定による検査を

(新設)

するために必要な措置を講ずるものとする。	取引に供する等電力の取引に当たって売買取引を積極的に利用	号)の施行の日まての間。 てきるだけ多くの量の電力を売買
----------------------	------------------------------	------------------------------

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
修
正
部
分
\sim

修正後	修 正 前
附則	附則
(託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置)	(託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置)
第九条 この法律の公布の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可	第九条 この法律の公布の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可
を受けている一般電気事業者(以下この条から附則第十一条まで	を受けている一般電気事業者(以下この条から附則第十一条まで
及び附則第二十条において単に「一般電気事業者」という。)は、	及び附則第二十条において単に「一般電気事業者」という。)は、
公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定め	公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定め
る日までに、電力・ガス取引監視等委員会規則(以下「委員会規	る日までに、電力取引監視等委員会規則(以下「委員会規則」と
則」という。)で定めるところにより、託送供給等約款(新電気事	いう。)で定めるところにより、託送供給等約款(新電気事業法第
業法第十八条第一項に規定する託送供給等約款をいう。以下この	十八条第一項に規定する託送供給等約款をいう。以下この条にお
条において同じ。)を定め、委員会規則で定めるところにより、電	いて同じ。)を定め、委員会規則で定めるところにより、電力取引
力・ガス取引監視等委員会 (以下「委員会」という。) の認可を申	監視等委員会(以下「委員会」という。)の認可を申請しなければ
請しなければならない。	ならない。
2~6 (略)	2~6 (略)
(電気事業法の一部改正に伴う委員会の権限等)	(電気事業法の一部改正に伴う委員会の権限等)
第二十五条の四 委員会は、電気事業法等の一部を改正する等の法	第二十五条の四 委員会は、電気事業法等の一部を改正する等の法
律(平成二十七年法律第 号)附則第一条第三号に掲げる規	律(平成二十七年法律第 号)第一条の規定による改正後の
定による改正後の電気事業法第六十六条の二第三項に規定するも	電気事業法第六十六条の二第三項に規定するもののほか、この附

ののほか、 この附則の規定によりその権限に属させられた事項を

処理する。

2 第十四条の規定による改正後の経済産業省設置法 前 項の場合において、 電気事業法等の一 部を改正する等の (平成十一 年法 法律

律第九十九号) 七十号)第六十六条の二第三項」とあるのは「電気事業法 第十七条中 「電気事業法 (昭和三十九年法律第百 (昭 和

三十九年法律第百七十号)第六十六条の二第三項及び電気事業法

二十五条の四第一項」と、 部を改正する法律 (平成二十六年法律第七十二号) 同法第二十四条中「電気事業法 附則第 これ

等の一

等の一 に基づく命令を含む。)」とあるのは 部を改正する等の法律 (これらに基づく命令を含む。)」と 「電気事業法及び電気事業法

する。

則の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 第十三条の規定による改正後の経済産業省設置法 前項の場合において、 電気事業法等の一部を改正する等の (平成十 年法 法 律

律第九十九号) 第十七条中 「電気事業法 (昭和三十九年法 律第 百

七十号)第六十六条の二第三項」とあるのは 「電気事業法 (昭 和

三十九年法律第百七十号)第六十六条の二第三項及び電気事業法

等の一 部を改正する法律 (平成二十六年法律第七十二号) 附則第

二十五条の四第一 項」と、 同法第二十四条中 「電気事業法 これ

に基づく命令を含む。)」とあるのは 「電気事業法及び電気事業法

部を改正する等の法律 (これらに基づく命令を含む。)」と

する。

等の一

○電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)の一部改正(第十二条関係)

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
第十二条 電気事業法等の一部を改正する法律の一部を次のように	第十二条 電気事業法等の一部を改正する法律の一部を次のように
改正する。	改正する。
(略)	(略)
附則第二十二条第一項中「旧供給区域」を「指定旧供給区域」	附則第二十二条中「附則第十六条第三項」を「附則第十六条第
に改め、同条第二項中「附則第十六条第三項」を「附則第十六条	四項」に、「旧供給区域」を「指定旧供給区域」に改める。
第四項」に改める。	
	附則第二十五条の五第一項中第四号を第六号とし、第三号の次
	に次の二号を加える。
三・四(略)	四•五 (略)
(略)	(略)

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)(第十二条の二関係)

に出席させることができる。	人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。
調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会	力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐
官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等	官、公正取引委員会委員長、電力取引監視等委員会委員長、原子
るため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長	るため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長
内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐す	内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐す
第六十九条 (略)	第六十九条 (略)
修正前	修正後
(傍線部分は改正部分)	

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)(第十二条の三関係)

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分

修 正 後	修正前
第六十九条 (略)	第六十九条 (略)
内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐す	内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐す
るため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長	るため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長
官、公正取引委員会委員長、電力・ガス取引監視等委員会委員長、	官、公正取引委員会委員長、電力取引監視等委員会委員長、原子
原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別	力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐
補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。	人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。

○特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)(第十二条の四関係)

内閣官房副長官内閣法制局長官	(略)	官職名	別表第一(第三条関係)	五十一~七十五 (略)	五十の三 運輸安全委員会の非常勤の委員	五十の二 電力取引監視等委員会の非常勤の委員	十七~五十 (略)	十六の四 原子力規制委員会の委員長及び委員	十六の三 運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員	十六の二 電力取引監視等委員会	一~十六 (略)	定めることを目的とする。	という。)の受ける給与及び公務日	第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員	(目的及び適用範囲)	修 正	
一、四三四、〇〇〇円	(略)	俸給月額			動の委員	云の非常勤の委員		安員長及び委員	貝長及び常勤の委員	電力取引監視等委員会の委員長及び常勤の委員			という。)の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について	『家公務員(以下「特別職の職員」		後	
内閣官房副長官	(略)	官職名	別表第一(第三条関係)	五十一~七十五 (略)	五十の二 運輸安全委員会の非常勤の委員	(新設)	十七~五十 (略)	十六の三 原子力規制委員会の委員長及び委員	十六の二 運輸安全委員会の系	(新設)	一~十六 (略)	定めることを目的とする。	という。)の受ける給与及び公務	第一条 この法律は、次に掲げる	(目的及び適用範囲)	修	
一、四三四、〇〇〇円	(略)	俸給月額			が常勤の委員			の委員長及び委員	運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員				受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について	法律は、次に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」		前	イが音べり作言言べ

(略)	(略)
	式部官長
	原子力規制委員会委員
	の委員
	電力取引監視等委員会の常勤
	国家公安委員会委員
	公正取引委員会委員
	の委員
	国家公務員倫理審査会の常勤
	常勤の大臣補佐官
	常勤の内閣総理大臣補佐官
	官及び内閣情報官
一、一九八、〇〇〇円	内閣官房副長官補、内閣広報
(略)	(略)
	宮内庁長官
	原子力規制委員会委員長
	電力取引監視等委員会委員長
	公正取引委員会委員長
	の会長
	国家公務員倫理審査会の常勤
	副大臣

												1					
(略)	式部官長	原子力規制委員会委員	国家公安委員会委員	公正取引委員会委員	の委員	国家公務員倫理審査会の常勤	常勤の大臣補佐官	常勤の内閣総理大臣補佐官	官及び内閣情報官	内閣官房副長官補、内閣広報	(略)	宮内庁長官	原子力規制委員会委員長	公正取引委員会委員長	の会長	国家公務員倫理審査会の常勤	副大臣
(略)										一、一九八、〇〇〇円	(略)						

○特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)(第十二条の五関係)

$\overline{}$
傍
線
部
/\
分
は
修
正
部
\angle
分
\sim

勤の会長 国家公務員倫理審査会の常 副大臣	内閣官房副長官 一、四三四、〇〇〇円	(略) (略)	官職名 俸給月額	別表第一(第三条関係) 別表第一(第三条関係) コーエーの三〜七十五 (略) コー	五十の二 電力・ガス取引監視等委員会の非常勤の委員 -	十六の三〜五十 (略)	十六の二 電力・ガス取引監視等委員会の委員長及び常勤の委員 -	一~十六 (略)	定めることを目的とする。	という。)の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について ・	第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」 第	(目的及び適用範囲)	修 正 後	
勤の会長国家公務員倫理審査会の常副大臣	内閣官房副長官内閣法制局長官	(略)	官職名	別表第一(第三条関係)五十の三~七十五(略)	五十の二 電力取引監視等委員会の非常勤の委員	十六の三~五十 (略)	十六の二 電力取引監視等委員	一~十六 (略)	定めることを目的とする。	という。)の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について	第一条 この法律は、次に掲げる	(目的及び適用範囲)	修工	
	一、四三四、〇〇〇円	(略)	俸給月額		会の非常勤の委員		電力取引監視等委員会の委員長及び常勤の委員			又は通勤による災害補償に	法律は、次に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」		前	1 7 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

(略) (略)	式部官長	原子力規制委員会委員	の常勤の委員	電力・ガス取引監視等委員会	国家公安委員会委員	公正取引委員会委員	勤の委員	国家公務員倫理審査会の常	常勤の大臣補佐官	常勤の内閣総理大臣補佐官	官及び内閣情報官	内閣官房副長官補、内閣広報一、一九八、	(略) (略)	宮内庁長官	原子力規制委員会委員長	委員長	電力・ガス取引監視等委員会	公正取引委員会委員長
												八、〇〇〇円						

(略)		原子力規制委員会委員	勤の委員	電力取引監視等委員会の常	国家公安委員会委員	公正取引委員会委員	勤の委員	国家公務員倫理審査会の常	常勤の大臣補佐官	常勤の内閣総理大臣補佐官	官及び内閣情報官	内閣官房副長官補、内閣広報	(略)	宮内庁長官	原子力規制委員会委員長	長	電力取引監視等委員会委員	公正取引委員会委員長
(略)												一、一九八、〇〇〇円	(略)					

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)(第十二条の六関係)

_
傍
線
部
分
は
修
正
部
分

修 正 後	修 正 前
(主務省令)	(主務省令)
第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定	第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定
する法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、	する法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、
国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、公害等調整	国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、公害等調整
委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取	委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安
引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会	全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣
規則を除く。)を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、	官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。
内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取	ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、
引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調	特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、
整委員会、公安審查委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委	中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に
員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等	係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、
については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委	公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、特定個人情報保護委
員会規則、国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、	員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労
公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規	働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則と
則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力	する。
規制委員会規則とする。	

〇構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) (第十二条の六関係)

修 正 後	修正前
(主務省令)	(主務省令)
第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定	第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定
する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規	する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規
則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員	則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員
会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸	会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規
安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内	制委員会規則を除く。)を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内
閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、内閣府令	閣官房令(告示を含む。)、内閣府令(告示を含む。)又は省令(告
(告示を含む。) 又は省令(告示を含む。) とする。ただし、人事	示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安
院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安	委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、
審查委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全	運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制について
委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それ	は、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会
ぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公	規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委
害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、	員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。
電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制	
委員会規則とする。	

○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成十六年法律第百四十九号) (第十二条の六関係)

(傍線部分は修正部分)

(主務省令)

修

正

後

第九条 会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は 中央労働委員会規則 委員会規則、 会規則、 会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等に 委員会、 公正取引委員会、 各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院 家公安委員会規則、 る法令(会計検査院規則、 ついては、 この法律における主務省令は、 中央労働委員会、電力取引監視等委員会、 国家公安委員会規則、 それぞれ会計検査院規則、 中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則 国家公安委員会、公害等調整委員会、 公害等調整委員会規則、 電力取引監視等委員会規則、 人事院規則、 公害等調整委員会規則、 当該保存等について規定す 人事院規則、 公正取引委員会規則 公安審查委員会規則、 公正取引委員 運輸安全委員 運輸安全委員 公安審査 人事院、 公安審查 玉

運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(主務省令)

修

正

前

第九条 る。 中央労働委員会規則、 又は原子力規制委員会規則とする。 員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、 規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とす 家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則 公安審查委員会規則、 く保存等については、 輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基 る法令(会計検査院規則、 正取引委員会規則、 ただし、 この法律における主務省令は、 会計検査院 国家公安委員会規則、 それぞれ会計検査院規則、 運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会 中央労働委員会規則 人事院、 人事院規則、 公正取引委員会、 当該保存等について規定す 公正取引委員会規則、 公害等調整委員会規則 運輸安全委員会規則 人事院規則、 国家公安委 玉 運 公 づ

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)(第十二条の六関係)

(傍線部分は修正部分)	

	会規則又は原子力規制委員会規則とする。
規制委員会規則とする。	中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員
員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力	公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、
規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委	所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家
制委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会	電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の
公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規	委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、
ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、	の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安
を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。	則及び原子力規制委員会規則を除く。) を所管する内閣府又は各省
労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則	労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規
委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審查委員会規則、中央	委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央
する法律及び法律に基づく命令(公正取引委員会規則、国家公安	する法律及び法律に基づく命令(公正取引委員会規則、国家公安
第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定	第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定
(主務省令)	(主務省令)
修正前	修 正 後

○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)(第十二条の六関係)

(傍線部分は修正部分)

修 正 後	修 正 前
(主務省令)	(主務省令)
第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限	第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限
に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令(国	に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令(国
家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、	家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、
中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員	中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会
会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は	規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令(告示を含
各省の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。	む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、国家公安委員会、
ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、	公害等調整委員会、公安審查委員会、中央労働委員会、運輸安全
中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原	委員会又は原子力規制委員会の所管に係る国の行政機関の長の権
子力規制委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事	限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公
務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員	害等調整委員会規則、公安審查委員会規則、中央労働委員会規則、
会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監	運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。
視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則	
とする。	

○総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)(第十二条の六関係)

	(作糸音/)に作る。
修正後	修 正 前
(主務省令)	(主務省令)
第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定	第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定
する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規	する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規
則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員	則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員
会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸	会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規
安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内	制委員会規則を除く。)を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内
閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、内閣府令	閣官房令(告示を含む。)、内閣府令(告示を含む。)又は省令(告
(告示を含む。) 又は省令 (告示を含む。) とする。 ただし、人事	示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安
院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安	委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、
審查委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全	運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制について
委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それ	は、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会
ぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公	規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委
害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、	員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。
電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制	
委員会規則とする。	

	1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
修正後	修正前
(主務省令)	(主務省令)
第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定	第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定
する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規	する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規
則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員	則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員
会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸	会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規
安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内	制委員会規則を除く。)を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内
閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、内閣府令	閣官房令(告示を含む。)、内閣府令(告示を含む。)又は省令(告
(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、人事	示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安
院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安	委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、
審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全	運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制について
委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それ	は、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会
ぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公	規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委
害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、	員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。
電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制	
委員会規則とする。	

○福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(第十二条の六関係)

(傍線部分は修正部分)

修 正 後
(主務省令)
第九十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定
する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規
則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員
会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸
安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内
閣官房、内閣府、復興庁又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、
内閣府令(告示を含む。)、復興庁令(告示を含む。)又は省令(告
示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安
委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、
電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の
所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員
会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査
委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、
運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

傍線
部
分は
修
Œ
部
分

E	
但 工 仓	佰工 育
(主務大臣等)	(主務大臣等)
第百四十条 (略)	第百四十条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条第二項及び第	3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条第二項及び第
三項、第十条第三項及び第五項並びに第十二条における主務省令	三項、第十条第三項及び第五項並びに第十二条における主務省令
は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規	は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規
則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員	則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員
会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監	会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委
視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則	員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣官
を除く。)を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告	房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、内閣府令(告
示を含む。)、内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)	示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、人事院、
とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公	公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査
害等調整委員会、公安審查委員会、中央労働委員会、電力取引監	委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会
視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る	の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委
規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国	員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審
家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、	査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原
中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員	子力規制委員会規則とする。
会規則又は原子力規制委員会規則とする。	

傍線	
部	
分は、	
修正	
部分)	
$\overline{}$	

	一个第三人の有二三三人
修正後	修正前
(主務省令)	(主務省令)
第三十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定	第三十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定
する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規	する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規
則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員	則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員
会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸	会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規
安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内	制委員会規則を除く。)を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内
閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、内閣府令	閣官房令(告示を含む。)、内閣府令(告示を含む。)又は省令(告
(告示を含む。) 又は省令(告示を含む。) とする。ただし、人事	示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安
院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安	委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、
審查委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全	運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制について
委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それ	は、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会
ぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公	規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委
害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、	員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。
電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制	
委員会規則とする。	

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成十四年法律第百五十一号) (第十二条の七関係

修

正

後

傍線部分は修正 部分

第十二条 会規則又は原子力規制委員会規則とする。 働委員会規則 員会規則、 公正取引委員会規則、 に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則 取引監視等委員会、 害等調整委員会、 公正取引委員会、 官房令、 委員会規則を除く。)を所管する内閣官房、 ガス取引監視等委員会規則 委員会規則、 国家公安委員会規則、 する法令 (主務省令) この法律における主務省令は、 内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、 (会計検査院規則、 公害等調整委員会規則、 公安審查委員会規則、 電力・ 国家公安委員会、 公安審查委員会、 運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管 国家公安委員会規則、 特定個人情報保護委員会規則、 ガス取引監視等委員会規則 運輸安全委員会規則及び原子力規制 人事院規則、 特定個人情報保護委員会、 中央労働委員会規則、 中央労働委員会、 公安審查委員会規則、 当該手続等について規定 内閣府又は各省の内閣 公正取引委員会規則 特定個人情報保護委 運輸安全委員 人事院規則 電力・ 公害等調整 人事院、

(主務省令)

修

正

前

電力・

第十二条 員会、 整委員会、 引委員会、 内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、 規則を除く。)を所管する内閣官房、 委員会規則、 規制委員会規則とする。 公害等調整委員会規則、 員会規則、国家公安委員会規則、 引監視等委員会規則、 国家公安委員会規則、 する法令(会計検査院規則、 については、 電力取引監視等委員会規則 運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等 この法律における主務省令は、 国家公安委員会、 公安審查委員会、 それぞれ会計検査院規則、 公安審查委員会規則、 特定個人情報保護委員会規則、 運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会 公安審查委員会規則、 特定個人情報保護委員会、 中央労働委員会、電力取引監視等委 人事院規則、 特定個人情報保護委員会規則、 運輸安全委員会規則又は原子力 内閣府又は各省の内閣官房令 中央労働委員会規則、 当該手続等について規定 人事院規則、 公正取引委員会規則 中央労働委員会規 人事院、 公害等調整 公正取引委 公害等調 電力取 公正 取

ガス

公

中央労

則、

(傍線部分は修正部分)

	ては京子り見削奏量を見削される。
1規 電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制	員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規
[委 害等調整委員会規則、公安審查委員会規則、中央労働委員会規則、	規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働系
《会 ぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、	は、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会
.て 委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それ	運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制について
会、 審查委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全	公安審査委員会、中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、
1、 院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、	人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、
、 (告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、	府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、
[閣] 閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、内閣	る内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、内間
立 安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内	運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管す
則、 会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、	会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則
(員) 則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員	則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員
〔規 する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規	する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規
 第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定	第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定
(主務省令)	(主務省令)
修 正 前	修正後

○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)(第十二条の七関係)

	則とする。
運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。	監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規
委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、	則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引
会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査	公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規
ついては、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員	づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、
会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等に	運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基
委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員	安審査委員会、中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、
公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査	事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公
各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、	府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人
会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は	全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣
中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員	中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安
家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、	家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、
る法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国	る法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国
第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定す	第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定す
(主務省令)	(主務省令)
修正前	修 正 後
(傍線部分は修正部分)	

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)(第十二条の七関係)

	(侵殺音名に假国音名)
修正後	修正前
(主務省令)	(主務省令)
第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定	第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定
する法律及び法律に基づく命令(公正取引委員会規則、国家公安	する法律及び法律に基づく命令(公正取引委員会規則、国家公安
委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央	委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央
労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委	労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規
員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣府又	則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省
は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国	の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安
家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委	委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、
員会、電力・ガス取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力	電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の
規制委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員	所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家
会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査	公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、
委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会	中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員
規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。	会規則又は原子力規制委員会規則とする。

○道州制特別区域におけ

X
域
1
12
17
リフ
区域における広域行政の推進に関する法律
丛
项
行
政
0
推
進
17
即
大け
タフ
が の
壮
律
(平成十八年法律第百十六号)
成
+
八
年
洪
祖往
H
大五
ᄇ
+
$\overline{\Sigma}$
号
(
ボ
\perp
(第十二条の七
0)
Ł
関
倸

とする。	原子力規制委員会規則とする。
視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則	則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は
会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監	公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規
務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員	権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、
子力規制委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事	全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る国の行政機関の長の
中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原	委員会、中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、運輸安
ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、	とする。ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査
各省の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。	府又は各省の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)
会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は	全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣
中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員	中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安
家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、	家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、
に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令(国	に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令(国
第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限	第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限
(主務省令)	(主務省令)
修正前	修正後
(傍線部分は修正部分)	

(傍線部分は修正部分)

委員会規則とする。	則又は原子力規制委員会規則とする。
電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制	員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規
害等調整委員会規則、公安審查委員会規則、中央労働委員会規則、	規則、公害等調整委員会規則、公安審查委員会規則、中央労働委
ぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公	は、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会
委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それ	運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制について
審查委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全	公安審査委員会、中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、
院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安	人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、
(告示を含む。) 又は省令(告示を含む。) とする。ただし、人事	府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、
閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、内閣府令	る内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、内閣
安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内	運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管す
会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸	会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、
則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員	則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員
する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規	する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規
第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定	第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定
(主務省令)	(主務省令)
修正前	修正後

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)(第十二条の七関係)

(傍線部分は修正部分)

委員会規則とする。	則又は原子力規制委員会規則とする。
電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制	員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規
害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、	規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委
でれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公	は、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会
委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それ	運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制について
審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全	公安審査委員会、中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、
院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安	人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、
(告示を含む。) 又は省令 (告示を含む。) とする。 ただし、人事	府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、
閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、内閣府令	る内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、内閣
安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内	運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管す
会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸	会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、
, 則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員	則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員
する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規	する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規
第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定	第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定
(主務省令)	(主務省令)
修正前	修正後

(傍線部分は修正部分)

	1775
修正後	修 正 前
(主務省令)	(主務省令)
第九十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定	第九十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定
する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規	する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規
則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員	則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員
会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、	会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸
運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管す	安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内
る内閣官房、内閣府、復興庁又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、	閣官房、内閣府、復興庁又は各省の内閣官房令(告示を含む。)、
内閣府令(告示を含む。)、復興庁令(告示を含む。)又は省令(告	内閣府令(告示を含む。)、復興庁令(告示を含む。)又は省令(告
示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安	示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安
委員会、公害等調整委員会、公安審查委員会、中央労働委員会、	委員会、公害等調整委員会、公安審查委員会、中央労働委員会、
電力・ガス取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委	電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の
員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取	所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員
引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公	会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査
安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等	委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、
委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とす	運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。
る。	

(傍	
線	
部	
分は	
は修	
『	
部	
分	
$\overline{}$	

	作系言之に有事を
修正後	修正前
(主務大臣等)	(主務大臣等)
第百四十条 (略)	第百四十条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条第二項及び第	3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条第二項及び第
三項、第十条第三項及び第五項並びに第十二条における主務省令	三項、第十条第三項及び第五項並びに第十二条における主務省令
は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規	は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規
則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員	則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員
会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス	会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監
取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員	視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則
会規則を除く。)を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房	を除く。)を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告
令(告示を含む。)、内閣府令(告示を含む。) 又は省令(告示を含	示を含む。)、内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)
む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、	とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公
公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力・ガ	害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監
ス取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所	視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る
管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会	規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国
規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委	家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、
員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規	中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員
則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。	会規則又は原子力規制委員会規則とする。

○国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)(第十二条の七関係)

修

正

後

(傍線部分は修正部分)

第三十九条 規則、 は、 則、 会規則、 する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、 則又は原子力規制委員会規則とする。 員会規則、 運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制について 公安審查委員会、 人事院、 府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、 る内閣官房、 運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管す (主務省令) それぞれ人事院規則、 国家公安委員会規則、 公害等調整委員会規則、 中央労働委員会規則、 公正取引委員会、 この法律における主務省令は、 電力・ガス取引監視等委員会規則 内閣府又は各省の内閣官房令 中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、 国家公安委員会、公害等調整委員会、 公害等調整委員会規則、 公正取引委員会規則、 電力・ガス取引監視等委員会規則 公安審查委員会規則、 当該規制について規定 (告示を含む。)、 運輸安全委員会規 公正取引委員会規 国家公安委員会 公安審查委員 中央労働委 内閣 院、 則、

(主務省令)

修

正

前

第三十九条 害等調整委員会規則、 ぞれ人事院規則、 委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、 安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内 する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、 委員会規則とする。 電力取引監視等委員会規則 審査委員会、 閣官房、 会規則、 (告示を含む。) 又は省令 (告示を含む。) とする。 ただし、 公正取引委員会、 国家公安委員会規則、 中央労働委員会規則、 内閣府又は各省の内閣官房令 この法律における主務省令は、 中央労働委員会、 公正取引委員会規則、 公安審查委員会規則、 国家公安委員会、公害等調整委員会、 公害等調整委員会規則、 運輸安全委員会規則又は原子力規 電力取引監視等委員会、 電力取引監視等委員会規則 (告示を含む。)、 国家公安委員会規則、 当該規制について規 中央労働委員会規 公正取引委員会規 公安審查委員 内閣府令 運輸安全 それ 公安 人事 運輸 魺 制 公 定

○国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)(第十二条の八関係)

(傍線部分は修正部分)

別表第

省

(略)

(略)

経済産業省 (第三条関係) 委員会 電力取引監視等委員会 略) (略) 修 正 後 特許庁 庁 資源エネルギー庁 中小企業庁 (略) (略) 別表第一 省 経済産業省 (略) (略) (第三条関係) 委員会 (略) (略) 修 正 前 特許庁 庁 中小企業庁 資源エネルギー庁 (略) (略)

匹

○国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)(第十二条の九関係)

別表第 省 経済産業省 (略) (略) (第三条関係) 委員会 員会 電力・ガス取引監視等委 (略) (略) 修 正 後 特許庁 資源エネルギー庁 庁 中小企業庁 (略) (略) 別表第一 省 経済産業省 (略) (略) (第三条関係) 委員会 電力取引監視等委員会 (略) (略) 修 正 前 特許庁 庁 中小企業庁 資源エネルギー庁 (略) (略)

四二二

(傍線部分は修正部分)

傍
線
部
/\
分
は
修
正
部
/\
分
\sim

中小企業庁 (新設) 電力取引監視等委員会 (新設) に基づいて経済産業省に置かれる外局は、次のとおりとする。 に基づいて経済産業省に置かれる外局は、中小企業庁とする。 に基づいて経済産業省に置かれる外局は、中小企業庁とする。	条 (略) 第十四条 (略) 附則	章 雑則(第二十六条)	第一節~第三節 (略)	修 正 後	(傍線部分は修正部分)
---	-------------------	-------------	-------------	-------	-------------

第二十五条(略)	第二十六条(略)
(職員)	(職員)
第五章 雑則	第五章 雑則
第二十四条(略)	第二十五条(略)
第四節 中小企業庁	第五節 中小企業庁
	に基づく命令を含む。)の定めるところによる。
(新設)	第二十四条 電力取引監視等委員会については、電気事業法(これ
(新設)	第四節 電力取引監視等委員会
第四章 外局	第四章 外局
	事務をつかさどる。
	五十三号から第五十五号まで、第五十八号及び第六十号に掲げる
さどる。	第百七十号)第六十六条の二第三項に規定する事務を除く。)、第
ら第五十五号まで、第五十八号及び第六十号に掲げる事務をつか	ら第五十一号まで、第五十二号(電気事業法(昭和三十九年法律
第三十一号、第三十二号、第四十号、第四十三号、第四十七号か	第三十一号、第三十二号、第四十号、第四十三号、第四十七号か
_	

\sim
傍
線
部
分
は
修
正
部
1
分
くつ

第四節 電力・ガス取引監視等委員会	第四章 外局	中小企業庁	電力・ガス取引監視等委員会に基づいて経済産業省に置かれる外局は、次のとおりとする。	2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定	第十四条 (略)	附則	第五章 (略)	第五節 (略)	第四節 電力・ガス取引監視等委員会 (第二十四条)	第一節~第三節 (略)	第四章 外局	第一章~第三章 (略)	目次	修正後	
第四節 電力取引監視等委員会	第四章 外局	中小企業庁	電力取引監視等委員会に基づいて経済産業省に置かれる外局は、次のとおりとする。	2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定	第十四条 (略)	附則	第五章 (略)	第五節 (略)	第四節 電力取引監視等委員会 (第二十四条)	第一節~第三節 (略)	第四章 外局	第一章~第三章 (略)	目次	修 正 前	(傍綴音ケに値正音ケ)

(これに基づ	第二十四条
莖づく命令を含む。) の定めるところによる	電力・ガス取引監視等委員会については
0	電気事業

|監視等委員会||については、電気事業法 | 第二十四条 | 電力取引監視等委員会||については、電気事業法(これ

に基づく命令を含む。)の定めるところによる。

傍
線
部
- 1
分
は
1.6
修
正
部
\triangle
分
\sim

の改正規定、同法第五章の章名の改正規定及び同法第六十六条	項の改正規定、同法第二条の十七第一項の改正規定、同法第三
三 第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第三十五条第一項	三 第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第二条の十三第一
	において政令で定める日
いて政令で定める日	二条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内
二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内にお	二条の八及び第十三条の規定並びに附則第七十一条から第七十
二第一条及び第十三条の規定並びに附則第七十一条及び第七十	二 第一条、第十二条の二、第十二条の四、第十二条の六、第十
公布の日	
十三条第四項、第七十三条、第七十四条及び第九十八条の規定	条、第七十三条及び第七十四条の規定 公布の日
る。)に係る部分に限る。)、第五十条第五項、第五十四条、第六	に係る部分に限る。)、第五十条第五項、第五十四条、第六十三
四条及び第四十五条(第一号から第三号までに係る部分に限	条及び第四十五条(第一号から第三号までに係る部分に限る。)
から第三号までに係る部分に限る。)、第四十六条(附則第四十	ら第三号までに係る部分に限る。)、第四十六条(附則第四十四
十二条、第四十一条第四項、第四十四条、第四十五条(第一号	第三十二条、第四十一条、第四十四条、第四十五条(第一号か
第二十七条 (附則第二十六条第一項に係る部分に限る。)、第三	六条、第二十七条(附則第二十六条第一項に係る部分に限る。)、
第十条の規定並びに附則第十八条、第十九条、第二十六条、	一 第十条の規定並びに次条、附則第十八条、第十九条、第二十
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、	第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、
(施行期日)	(施行期日)
附則	附則
修正前	修 正 後
(何糸音クに何コ音ク)	

< ○ ` ` 規定、 十八条、 兀 十三条の規定 第五十九条 条第六項、 第十二条の九及び第十四条の規定並びに附則第二条 規定及び同法第六十六条の十六の改正規定並びに第四条、 第六十六条の二の改正規定 から第五十三条まで、 十五条第 「 条 の 法律第三十 起算して一 第十一 規定 附則第七十八条第七項から第十項までの規定、 附則第七十七条の規定 第四十九条、 条 第二十八条第五項、 項の改正規定、 並 年六月を超えない範囲内において政令で定める日 五号) びに附則第八十五条中登録免許 第六十五条から第六十八条まで及び第七十六条の (第五号に掲げる改正規定を除く。)、 第十二条の三 別表第一第百三号の改正規定 第五十五条、 第五十条 同法第五章の章名の改正規定 同法第六十六条の六第四項の改正 第三十五条、 (第五号に掲げる改正規定を除 第十二条の (第五項を除く。)、 第五十六条、 五. 税法 第三十七条、 第 第五十八 十二条の (昭 第五十一条 公布 附則第八十 和四 附則第八 第二十二 0 十 二 第三 第七 Ł 日 同 法 カン

兀 略

五. 条 二十四条第一 の二及び 第二条の規定 第十七条、 第二十三条から第二十五条まで、 第五 項に係る部分に限る。)、第二十八条(第五項を除 第二十条、 条の (第三号に掲げる改正規定を除く。) 規定並びに附則第十二条から第十五 第二十一条、 第二十二条 第二十七条 並びに (第六項 (附則 条ま 第三 を 第

> 第三十五条、 第三十二条第 十九条第二項及び第四項 の二の改正規定並びに第四条、 規定並びに次条、 日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令 1十二年法律第三十 (第四項を除く。) 第四十九条、 第三十六条 項及び第四 附則第二十二条第六項、 附則第七十七条の規定 五号) (第五号に掲げる改正規定を除く。)、 第五十五条から第六十二条まで、 第五十条 (附則第十八条第一項及び第四 項に係る部分に限る。)、 第六十四条から第六十八条まで及び 第二十六条第 別表第 第七条、 (第五項を除く。)、 第百三号の改正規定 第十一条及び第十四 項及び第四項並 (第五号に掲げる改 第二十八条第五 第三十九条、 第五十一 項 第六 び (昭 項 附 で 公 第 条

兀 五 布の 和四 0) 定める日 則第八十四条の規定並びに附則第八十五条中登録免許税法 附則第八十三条の規定 第七十六条の規定、 条から第五十三条まで、 第四十条、 る部分に限る。)、 から第二十五条まで、 正規定を除く。)、附則第七十八条第七項から第十項までの規定: 十三条 規定並びに附則第十二条から第十五条まで、 第二条の規定 (略) 第二十一条、 (第三号に掲げる改正規定を除く。) 及び第五 第二十八条 (第五項を除く。)、 第二十二条 第二十七条 (第六項を除く。)、第二十三条 (附則第二十四条第一項に係 第十七条、 第二十九条か 第二

る。)、 号) 十六条 条第 八条第 年六月を超えない 九十五条まで及び第九十七条の規定 量 九 附 規定及び同表第百 0 び第七百一条の三十四第三項第十七号の改正規定、 和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十九条の三第三項 第四十五条 条に係る部分に限る。)、 及び第二項、 十八条及び第七十五条の規定、 でに係る部分に限る。) |調整供給] 号) 規定、 則第八十八条中電 第四十 第三十六条 項、 第二十 附則第八十 (附則第四十三条及び第四十五条 附則 項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条まで 一条第三号イ 第二十四条第一項、 五条第 (第四号から第六号までに係る部分に限る。)、 に改める部分に限る。) 第八十三条中法人税法 第二十九条第一 九条から第三十一条まで、 (附則第二十二条第一項及び第二項、 範囲内に 兀 五条中登録免許税法別表第一第百一号の改 項の改正規定 源開発促進税法 号川の改正規定、 0 に係る部分に限る。)、 第三十七条、 改 おいて政令で定める日 正規定 項、 第二十五条、 附則第七十七条中地方税法 第三十条第一項及び第三十一 (「発電量 (同項第二号に係る部分に限 並びに附則第九十条から第 第三十八条、 (昭和四十年法 (昭和四十九 公布の 附則第八十七 第三十三条、 (第四号から第六号ま 調 日 整供 第二十八条第一 第四十七条、 カゝ 5 年 給 第四十三条 条の 附則第七十 起算して一 法律第七十 律第三十 第三十 第二十三 を 規定 第四 第四 電 (昭 反 匝 匹 力

条第一 布の 三百四十九条の三第三項及び第七百一条の三十四第三項第十 五条 る。)、 則第二十二条第一項及び第二項、 に附則第九十条から第九十五条まで及び第九十七条の規定 量調整供給」 和四十九年法律第七十九号) 附則第八十七条の規定、 別表第一 項第二号に係る部分に限る。)、 十九条から第八十二条までの 号の改正規定、 第七十七条中地方税法 限る。)、 第四十二条、 ら第三十一 に係る部分に限る。)、 九条第一 (昭和四十年法律第三十四号) 第四十五条第一 日から起算して二年六月を超えない (第四号から第六号までに係る部分に限る。) 第三十七条、 項、 第百一 第四十七条、 項、 条まで、 第二十五条、 を 第四十三条、 第三十条第一 号の改正規定及び同表第百四 附則第七十八条第一項から第六項まで及び第 「電力量調整供給」 第三十八条、 第三十三条、 第四十六条 第四十八条及び第七十五条の規定、 附則第八十八条中電源開発促進 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第二十八条第一項及び第二項、 第四十五条 項及び第三十一条に係る部分に限 第二条第三号イの改 規定、 附則第八十五条中登録免許 第四十 第二十三条第一項、 第三十四条、 (附則第四十三条及び第四 に改める部分に限る。) 附 則第八十三条中法 (第四号から第六号まで 範囲内において政令 条 | 号(八) (第四項を除く。)、 項の改正規定 第三十六条 正規定 0 に係る部 改正! 第二十 税 (「発 第二十 規 人税 法 並 附 分に 定 税 (附 同 t 第 匹 で 公 び 則

七 第六条の規定 平成三十二年四月一日

八 (略)

行為に関する経過措置等)(電力取引監視等委員会の委員長又は委員の任命のために必要な

第一条の二 前条第二号に掲げる規定による改正後の電気事業法 (新設)

(次項において「第二号新電気事業法」という。) 第六十六条の六

命のために必要な行為は、同項の規定の例により、同号に掲げる第一項の規定による電力取引監視等委員会の委員長又は委員の任

規定の施行の日(次項において「第二号施行日」という。)前にお

いても、

行うことができる。

長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のため2 第二号施行日後最初に任命される電力取引監視等委員会の委員

第二号新電気事業法第六十六条の六第一項の規定にかかわらず、に両議院の同意を得ることができないときは、経済産業大臣は、

同項に定める資格を有する者のうちから委員長及び委員を任命す

定める日

規定 平成三十一年四月一日 定 (第六項に係る部分に限る。)並びに附則第七条及び第八条の 二十六年改正法」という。)附則第十六条に二項を加える改正規 ス 第十二条中電気事業法等の一部を改正する法律(以下「平成

第六条の規定 平成三十四年四月一日

七

八 (略

にその 両議 初 ることができる。 の国会で両議院 院の 委員長及び委員 事後の 承認を得られないときは、 の事 0 を罷免しなけ 後の承認を得なければならない 場合にお V` ては ればならな その 経済産業大臣 任 命 に つき任 t は のとし 命後最 直

(電力取引監視等委員会の委員長及び委員に関する経過措置)

第二条 ぞれ、 引監視等委員会の委員長又は委員としてのそれぞれ 電 0 たものとみなされる者の任期は、 項の規定により電力・ 条におい された電力取引監視等委員会の委員長又は委員である者は、 旧電気事業法」という。) る規定による改 間 気事業法第六十六条の六第 七 て任命されたものとみなす。 と同 第 に、 同号に掲げる規定の施行の日 附則第 項の規・ 7 同号に掲げる規定による改正後の電気事業法(以下この 0 「第三号新電気事業法」という。) 期間とする 一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げ 定に 正 前 か の電気事業法 かわらず、 ガス取引監視等委員会の委員長又は委員と 第六十六条の六第一 この場合において、 項 第三号施行日に 第三号新電気事業法第六十六条 の規定により (以下この (以 下 「第三号施行日」 条に 項の規定により任命 第六十六条の六第 任 おい おける第三号 命 その任命され 0 さ 任 れ 7 期の た電力取 「第三号 とい 残 そ 任 旧 れ

、電力取引監視等委員会の委員長及び委員に関する経過措置

第二条 の六 みなす。 三号新電気事業法」 掲げる規定の施行の 事業法」という。) 委員としてのそれぞれの任期の \mathcal{O} ガス取引監視等委員会の委員長又は委員として任命されたも に掲げる規定による改正後の 引監視等委員会の委員長又は委員である者は、 による改正前の電気事業法 カコ わらず、 任期は、 の規定により 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる規 この場合において、 第三号施行日における第三号旧電気事業法第六十六 第三号新電気事業法第六十六条の七第一 任命され 第六十六条の六の規定により任命された電 という。) 日 (以 下 た電 (以下この条におい 電気事業法 その任命されたものとみなされる者 「第三号施行日」という。) 第六十六条の六の規定により 残任期間と同 力取引監視等委員 (以下この条におい 0 それぞれ、 て 期間とする。 会の委員長又は 「第三号 項 \hat{O} に、 規定 同号に 電 旧 、て「第 同 力取 に 0 電 力 カコ 気 定

第三号に掲げる規定の施行の際現に第三号旧電気事 2 前条第三 |号に掲げる規定の施 行の 際現に第三号旧 電気事業法 第

2

附則第

条

第二項の規定により委員長の職務を代理する常勤の委員として指ある者は、第三号施行日に、第三号新電気事業法第六十六条の五業法第六十六条の五第二項の規定により指名された常勤の委員で

名されたものとみなす。

す。

可の申請等に関する経過措置)(一般送配電事業者の電力量調整供給に係る託送供給等約款の認

第三条 の条に 則第一 ない は、 げる規定による改 第七号に規定する発電量調整供給を除く。 等委員会規則 事業者 号旧電気事業法」という。) 号に規定する電力量調整供給 約款」という。)について、 規定する託送供給等約 会規則 平成二十六年改正法の施行の日から起算して一年六月を超え 範囲内に におい 条第五号に掲げる規定による改正後の電気事業法 平 (以下この条において単に 以 下 -成二十六年 て お 「第五号新電気事業法」という。) 「委員会規則」という。)で定めるところにより、 (第三号施行日前にあっては) いて Ē 改正 政 前 款 令で定める日までに、 の 電気事業法 |法の施行の際現に附則第| (以下この条におい 第五号新電気事業法第二条第 第三条の許可を受けてい (第五号旧電気事業法第二条第 「一般送配電事業者」という。) (以下この項に 次項第二号及び第四 て単に 電力・ 電力取引監視等委員 第十八条第一 条第五 る おい ガ 三託 ス取引 般送配 送供 7 (以下こ 一号に掲 項 第七 公給等 項に 監視 第五 項 項 附 雷

により委員長の職務を代理する委員として指名されたものとみな三号施行日に、第三号新電気事業法第六十六条の五第二項の規定六十六条の五第二項の規定により指名された委員である者は、第

可の申請等に関する経過措置) (一般送配電事業者の電力量調整供給に係る託送供給等約款の認

第三条 事業法 め、 二号及び第四項において同じ。)に係る料金その他の 二条第一 十八条第一 ころにより、 平 事業者(以この条において単に「一般送配電事業者」という。) 号旧電気事業法」という。)第三条の許可を受けてい げる規定による改正 法第二条第一 範囲内にお に -成二十六年改正法の施行の日から起算して一年六月を超えな 「託送供給等約款」という。) 経済産業大臣 平成二十六年改正 (以下この条において 項第七号に規定する電 項に規定する託送供給等約款 いて政令で定める日 項第七号に規定する発電量調整供給を除く。 附則第 の認可を申請しなければならない。 前の 条第五号に掲げる規定による改正後の電 電 法 0 気事業法 施 「第五号新電気事業法」という。) につい 行の 力量調整供 までに、 際現に附 (以下この項におい て、 経済産業省令で定めると (以下この条にお 第五号新電気事業 給 則 (第五号旧 第一 供給 、 る 一 条第一 般送配 電 条件 て Ŧī. 号に 気事 次 第 :を定 項 法 て は、 第 第 業 第 単 気 電 五. 掲

委員会。以下「委員会」という。)の認可を申請しなければならな取引監視等委員会(第三号施行日前にあっては、電力取引監視等において同じ。)に係る料金その他の供給条件を定め、電力・ガス

いると認めるときは、同項の認可をしなければならない。 2 委員会は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合して

・二 (略)

たものとなるよう、適正かつ明確に定められていること。 三 料金の額の算出方法が、地域ごとの電気の需給の状況に応じ

四~六 (略)

- 4 う。) 前においても、 認可を受けることができる 0 五号新電気事業法第十八条第二項ただし書に規定する料金その た託送供給等約款により難い特別の事情がある場合であって、 条第五号に掲げる規定の施行の 供給条件により電力量調整供給を行おうとするときは、 第 項の認可を受けた一般送配電事業者は、 当該料金その他の供給条件について委員会の 日 (以 下 「第五号施行日」 同項の認可を受け 附則第 とい 他 第

合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適

2

一•二 (略)

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四~六 (略)

- なければならない。 めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款を公表しめるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款を公表し3 第一項の認可を受けた一般送配電事業者は、経済産業省令で定
- 4 大臣の う。) 前においても、 た託送供給等約款により難い特別の事情がある場合であって、 0 五号新電気事業法第十八条第二項ただし書に規定する料金その 条第五号に掲げる規定の施行の 第一 供給条件により電力量調整供給を行おうとするときは、 認可を受けることができる 項の認可を受けた一般送配電事業者は、 当該料金その他 H の供給条件について経済産業 (以 下 「第五号施行日」 同項の認可を受け 附則 とい 第 第 他
- 5 経済産業大臣は、第一項又は前項の認可をしようとする場合に

(削る)

5 · 6 (略)

(電気事業に係る一般担保に関する経過措置)

第一項から第三項までの社債の社債権者については、同条の規定及び第十条において「旧電気事業法」という。)第二十七条の三十れた第三条の規定による改正前の電気事業法(次条、附則第九条第六条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に発行さ 第

(電気事業法の一部改正に伴う準備行為)

は、

この法律の施行後も、

なおその効力を有する。

この法律の施行後も、

なおその効力を有する。

第七条 定する一般送配電事業者をいう。 とができる。 ただし書及び第 この条において 日 前においても 般送配電事業者 「新電気事業法」という。) 項 第三条の規定による改正後の電気事業法 の規定の例により、 (旧電気事業法第二条第一項第九号に規 第三項において同じ。) 委員会の認可を受けるこ 第二十二条の二第一 は、 (以 下 施 項 行

は、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会(第三号施行日前

ない。

にあっては

電力取引監視等委員会)

の意見を聴かなければなら

6 · 7 (略)

、電気事業に係る一般担保に関する経過措置

項から第三項までの社債の社債権者については、同条の規定は、条までにおいて「旧電気事業法」という。)第二十七条の三十第一れた第三条の規定による改正前の電気事業法(次条から附則第十第六条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に発行さ

(電気事業法の一部改正に伴う準備行為)

第七条 できる。 という。) 第二十二条の二第 後の電気事業法 おいて同じ。)は、 定する一般送配電事業者をいう。 六条の十の規定の例により、 般送配電事業者 (以下この条及び次条において 施行日前においても、 旧 項ただし書及び第一 経済産業大臣の認可を受けることが 電気事業法第二条第一項第九号に規 第三項及び次条第 第三条の規定による改 「新電気事業法 二項並びに第六十 一項第 一号に

2 送電事業者(旧電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送

2

送電事業者

(旧電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送

規定の例により、委員会の認可を受けることができる。新電気事業法第二十七条の十一の二第一項ただし書及び第二項の電事業者をいう。次項において同じ。)は、施行日前においても、

とみなす。 書又は第二十七条の十一の二第一項ただし書の認可を受けたもの者は、施行日において新電気事業法第二十二条の二第一項ただし3 前二項の委員会の認可を受けた一般送配電事業者又は送電事業

第八条 削除

済産業大臣の認可を受けることができる。ただし書及び第二項並びに第六十六条の十の規定の例により、経施行日前においても、新電気事業法第二十七条の十一の二第一項電事業者をいう。次項及び次条第一項第二号において同じ。)は、

たものとみなす。
にものとみなす。
にものとみなす。
にものとみなす。
前二項の経済産業大臣の認可を受けた一般送配電事業者又は送前二項の経済産業大臣の認可を受けた一般送配電事業者又は送

3

- 一 一般送配電事業者たる会社
- 二 送電事業者たる会社
- 三 発電事業者(旧電気事業法第二条第一項第十五号に規定する

発電事業者をいう。)たる会社

2 前項の認定を受けた会社は、施行日において新電気事業法附則十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。)とする会社四 前三号に掲げる会社を子会社(会社法(平成十七年法律第八四

第十二項の認定を受けたものとみなす。

般ガス導管 事業に係る託送供給約款の認可の申請等に関する

経過措置

第十八条 給約 う。 は、 第四項に規定する託送供給をいう。 号新ガ 十五条の規定により許可を受けるべき者に該当するもの 可を受けて て同じ。) ければならない。 までに、 0 の条及び次条において単に「一般ガス事業者」という。) 日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 この限りでな 以下この条において同じ。)を定め、 一款を定める必要がないものとして委員会の承認を受けた場合 ス事業法第四十八条第一項に規定する託送供給約款を この 委員会規則で定めるところにより、 の申込みを受ける見込みその他の いる一 法 律 ただし、 般ガス事業者であって第五号新ガス事業法第三 0 公布の際現に第五号旧ガス事業法第三条の許 託送供給(第五号新ガス事業法第二条 次項第二号及び第四項にお 委員会の認可 事情を勘案 託送供給約 を申請 į は、 款 (以下こ 託送供 第五 公布 しな 1

2 していると認めるときは、 委員会は、 前 項本文の 認可の申請が次の各号のいず 同項本文の認可をしなければならない。 れにも適合

~六 略

3 めるところにより、 項本文の認可を受けた一般ガス事業者は、 同項本文の認可を受けた託送供給約款を公表 委員会規則で定

> (一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可の申請等に関 する

経過措置

第十八条 う。 十五条の規定により許可を受けるべき者に該当するもの を受けた場合は、 託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認 第二条第四項に規定する託送供給をいう。 請しなければならない。 までに、 の条及び次条において単に「一般ガス事業者」という。) 可を受けている一 において同じ。) 五号新ガス事業法第四十八条第一項に規定する託送供給約款をい 日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 以下この条において同じ。)を定め、 この法 経済産業省令で定めるところにより、 律の公布 の申込みを受ける見込みその この限りでない 般ガス事業者であって第五号新ガス事業法第三 ただし、 の際現に第五号旧ガス事業法第三 託送供給 経済産業大臣の認可 次項第二号及び第四 (第五号新ガス事業法 他の 託送供給約 事 ,情を勘案 は、 (以下こ 款 公布 を 0 (第 項 許

0

2 5 も適合していると認めるときは うない。 経済産業大臣は、 前項本文の 認可 同 1項本文の認可をしなけれ Ō 申請が次の 各号の ず ば れ な に

~六 略

3 定めるところにより、 第一 項 本文の 認可を受けた一 同項本文の認可を受けた託送供給約款を公 般ガス事業者は、 経済産業省令で

しなければならない。

会での他の供給条件により託送供給を行おうとするときは、第五て、第五号新ガス事業法第四十八条第三項ただし書に規定する料で、第五号新ガス事業法第四十八条第三項ただし書に規定する料金その他の供給条件により難い特別の事情がある場合であっる。

5~8 (略)

会の認可を受けることができる

(一般ガス導管事業に係る最終保障供給に係る約款の届出等に関

する経過措置)

まった。 とするときも、同様とする。 五十一条第一項に規定する約款を定め、委員会規則で定めるとこ 五十一条第一項に規定する約款を定め、委員会規則で定めるとこ 五十一条第一項に規定する約款を定め、委員会規則で定めるとこ 五十一条第一項に規定する約款を定め、要員会規則で定めるとこ 五十一条第一項に規定する約款を定め、可能の目から起算して二年を超えな 第十九条

一~四 (略)

表しなければならない。

産業大臣の認可を受けることができる。
を受けた託送供給約款により難い特別の事情がある場合であった。第五号新ガス事業法第四十八条第三項ただし書に規定する料で、第五号新ガス事業法第四十八条第三項ただし書に規定する料金その他の供給条件により託送供給を行おうとするときは、第五の場所の事情がある場合であった。

5~8 (略)

する経過措置)
(一般ガス導管事業に係る最終保障供給に係る約款の届出等に関

般ガス事業者は、

公布の日から起算して二年を超えな

ころにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変五十一条第一項に規定する約款を定め、経済産業省令で定めるとい範囲内において政令で定める日までに、第五号新ガス事業法第

更しようとするときも、

同様とする。

とができる。
対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずるこのいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般ガス事業者に2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号

一~四 (略)

五七

で定めるところにより、同項の規定による届出をした約款を公表3第一項の規定による届出をした一般ガス事業者は、委員会規則

しなければならない。

4 は、 二条第五項に規定する最終保障供給をいう。)を行おうとするとき 金その他の供給条件により最終保障供給 て、 による届 1 て委員会の 第五号施 第五号新ガス事業法第五十一条第二項ただし書に規定する料 項の規定による届出をした一般ガス事業者は、 出 をした約款により難い特別の事情がある場合で 承認を受けることができる。 行日前においても、 当該料金その他の供給条件につ (第五号新ガス事業法第 同項の規定 あ 0 4

5 · 6 (略)

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給

約款)

第二十四条 第一 ば 定 0 ならない。 旧 他 の供 供 項の義務を負う間、 給区 給条件について、 |域等 旧 これを変更しようとするときも、 般ガスみなしガス小売事業者は、 小売供給約款を定め、 指定旧供給区域等小売供給に係る料金そ 委員会規則で定めるところにより、 委員会の認可を受け 同様とする。 附則第二十二条 なけ 指 n

表しなければならない。
一句で定めるところにより、同項の規定による届出をした約款を公3 第一項の規定による届出をした一般ガス事業者は、経済産業省

は、 二条第五項に規定する最終保障供給をいう。)を行おうとするとき て、 による届出をした約款により難い 金その他の供給条件により最終保障供給 1 第一 て経済産業大臣 第五号施行日前においても、 第五号新ガス事業法第五十一条第二項ただし書に規定する料 項の規定による届出をした一般ガス事業者は、 の承認を受けることができる 当該料金その他の供給条件に · 特別 0 (第五号新ガス事業法第 事情がある場合であ 同項の規定 0

5 · 6 (略)

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給

約款

おいる。 第二十四条 旧一般ガスみなしガス小売事業者は、附則第二十二条第二十四条 旧一般ガスみなしガス小売事業者は、附則第二十二条第二十四条 旧一般ガスみなしガス小売事業者は、附則第二十二条

る。

2

委員会は、

前

項

0

認可の申請が次の各号のいずれにも適合して

| 2 | 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適

いると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一~四 (略)

3

(略

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件に関する経

過措置)

ととされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けたは、附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するこ第五号施行日から起算して一月以内に委員会の承認を受けたとき第二十五条 旧認可供給条件は、委員会規則で定めるところにより、第

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給

約款に関する準備行為)

ものとみなす。

二十四条第一項の規定の例により、指定旧供給区域等小売供給約般ガス事業者」という。)は、第五号施行日前においても、附則第許可を受けている一般ガス事業者(以下この条において単に「一第二十六条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三条の

いると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
2 委員会は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合して

款を定め、

委員会の認可を受けることができる。

合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

~四 (略)

3 (略)

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件に関する経

過措置)

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給

約款に関する準備行為

款を定め、経済産業大臣の認可を受けることができる。 二十四条第一項の規定の例により、指定旧供給区域等小売供給約般ガス事業者」という。)は、第五号施行日前においても、附則第許可を受けている一般ガス事業者(以下この条において単に「一第二十六条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三条の

合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適

一~四 (略)

ところにより、同項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約3(第一項の認可を受けた一般ガス事業者は、委員会規則で定める)

款を公表しなければならない。

4 第一項の認可を受けた一般ガス事業者は、同項の認可を受けた 4 第一項の認可を受けた一般ガス事業法第二十条ただし書に規定することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書に規定する料金その他の供給条件により指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事情がある場合 4 第一項の認可を受けた一般ガス事業者は、同項の認可を受けた 4

5~7 (略)

供給条件について委員会の認可を受けることができる。

(公聴会)

定による認可をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の第二十七条。委員会は、附則第二十四条第一項又は前条第一項の規

意見を聴かなければならない。

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約

旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、

款

一 ~ 四 (略)

約款を公表しなければならない。 るところにより、同項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給3 第一項の認可を受けた一般ガス事業者は、経済産業省令で定め

供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。であって、附則第二十二条第四項の規定によりなおその他のあっととされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書に規定するときは、第五号旧ガス事業法第二十条ただし書に規定する料金その他の供給条件により指定旧供給区域等小売供給を行おる料金その他の供給条件により指定によりなおその効力を有いるがあるときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の方とするとされる第五号旧ガス事業法は、同項の認可を受けた第一項の認可を受けた一般ガス事業者は、同項の認可を受けた

5~7 (略)

(公聴会)

| 一般の意見を聴かなければならない。 項の規定による認可をしようとするときは、公聴会を開き、広くの規 | 第二十七条 | 経済産業大臣は、附則第二十四条第一項又は前条第一

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約

附則第二十八条第 第三十条 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、 附則第二十八条第

款

ない。これを変更しようとするときも、同様とする。供給地点小売供給約款を定め、委員会の認可を受けなければならの供給条件について、委員会規則で定めるところにより、指定旧一項の義務を負う間、指定旧供給地点小売供給に係る料金その他

いると認めるときは、同項の認可をしなければならない。 2 委員会は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合して

一~四 (略)

3

(略

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件に関する経)

過措置)

ととされる第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書の認は、附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有するこ第五号施行日から起算して一月以内に委員会の承認を受けたとき第三十一条 旧認可供給条件は、委員会規則で定めるところにより、

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約

可を受けたものとみなす。

款に関する準備行為)

条の二の許可を受けている簡易ガス事業者(以下この条において第三十二条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三十七

ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。旧供給地点小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなけの供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定一項の義務を負う間、指定旧供給地点小売供給に係る料金その他

合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適

2

一~四 (略

3 (略)

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件に関する経

過措置)

第三十一条 旧認可供給条件は、経済産業省令で定めるところによ第三十一条 旧認可供給条件は、経済産業省令で定めるところによりなおその強力

款に関する準備行為)(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約

条の二の許可を受けている簡易ガス事業者(以下この条において第三十二条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三十七

附則第三十条第一項の規定の例により、指定旧供給地点小売供給単に「簡易ガス事業者」という。)は、第五号施行日前においても、

約款を定め、

委員会の認可を受けることができる。

いると認めるときは、同項の認可をしなければならない。2 委員会は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合して

一~四 (略)

を公表しなければならない。 ところにより、同項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款3 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、委員会規則で定める 3

4

の他の供給条件について委員会の認可を受けることができる。 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、同項の認可を受けた 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、同項の認可を受けた 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、同項の認可を受けた 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、同項の認可を受けた

5~7 (略)

(みなしガス小売事業者に対する報告の徴収)

第三十三条経済産業大臣は、附則第二十二条及び第二十三条の規

約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることができる。附則第三十条第一項の規定の例により、指定旧供給地点小売供給単に「簡易ガス事業者」という。)は、第五号施行日前においても、

1.47 (各) 合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適

~四 (略)

款を公表しなければならない。
るところにより、同項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約の第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、経済産業省令で定め

4 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、同項の認可を受けたの他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができることとされる第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書に規定する料金その他の供給条件により指定旧供給地点小売供給の地の供給条件により指定の事情がある場合でを行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金そを行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金そを行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金そを行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けたも、当該料金子を行おうとするとは、第五号施行日前においても、当該料金子を行おうとする。

5~7 (略)

(みなしガス小売事業者に対する報告の徴収)

| 第三十三条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条まで

定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、 せることができる。 般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさ 旧 旧一 させることができる。

2 ができる。 みなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせること に必要な限度において、 経済産業大臣は、 附則第二十八条及び第二十九条の規定の施行 政令で定めるところにより、 旧簡易ガス 2

3 委員会は 附 則第二十四条及び第二十五条の規定の施行に必要

ガス小売事業者に対し な限度において 政令で定めるところにより その事業に関し報告をさせることができ 旧 般ガスみなし

る。

4 限度において 委員会は 附則第三十条及び第三十 政令で定めるところにより 一条の規定の施行に必要な 旧簡易ガスみなしガ

(新設)

ス小売事業者に対し、

その事業に関し報告をさせることができる。

(みなしガス小売事業者に対する立入検査

第三十四条 定の施行に必要な限度において、 ガス小売事業者の営業所、 経済産業大臣は、 事務所その他の事業場に立ち入り、 附則第二十二条及び第二十三条の規 その職員に、 旧一 般ガスみな 帳

2 経済産業大臣は、 附則第二十八条及び第二十九条の規定の施行

書類その他の物件を検査させることができる。

の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、 般ガスみなしガス小売事業者に対し、 その事業に関し報告を

施行に必要な限度におい 経済産業大臣は、 附則第二十八条から第三十一条までの規 て、 政令で定めるところにより、 旧 簡易 定 0)

ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせる

ことができる。

(新設)

(みなしガス小売事業者に対する立入検査

第三十四条 帳簿、 なしガス小売事業者の営業所、 の規定の施行に必要な限度におい 書類その他の物件を検査させることができる。 経済産業大臣は、 附則第二十二条から第二十五条まで 事務所その他の事業場に立ち入り、 て、 その職員に、 旧 般ガスみ

2 経済産業大臣は、 附則第二十八条から第三十一条までの規定 0)

6 5 4 第三十五条 3 営業所、 後の電気事業法第六十六条の二第三項に規定するもの 査 票を携帯し、 物件を検査させることができる。 その他の物件を検査させることができる。 事業者の営業所、 の附則の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 限度において の物件を検査させることができる。 の営業所 な限度にお に必要な限度において、 (委員会の権限等) 0 前各項の規定により立入検査をする職員は、 委員会は 委員会は ために認められたも 項から第四項 事務所その他の事業場に立ち入り 事務 いて 委員会は、 関係人に呈示しなければならない。 附則第三十条及び第三十一条の規定 附則第二十四条及び第二十五条の規定 その職員に 所その その職員に 事務所その他の事業場に立ち入り、 までの規定による立入検査の権 附則第一条第三号に掲げる規定による改正 他の事業場に立ち入り その職員に、 0 と解釈してはならない。 旧簡易ガスみなしガス小売事業者 旧 般ガスみなしガス小売事業者 旧簡易ガスみなし 帳簿 その 帳簿 の施 身分を示す証 書類その 限 0 は、 行に 0) 書類その 施 帳 簿、 ガス ほ 行に必要 か、 犯罪捜 必要な 小売 他 書 \subseteq 0 類 第三十五条 4 3 (新設) (新設) 限等) 票を携帯 書類その他の物件を検査させることができる。 施行に必要な限度におい る規定による改正後の電気事業法第六十六条の二第二項に規定す 条までにおいて「委員会」という。)は、 ために認められたもの 小売事業者の営業所、 (ガス事業法 第一 前二項の規定により立入検査をする職員は、 項又は第 Ļ 電力・ガス取引監視等委員会 関係人に呈示しなければならない。 0 |項の規定による立入検査の権 部改正 と解釈してはならない。 事務所その て、 に伴う電力 その職員に、 他の事業場に立ち入り、 ガ 附則第一 ス取引監視等委員会の (次条から附則第四十二 旧簡易ガスみなしガ その身分を示す 限 条第三号に掲げ は、 犯罪搜 帳簿

査

0

権

証

ス

2 省設置法第十七条中 命令を含む。)」とあるのは 五条第 を改正する等の法律 法律第百七十号)第六十六条の二第三項及び電気事業法等の一部 第六十六条の二第三項」とあるのは 前項の場合におい 項 لح 同法第二十四条中 て、 「電気事業法 (平成二十七年法律第 第十四条の規定による改正後の経済産業 「電気事業法及び電気事業法等の一部 (昭和三十九年法律第百七十号) 一電気事業法 「電気事業法 号) (これに基づく (昭和三十九年 附則第三十 2

を改正する等の法律(これらに基づく命令を含む。)」とする。

委員会の意見を聴かなければならない。第三十六条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、

(削る)

(削る)

る。「現の規定によりその権限に属させられた事項を処理するもののほか、次条から附則第四十条まで並びに第四十一条第一

号)」と、 事業法等の一 等委員会の項中「電気事業法 省設置法 とする。 電気事業法等の の二第二項」とあるのは「電気事業法第六十六条の二第二項及び 済産業省設置法」という。)第六条第二項の表電力・ガス取引監視 あるのは 前項の場合において 新経済産業省設置法第十七条中 「電気事業法 (以下この項及び附則第五十七条第二項において 部を改正する等の法律 一部を改正する等の法律附則第三十五条第一項」 (昭和三十九年法律第百七十号)及び電気 第十四条の規定による改正後の経済産業 (昭和三十九年法律第百七十号)」と (平成二十七年法律第 「電気事業法第六十六条 「新経

第三十六条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、

委員会の意見を聴かなければならない。

又は第三十一条の承認をしようとするとき。

二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取より委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第第三十八条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定に	関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明それた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機第三十八条 委員会は、この附則の規定によりその権限に属させら
3 委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大	3 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業
2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告する。	の内容を公表しなければならない。
による勧告をした場合は、この限りでし、必要な勧告をすることができる。図るため必要があると認めるときは、	_
二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取より委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第一第三十七条。委員会は、除貝第四十一条第一項又は第二項の規定に	と認めるときは、ガス事業に関し講ずべき施策について経済産業れた事項に関し、ガスの適正な取引の確保を図るため必要がある第三十七条「委員会に「この除貝の規定によりその権限に属させら
第十九条第二	111,

の他の必要な協力を求めることができる。

第三十九条及び第四十条 削除

の規定による勧告をした場合は、この限りでない。臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大

- の内容を公表しなければならない。委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、そ
- ることができる。 大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求め 変員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業

- の内容を公表しなければならない。 2 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、そ
- ことができる。 大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求める 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業

第四十条 委員会は、附則第三十六条第一項、第三十七条第一項、

(権限の委任)

第三十六条第一項の規定による権限の一部を経済産業局長に委任三十三条第一項及び第二項、第三十四条第一項及び第二項並びに項、第二十三条、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条、第二十二条第一項及び第二第四十一条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第

することができる。

第三十八条第一項、前条第一項並びに次条第一項及び第二項の規第三十八条第一項、前条第一項並びに次条第一項及び第二項の規第三十八条第一項、前条第一項並びに次条第一項及び第二項の規

(権限の委任)

委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)を委員会に一項及び第二項の規定による権限(ガスの適正な取引の確保に係第四十一条 経済産業大臣は、附則第三十三条並びに第三十四条第

うことを妨げない。

五 附則第三十三条第一項又は第二項の規定による報告をせず、	五 附則第三十三条第一項から第四項までの規定による報告をせ
一~四 (略)	一~四(略)
罰金に処する。	罰金に処する。
第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の	第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の
委員会に対してのみ行うことができる。	
により経済産業局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、	
た附則第三十三条の規定により行う報の命令(前条第五項の規定	
第四十二条 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任され	第四十二条 削除
(委員会に対する審査請求)	
関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。	
6 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に	
できる。	
定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することが	
5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規	
できる。	
委任されたものを除く。)の一部を経済産業局長に委任することが	
一項の規定による権限(第一項又は第二項の規定により委員会に	
及び第二項、第二十九条から第三十四条まで並びに第三十六条第	
及び第二項、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項	
_	

ず、又は虚偽の報告をした者

(みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程)

規程を定め、委員会の認可を受けなければならない。これを変更り、いて、委員会規則で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件につ第五十二条。みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を

いると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
2 委員会は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合して

ようとするときも

同様とする

一~四 (略)

3

供給条件を変更することができる 出 を受けた指定旧供 定める場合には、 益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として委員会規則で を引き下げる場合その他の指定旧供給区域熱供給を受ける者の があったときは、 4 なし熱供給事業者は、 給区域熱供給規程 委員会規則で定めるところにより、 その変更後のもの) 第一項後段の規定にかかわらず、 (次項の規定による変更の届 で設定した料金その 同 項の 料金 他 認 利 \mathcal{O} 可

又は虚偽の報告をした者

六 附則第三十四条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、

妨げ、

又は忌避した者

(みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程

第五十二条 負う間、 れを変更しようとするときも、 給規程を定め、 1 て、 経済産業省令で定めるところにより、 指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件に みなし熱供給事業者は、 経済産業大臣 の認可を受けなければならない。 同様とする 附則第五十条第一項の義務 指定旧 供 公給区 域 熱 供 0 を

合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適

一~四 (略)

3 他 の届出があったときは、 認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程 で定める場合には、 益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令 を引き下げる場合その他の指定旧供給区域熱供給を受ける者 の みなし熱供給事業者は、 供給条件を変更することができる。 経済産業省令で定めるところにより、 その変更後のもの)で設定した料金その 第一項後段の規定にかかわらず、 (次項の規定による変更 同 料 [の利 項 0 金

4 みなし熱供給事業者は、前項の規定により料金その他の供給条

4

4

なし熱供給事業者は、

前項の規定により料金その他の供給条

件を変更したときは、 0 指定旧供給区域熱供給規程を委員会に届け出なければならな 委員会規則で定めるところにより、 変更後

\ `

5 域熱供給規程を変更すべきことを命ずることができる 規 なし熱供給事業者に対し、 程が次の各号の 委員会は、 前項の規定による届出に係る指定旧供給区域 7 ず れかに該当しないと認めるときは 相当の期限を定め、 その指定旧供給区 **熱供給** 当 該 4

<u>ر</u> <u>=</u> (略)

6 · 7 (略)

(みなし熱供給事業者の旧認可供給条件に関する経過措置)

第五十三条

旧認可供給条件は、

委員会規則で定めるところにより、

は、 第三号施行日から起算して一月以内に委員会の承認を受けたとき とされる旧熱供給 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有すること 事業法第十五条第一項ただし書の認可を受けた

(みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程に関する準 備

行為

ものとみなす。

第五十四条 を受けている熱供給事業者(以下この条において単に「熱供給事 この法 律の公布の際現に旧熱供給事業法第三条の許可

> 件を変更したときは、 後の指定旧供給区域熱供給規程を経済産業大臣に届け出なけ 経済産業省令で定めるところにより、 変更 れ ば

ならない。 経済産業大臣は、 前項の規定による届出に係る指定旧供給区

域

5

熱供給規程が次の各号の いず れかに該当しないと認めるときは

当該みなし熱供給事業者に対し、 相当の期限を定め、 その指定旧

供給区域熱供給規程を変更すべきことを命ずることができる。

<u>\{</u> (略)

6 · (略)

(みなし熱供給事業者の

旧認可供給条件に関する経過措置)

第五十三条 り、 受けたときは、 有することとされる旧熱供給 第三号施行日から起算して一月以内に経済産業大臣の承認 旧認可供給条件は、 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を 事業法第十五条第一項ただし書の認 経済産業省令で定めるところによ を

(みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程に関する準 備 可を受けたものとみなす。

行為)

第五十四条 を受けている熱供給事業者 この法律の公布 の際現に旧熱供給事業法第三条の許 (以下この条において単に 「熱供給 事 可

第一項の規定の例により、指定旧供給区域熱供給規程を定め、委業者」という。)は、第三号施行日前においても、附則第五十二条

員会の認可を受けることができる。

いると認めるときは、同項の認可をしなければならない。 2 委員会は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合して

一~四 (略)

3 (略)

4

きは、第三号施行日前においても、当該料金その他の供給条件にて、附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することで、附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十五条第一項ただし書に規定する料金をの他の供給条件により指定旧供給区域熱供給規程により難い特別の事情がある場合であった。 第一項の認可を受けた熱 4

5~7 (略)

ついて委員会の認可を受けることができる。

(みなし熱供給事業者に対する報告の徴収)

し熱供給事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができの施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みな第五十五条 経済産業大臣は、附則第五十条及び第五十一条の規定

る。

済産業大臣の認可を受けることができる。第一項の規定の例により、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経業者」という。)は、第三号施行日前においても、附則第五十二条

合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適

~四 (略)

3 (略)

きは、 て、 その他の供給条件により指定旧供給区域熱供給を行おうとすると とされる旧熱供給事業法第十五条第一項ただし書に規定する料金 定旧供給区域熱供給規程により難い特別の事情がある場合であ ついて経済産業大臣の認可を受けることができる 第一 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有すること 第三号施行日 項の認可を受けた熱供給事業者は、 前においても、 当該料金その 同項の認可を受けた指 他の 供給条件に 0

5~7 (略)

(みなし熱供給事業者に対する報告の徴収)

みなし熱供給事業者に対し、その業務に関し報告をさせることが規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第五十五条 経済産業大臣は、附則第五十条から第五十三条までの

できる。

第五十七条削除(削る)	ために認められたものと解釈してはならない。 4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査の明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証物件を検査させることができる。	2 委員会は、付別第五十二条及び第五十三条の規定の毎寸に公要書類その他の物件を検査させることができる。 営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、熱供給施設、帳簿、の施行に必要な限度において、その職員にみなし熱供給事業者の	熱	者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。な限度において、政令で定めるところにより、みなし熱供給事業2 委員会は、附則第五十二条及び第五十三条の規定の施行に必要
第五十七条 電力・ガス取引監視等委員会(次条から附則第六十四権限等) (熱供給事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の	られたものと解釈してはならない。 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認め書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明	(所役) (所役) (所役)	第五十六条 経済産業大臣は、附則第五十条から第五十三条までの(みなし熱供給事業者に対する立入検査)	(新設)

(委員会の意見等)

委員会の意見を聴かなければならない。 第五十八条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、

一・二 (略)

条第二項又は第十五条第一項ただし書の認可をしようとするととされる旧熱供給事業法第九条第一項若しくは第二項、第十一三 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有すること

一項及び第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理るもののほか、次条から附則第六十二条まで並びに第六十三条第る規定による改正後の電気事業法第六十六条の二第二項に規定する。

2 事業法第六十六条の二第二項」とあるのは「電気事業法第六十六 律第百七十号)」とあるのは「電気事業法 力 • 条の二第二項及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 五十七条第一項」とする。 七年法律第 七十号) 前項の場合において ガス取引監視等委員会の項中「電気事業法 及び電気事業法等の一部を改正する等の法律 号)」と、 新経済産業省設置法第六条第二 新経済産業省設置法第十七条中 (昭和三十九年法律第百 (昭和三十九年法 (平成二十 一項の表電 「電気

(新設)

| 委員会の意見を聴かなければならない。 | 第五十八条 | 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、

·二 (略)

条第二項若しくは第十五条第一項ただし書の認可又は附則第五とされる旧熱供給事業法第九条第一項若しくは第二項、第十一三 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有すること

き。

兀 (略)

五. ようとするとき とされる旧熱供給事業法第十六条第一項の規定による命令をし 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有すること

六 (略)

(削る)

2 (略)

第五十九条 れた事項に関し 委員会は 必要があると認めるときは、熱供給事業に関し この附則の規定によりその権限に属させら

講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

の内容を公表しなければならない。 委員会は 前項の規定による建議をしたときは、 遅滞なく、

そ

2

3 大臣に対し、 委員会は 当該建議に基づき講じた施策について報告を求める 第一項の規定による建議をした場合には 経済産業

ことができる。

十二条第一項の認可をしようとするとき。

兀 (略)

五. とされる旧熱供給事業法第十六条第一項の規定による命令又は 附則第五十二条第五項の規定による命令をしようとするとき。 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有すること

六 (略)

附則第五十三条の規定による承認をしようとするとき。

2 (略)

七

2 第五十九条 する。 告を受けたみなし熱供給事業者が、 なし熱供給事業者に対し、 より委任された附則第五十五条又は第五十六条第一項の規定によ る権限を行使した場合において、 に従わなかったときは、 委員会は、 次条第一項の規定による勧告をした場合は、 委員会は、 前項の規定による勧告をした場合において、 附則第六十三条第一項又は第二項の規定に その旨を経済産業大臣に報告するものと 必要な勧告をすることができる。 必要があると認めるときは、 正当な理由がなく、 この限りでない。 その勧告 当該勧 ただ

3 ことができる。 臣に対し、 委員会は、 当該報告に基づいてとった措置について報告を求める 前項の規定による報告をした場合には、 経済産業大

経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、「大人」の委任された附則第五十五条又は第五十六条第一項の規定による第六十条 委員会は、附則第六十三条第一項又は第二項の規定による

の内容を公表しなければならない。委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、そ

前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

ることができる。 大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求める。 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業

- | の内容を公表しなければならない。 | 2 | 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、そ

(権限の委任)

権限の一部を経済産業局長に委任することができる。第一項、第五十六条第一項並びに第五十八条第一項の規定による四十九条、第五十条第一項及び第二項、第五十一条、第五十五条第六十三条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第

第六十二条 委員会は、附則第五十八条第一項、第五十九条第一項、前条第一項並びに次条第一項及び第二項の規定 第六十条第一項、前条第一項並びに次条第一項及び第二項の規定 る。

(権限の委任)

第六十三条 経済産業大臣は、附則第五十五条及び第五十六条第一領の規定による権限(附則第五十条第四項の規定によりなおその第五十三条の規定に関するものに限る。)を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げだし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げだし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げだし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げだし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げたし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げたし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げたし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げたし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げたい。

2

経済産業大臣は、

政令で定めるところにより、

附則第五十五条

び第二項の規定、

同条第四項の規定によりなおその効力を有する

第十一条

第十二条及び第

及び第五十六条第一項の規定による権限

(附則第五十条第一項及

こととされる旧熱供給事業法第九条、

第六十四条 削

するものに限る。)を委員会に委任することができる。十六条の規定並びに附則第五十一条第一項及び第二項の規定に関

- 6 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務にできる。 定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することが 支により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することが

(委員会に対する審査請求)

関しては、

委員会が経済産業局長を指揮監督する。

は、委員会に対してのみ行うことができる。
定により経済産業局長が行う場合を含む。)についての審査請求た附則第五十五条の規定により行う報告の命令(前条第五項の規第六十四条 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任され

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の

罰金に処する。

(略)

二 附則第五十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、

又は虚偽の報告をした者

三 附則第五十六条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、

妨げ、又は忌避した者

(処分等の効力)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、

当該規定。以下この条、次条及び附則第七十二条において同じ。)

の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づ

よってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改

く命令を含む。

次条第

項において「旧法令」という。)の規定に

び次条において「新法令」という。)の規定に相当の規定があるも

(これに基づく命令を含む。

以下この条及

正後のそれぞれの法律

規定によってしたものとみなす。のは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法令の相当の

(命令の効力)

第七十一条の二 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下

0)

罰金に処する。

一 (略)

二 附則第五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告

した者

三 附則第五十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は

忌避した者

(処分等の効力)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、

当該規定。以下この条及び次条において同じ。) の施行前にこの法

律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以

| 「あざりって、このはまことの女に後のこれではの||味度の視害に下この条において同じ。) の規定によってした処分、手続その他の

相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に

ていたらのこみなか。き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によっ

てしたものとみなす。

(新設)

2 (削る) 令の相当規定に基づいて発せられた相当の経済産業省令としての 項を定めているものは、委員会規則としての効力を有する。 令」という。)で、新法令の規定により委員会規則で定めるべき事 効力を有するものとする。 定により発せられた経済産業省令(次項において「旧経済産業省 旧経済産業省令は、 法令に別段の定めがあるもののほか、 新法 第九十八条 する。 る法律(平成二十六年法律第六十九号)の一部を次のように改正 求」に改める。 一部改正) (行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の 第二百三十六条中電気事業法の改正規定に次のように加える。 第百十四条の二(見出しを含む。)中「不服申立て」を「審査請 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関す